

## 第 8 回 がん診療連携拠点病院の指定要件に関する

### ワーキンググループ

#### 議事次第

日時：令和 4 年 5 月 30 日（月） 13：00～16：00

場所：Web 開催

1 開会

2 議題

- (1) がん診療連携拠点病院等における指定要件の見直しについて
- (2) 今後の予定

【資料】

議事次第

資料 1 がん診療連携拠点病院等における指定要件の見直しについて

参考資料 1 「がん診療連携拠点病院等の指定要件に関するワーキンググループ」開催要項

参考資料 2 がん診療連携拠点病院等の整備について  
(平成 30 年 7 月 31 日付健発 0731 第 1 号厚生労働省健康局長通知)

参考資料 3 望ましい要件の充足状況まとめ

参考資料 4 診療従事者の人員要件と配置状況

参考資料 5 医療に関する広告が可能となった医師等の専門性に関する資格名等について

第8回がん診療連携拠点病院等の 指定要件に関するワーキンググループ	資料 1
令和4年5月30日	

# がん診療連携拠点病院等の指定要件について (総論)

厚生労働省健康局  
がん・疾病対策課

## 議題一覧

1. 指定要件の項目の見直しについて ……4
2. 都道府県がん診療連携協議会のあり方について ……5
3. 全ての拠点病院等が対応すべき項目と、役割分担の上で連携すべき項目 ……7
4. 都道府県がん診療連携拠点病院のあり方について ……12
5. 地域がん診療連携拠点病院(高度型)のあり方について ……14
6. 特定領域がん診療連携拠点病院のあり方について ……19
7. 拠点病院が主に体制を確保すべき対象とするがん種等について ……20
8. 小児がんの長期フォローアップ ……24
9. BCP(事業継続計画)的な視点に基づく診療体制の確保について ……25
10. 専門的な知識及び技能を有する診療従事者について ……29
11. 診療従事者人員要件について ……32
12. 「望ましい」等の要件について ……37
13. 要件未充足への対応 ……39
14. 情報公開 ……45
15. 新たな要件への経過措置等について ……50
16. 都道府県の定めるがん医療圏の見直しについて ……51

# がん診療連携拠点病院等（現行）

- 「国立がん研究センター」は、指定の検討会の意見を踏まえ、がん診療連携拠点病院として厚生労働大臣が指定する。
- 「がん診療連携拠点病院（都道府県がん診療連携拠点病院及び地域がん診療連携拠点病院）」「特定領域がん診療連携拠点病院」「地域がん診療病院」は、都道府県知事が推薦し、指定の検討会の意見を踏まえて厚生労働大臣が指定する。
- 「地域がん診療連携拠点病院」は、「高度型」「特例型」として、指定の類型を定めることができる。

## 〈がん診療連携拠点病院等の全体像〉

### ◆都道府県がん診療連携協議会（都道府県協議会）

都道府県がん診療連携拠点病院は都道府県協議会を設置し、都道府県内のがん診療に係る情報の共有、評価、分析及び発信を行う。

#### 都道府県がん診療連携拠点病院（51か所）

- ・ 都道府県における中心
- ・ 都道府県下の拠点病院等のとりまとめ（研修実施、情報提供等）

#### 地域がん診療連携拠点病院（354か所）

- ・ がん医療圏に原則1か所整備
- ・ 専門的ながん医療の提供・連携体制の整備

地域がん診療連携拠点病院（高度型）：  
55か所  
診療機能等が高く、同一のがん医療圏に1か所

地域がん診療連携拠点病院：293か所

地域がん診療連携拠点病院（特例型）：6か所  
指定要件を欠くななどの事態が発生した場合

#### 特定領域がん診療連携拠点病院（1か所）

- ・ 特定のがんについて都道府県で最も多くの患者を診療

#### 地域がん診療病院（45か所）

- ・ がん診療連携拠点病院のないがんの医療圏に1か所整備
- ・ グループ指定（隣接するがん診療連携拠点病院との連携）

国・厚生労働省

### ◆都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会（国協議会）

国立がん研究センターと都道府県がん診療連携拠点病院が連携し、情報収集、共有、評価、広報を行う。

#### 国立がん研究センター（2か所）

- ・ がん対策の中核的機関としてがん医療を牽引
- ・ 都道府県下のがん診療連携拠点病院等に対し、診療支援、情報提供、人材育成等の役割を担う
- ・ 我が国におけるがん診療等に関する情報を収集、分析、評価し、改善方策を検討した上で国に提言

## 1. 指定要件の項目の見直しについて

### 見直しの論点

- 現行の整備指針では、多数の指定要件が定められており、医療機関にとって把握しにくく、負担となっているという意見がある。
- また、既に多くの医療機関において十分実施されている内容を含んでいるとの指摘がある。
- 一方で、妊孕性温存療法等、新たに拠点病院等の要件に加えることを検討すべき分野も存在している。
- 新たな要件に拠点病院等が取り組みやすくするために、指定要件を見直すことについて、どう考えるか。

### 方針(案)

- 新たな要件について必要な項目の追加は行いつつも全体として現行のものよりも簡素化することを目指す。
- すでに多くの医療機関で十分に実施されており、他施策の状況なども踏まえて、要件の削除を行っても診療の質が維持される可能性が高い要件は削除する。
- すでに多くの医療機関で十分に実施されているが、当該要件を設定することによりそれを維持する必要がある要件は簡素化した記載を残すこととする。

## 2. 都道府県がん診療連携協議会のあり方について

### 見直しの論点

- 新型コロナウイルス感染症の流行に対して、がん診療体制についても大きな影響を受けたが、地域における連携が十分に機能できていれば、その影響を最小化できたのではないかとの指摘もある。
- 都道府県がん診療連携協議会（以下協議会とする。）が、十分に機能していない地域もあるとの意見もあり、各地域におけるがん対策を適切に推進していくために、協議会の機能を強化するようにはどうか。

### 方針（案）

- 全てのがん診療連携拠点病院等には、協議会への積極的な参画を求めているかどうか。
- 協議会には、各都道府県の行政や患者団体などの関係団体にも積極的な関与を求めているかどうか。
- 都道府県がん診療連携拠点病院（以下都道府県拠点病院とする。）には、協議会における調整やとりまとめの機能を求めているかどうか。
- 協議会においては、がん対策基本法、がん対策推進基本計画、各都道府県のがん計画等の趣旨や内容を踏まえて、都道府県におけるがん対策を強力的に推進する役割を求めているかどうか。
- また、適切な医療提供体制の整備に向けて、地域におけるがん診療に関連する人材育成や適正配置についても特定機能病院等を中心に議論を行うよう求めているかどうか。

## 都道府県協議会

- ・ 国のがん対策推進基本法及びがん対策推進基本計画、都道府県のがん計画等を強力に推進する役割を担う
- ・ 都道府県全体のがん医療の質の向上を担い、そのための議論・調整・広報等を行う
- ・ 特定機能病院等を中心とした高度ながん医療に関する人材育成、医師の適正配置における議論・調整を行う

### 地域がん診療病院

拠点病院と連携して各がん医療圏のがん医療の質の向上を担う



### 地域がん診療連携拠点病院

各がん医療圏のがん医療の質の向上を担う



特定機能病院  
人材育成、  
医師派遣 等

### 都道府県がん診療連携拠点病院

協議会を取りまとめ、都道府県全体のがん医療の質の向上に関し中心的な役割を担う



グループ  
指定

データ分析、  
評価、共有

連携協力  
体制の推進

人材育成

人員配置

広報

B C P体制  
構築

etc...

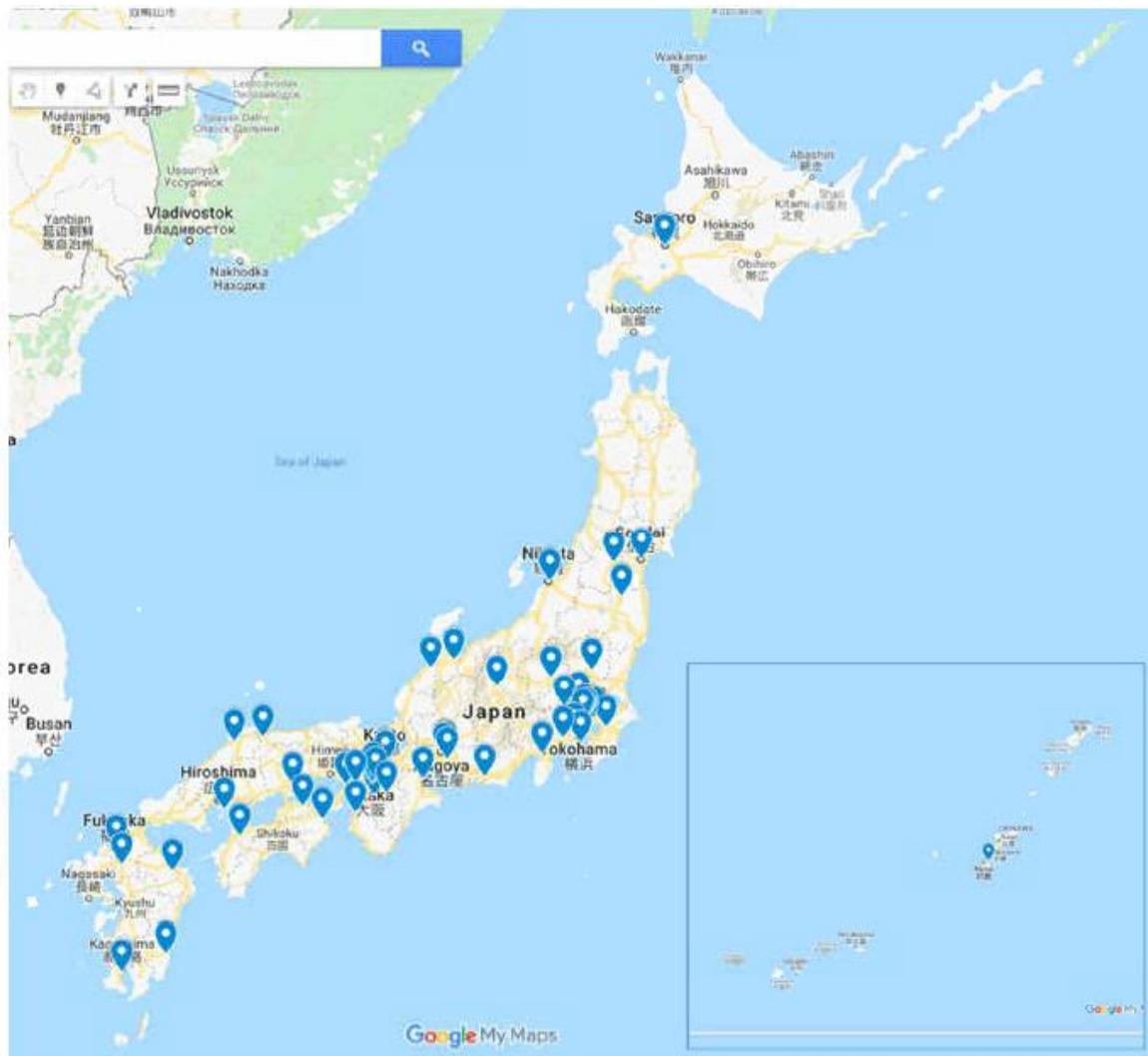
### 3. 全ての拠点病院等が対応すべき項目と、役割分担の上で連携を推進すべき項目

#### 見直しの論点

- がん医療の質の均てん化の観点から、全ての拠点病院等において提供することが求められる項目がある一方で、全ての拠点病院等では対応が難しく、役割分担の明確化を図る必要がある項目が存在するとの指摘がある。
- 全ての拠点病院等で対応を行わない項目についても、役割分担の明確化と連携の推進によって、全ての患者が適切な医療に比較的容易にアクセスすることができるようにしていく必要がある。

# 参考: 役割分担の上で連携を推進すべき項目の例①

## 希少がん情報公開専門病院 -四肢軟部肉腫-



病院名
北海道がんセンター
札幌医科大学附属病院
東北大学病院
山形大学医学部附属病院
福島県立医科大学附属病院
栃木県立がんセンター
群馬大学医学部附属病院
埼玉県立がんセンター
埼玉医科大学国際医療センター
千葉県がんセンター
東京歯科大学市川総合病院
東京国立がん研究センター
がん研有明病院
国立がん研究センター中央病院
慶應義塾大学病院
東京医科大学病院
順天堂大学医学部附属 順天堂医院
帝京大学医学部附属病院
神奈川県立がんセンター
横浜市立大学附属病院
東海大学医学部附属病院
新潟県立がんセンター新潟病院
新潟大学医学部総合病院
富山大学附属病院
金沢大学附属病院
信州大学医学部附属病院
静岡県立静岡がんセンター
浜松医科大学医学部附属病院
愛知県がんセンター病院 (旧 愛知県がんセンター中央病院)
名古屋大学医学部附属病院
名古屋市立大学病院
藤田医科大学病院 (旧 藤田保健衛生大学病院)
三重大学医学部附属病院
京都府立医科大学附属病院
京都大学医学部附属病院
大阪国際がんセンター
大阪市立総合医療センター
大阪市立大学医学部附属病院
大阪医療センター
大阪大学医学部附属病院
近畿大学病院
松下記念病院
兵庫県立がんセンター
神戸大学医学部附属病院
奈良県立医科大学附属病院
和歌山県立医科大学附属病院
鳥取大学医学部附属病院
鳥根大学医学部附属病院
岡山大学病院
呉医療センター
徳島大学病院
香川大学医学部附属病院
四国がんセンター
愛媛大学医学部附属病院
九州大学病院
久留米大学病院
大分大学医学部附属病院
宮崎大学医学部附属病院
鹿児島大学病院
琉球大学医学部附属病院

## 参考: 役割分担の上で連携を推進すべき項目の例②

重粒子線・陽子線治療施設一覧

2022年4月時点

合計25か所

重粒子線 6か所  
陽子線 18か所  
両者 1か所

重粒子線	陽子線	都道府県	施設名称
	●	北海道	北海道大学病院陽子線治療センター
	●	北海道	札幌禎心会病院陽子線治療センター
	●	北海道	北海道大野記念病院 札幌高機能放射線治療センター
●		山形県	山形大学医学部東日本重粒子センター
	●	福島県	南東北がん陽子線治療センター
●		群馬県	群馬大学医学部附属病院 重粒子線医学研究センター
	●	茨城県	筑波大学附属病院 陽子線医学利用研究センター
	●	千葉県	国立がん研究センター東病院
●		千葉県	量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所
●		神奈川県	神奈川県立がんセンター 重粒子線治療施設
	●	神奈川県	湘南鎌倉総合病院先端医療センター陽子線治療室
	●	長野県	相澤病院 陽子線治療センター
	●	静岡県	静岡県立静岡がんセンター
	●	愛知県	社会医療法人明陽会 成田記念陽子線センター
	●	愛知県	名古屋陽子線治療センター
	●	京都府	京都府立医科大学 永守記念最先端がん治療研究センター
●		大阪府	大阪重粒子線センター
	●	大阪府	大阪陽子線クリニック
	●	奈良県	高清水陽子線治療センター
	●	福井県	福井県立病院 陽子線がん治療センター
●	●	兵庫県	兵庫県立粒子線医療センター
	●	兵庫県	兵庫県立粒子線医療センター 附属神戸陽子線センター
	●	岡山県	岡山大学・津山中央病院共同運用 がん陽子線治療センター
●		佐賀県	九州国際重粒子線がん治療センター
	●	鹿児島県	メディボリス国際陽子線治療センター

出典: [http://www.antmor.jp/05\\_treatment/04.html](http://www.antmor.jp/05_treatment/04.html) 公益財団法人 医用原子力技術研究振興財団より一部追加 合計25か所(重粒子線:6か所、陽子線:18か所、両者:1か所)

### 3. 全ての拠点病院等が対応すべき項目と、役割分担の上で連携を推進すべき項目

#### 方針(案)

- 協議会において、各都道府県内の拠点病院等の役割分担を議論・整理し、その結果を共有するとともに、情報公開することで患者に適切な医療を提供できる体制を確保することを求めているかどうか。
- 全ての都道府県に配置するよりも国全体で一定数を整備することが望ましい分野においては、国立がん研究センターが関係学会等と連携して情報を集約し、それらの治療方法等を実施する医療機関について、公開することとしてはどうか。
- また、こういった項目がそれらに該当するかについて、例示を行うこととしてはどうか。

## 全ての拠点病院等が対応すべき項目と、役割分担の上で連携を推進すべき項目(案)

### 国レベルで役割分担すべき項目(案)

- 粒子線治療等の特殊な放射線治療
- 希少がんへの診療および連携体制
- 小児・ゲノム拠点(別途WGで検討)

### 都道府県レベルで役割分担すべき項目(案)

- 緩和ケアセンター、緩和ケア病棟(ホスピス)、神経ブロックを含む総合的な疼痛緩和
- 強度変調放射線療法や核医学治療等の高度な放射線治療
- 分野別に希少がんの対応を行う体制
- 小児がんの長期フォローアップの実施
- AYAがんの支援体制
- 妊よう性温存療法の実施(別途ネットワークの構築を要件化している)

### すべての拠点病院で整備すべき項目(案)

- 我が国に多いがんに対する集学的治療体制
- がん相談支援センター
- 役割分担すべき項目の対象となる者を、適切な医療機関につなげるための窓口、該当する患者への適切な情報提供
- 高齢者のがんに対する治療体制

#### 4. 都道府県がん診療連携拠点病院のあり方について

##### 見直しの論点

- 都道府県拠点病院の役割についてどのように考えるか。
- 特に、他の拠点病院よりも充実を求める内容について、その目的を明確化するべきではないか。都道府県拠点病院が、他の拠点病院の模範となり、将来的に全ての拠点病院に実装を目指す要件に絞ってもよいのではないかと意見もある。
- また、都道府県における連携を推進するための牽引役として、協議会における役割の明確化も必要ではないか。

##### 方針(案)

- 都道府県拠点病院には、協議会を通じて、当該都道府県におけるがん診療の連携体制を強力に推進するため、協議会における調整やとりまとめの機能を求めてはどうか。
- 診療機能の面では、(他の拠点病院と異なる機能を有しているというよりも)将来的に全ての拠点病院で必須とすることが望ましいが、すぐには整備し難い要件をモデル的に必須要件化することなど、拠点病院の将来像を示し、模範となる役割を求めてはどうか。

## 都道府県協議会

- ・ 国のがん対策推進基本法及びがん対策推進基本計画、都道府県のがん計画等を強力に推進する役割を担う
- ・ 都道府県全体のがん医療の質の向上を担い、そのための議論・調整・広報等を行う
- ・ 特定機能病院等を中心とした高度ながん医療に関する人材育成、医師の適正配置における議論・調整を行う

### 地域がん診療病院

拠点病院と連携して各がん医療圏のがん医療の質の向上を担う



### 地域がん診療連携拠点病院

各がん医療圏のがん医療の質の向上を担う



特定機能病院  
人材育成、  
医師派遣 等

### 都道府県がん診療連携拠点病院

協議会を取りまとめ、都道府県全体のがん医療の質の向上に関し中心的な役割を担う



グループ  
指定

データ分析、  
評価、共有

連携協力  
体制の推進

人材育成

人員配置

広報

B C P体制  
構築

etc...

## 5. 地域がん診療連携拠点病院(高度型)のあり方について

### 見直しの論点

- 整備指針において、地域がん診療連携拠点病院(高度型)(以下「地域拠点病院(高度型)」という。)の指定は同一医療圏に1か所と定められているところであるが、同一医療圏に複数であっても要件を満たす場合には指定を認めるべきだという指摘がある。
- 一方で、地域拠点病院(高度型)の指定要件は定義が不明確であり、地域によって推薦の積極性に差があり、結果として地域偏在が認められるのではないかという指摘もある。
- また、同一医療圏の中での差別化を図る目的のもと、導入されたが、結果として患者に与える印象と診療機能の実態が異なる、との意見もある。
- 地域拠点病院(高度型)を設けた時の目的や現時点における実態も踏まえた上で、その必要性や指定要件のあり方について、どう考えるか。

## 参考：地域がん診療連携拠点病院(高度型)の導入に至る議論

### 高度型の導入に至る主な議論(平成30年2月13日 第5回 がん診療連携拠点病院等の指定要件に関するワーキンググループ)

- 地域拠点病院について、指定要件を充足できていない病院がある場合や、一つの医療圏内に複数の拠点病院が指定されている場合がある。
- 「望ましい」要件について、積極的に満たしている病院もあれば、そうでない病院もある。「望ましい」要件の充足に積極的な病院を見える化し、要件充足のインセンティブを与えることがよい。
- 同一医療圏に複数の拠点病院がある場合に、患者が医療機関を選ぶ場合及びかかりつけの病院の医師から紹介する場合に判断の目安となるものがあつたほうが望ましいだろう。



### 高度型の導入当初の主な目的は以下の2点だった。

1. 「望ましい」要件の充足に積極的な医療機関へのインセンティブとなること。
2. 患者や医療従事者にとっての施設選択の目安となること。



## 参考：地域がん診療連携拠点病院（高度型）と一般型との診療実績の比較

### 指定類型別 診療実績（令和2年1月～12月）の平均値※

診療実績

指定類型	施設数	院内がん登録数 (基準：500件)	悪性腫瘍の手術件数 (基準：400件)	薬物療法のべ患者数 (基準：1000人)	放射線治療のべ患者数 (基準：200人)	緩和ケア 新規介入患者数 (基準：50件)
国立がん研究センター	2	4,899.0	3,734.0	41,146.0	2,198.5	1,467.0
都道府県拠点	51	2,384.6	1,982.5	5,118.0	824.8	320.8
地域がん拠点病院（高度型）	55	1,968.7	1,523.6	3,260.8	616.5	322.5
地域がん拠点病院（一般型）	299	1,293.0	923.9	2,172.4	410.3	181.2
特定領域拠点病院	1	1,112.0	803.0	1,120.0	560.0	64.0
地域がん診療病院	45	402.9	246.6	985.5	114.2	76.7

一般型の院内がん登録数 TOP55施設

地域がん拠点病院（一般型）	55	2,299.5	1,749.6	3,617.3	620.5	264.5
---------------	----	---------	---------	---------	-------	-------

※令和3年度現況報告書から集計

院内がん登録数・手術件数・薬物療法のべ患者数・放射線治療のべ患者数の各項目について、地域がん拠点病院（高度型）の55施設と、地域がん拠点病院（一般型）の上位55施設で平均値を比較したところ、一般型の方がわずかに上回っていた。（緩和ケア新規介入患者数の項目では高度型が上回っている）

## 5. 地域がん診療連携拠点病院(高度型)のあり方について

### 方針(案)

- 望ましい要件について再整理(後述)のうえ、例えば都道府県拠点病院には必須要件として求め、将来的には全ての拠点病院への必須化を求めていくなどにより当該要件の普及に努めてはどうか。
- 協議会において望ましい要件の充足率等を整理して公表することで、望ましい要件を充足することへのインセンティブとしてはどうか。
- 協議会において、各都道府県内の拠点病院等の役割分担を議論・整理し、その結果を共有するとともに、情報公開することで患者に適切な医療を提供できる体制を確保することを求めています。(再掲)
- 地域拠点病院(高度型)は、これらの取組に発展的に解消させることとしてはどうか。

## 6. 特定領域がん診療連携拠点病院のあり方について

### 見直しの論点

- 現行の整備指針においては、特定領域がん診療連携拠点病院は特定のがんについて集学的治療等を提供する体制を有すること、当該がんについて当該都道府県内で最も多くの患者を診療していること等が定められている。
- また、緊急対応が必要な患者や合併症を持ち高度な管理が必要な患者に対して、拠点病院等と連携し適切ながん医療の提供を行うことが定められている。
- 令和4年4月時点で、全国に1か所のみが指定されており、十分に普及しているとは言えないのではないかと指摘がある。
- 特定領域がん診療連携拠点病院は、希少がん等、全ての拠点病院等で対応することが困難ながん種について指定するべきではないかという意見もある。
- 特定領域がん診療連携拠点病院のあり方について、どう考えるか。

### 方針(案)

- 特定領域がん診療連携拠点病院は、希少がん等の特定のがん種において、症例を集約的に診療している医療機関を指定することで、患者等の施設選択に資することが期待できるのではないか。
- がん種ごとに必要とされる診療体制は異なり、どのような要件を定めるべきかについて、次回の指針改定に向けてまずは調査・研究していくこととしてはどうか。

## 7. 拠点病院が主に体制を確保すべき対象とするがん種等について

### 見直しの論点

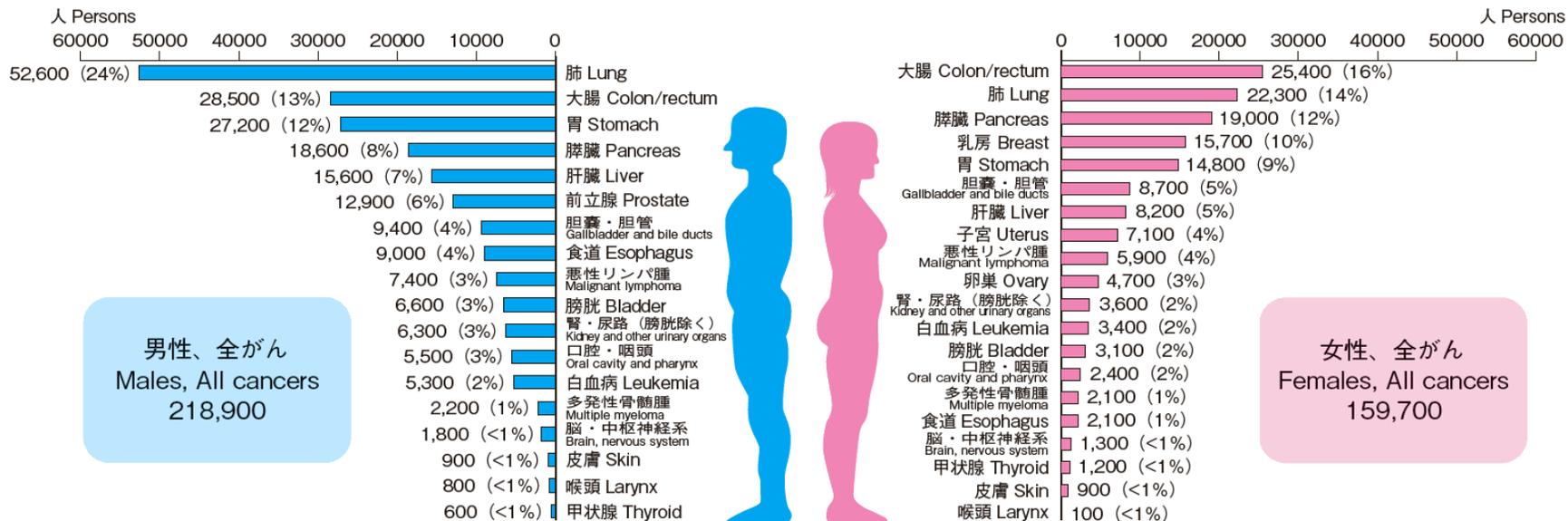
- 現行の整備指針では、我が国に多いがんとして肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん及び乳がんを挙げており、がん診療連携拠点病院等はこれらのがんに対して集学的治療等を提供する体制を有することが求められている。
- 一方で、最新のデータでは膵がん及び前立腺がんの患者数は肝がんの患者数を上回っており、上記の5つのがん種のみが指定要件に含まれるのは不自然との指摘がある。
- また、希少がんに対する体制の充実も求められる。
- がん診療連携拠点病院等が医療提供体制を確保すべきがん種について、どう考えるか。また、それらに入らないがん種についての取扱をどのように考えるか。

## 7. 拠点病院が主に体制を確保すべき対象とするがん種等について

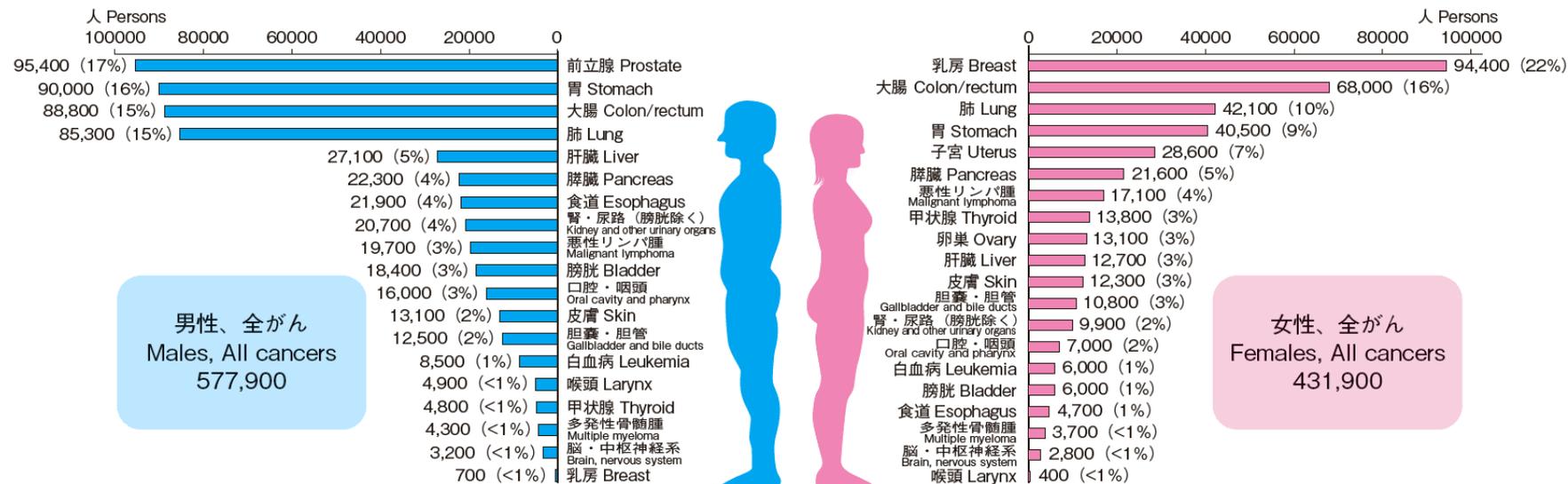
令和元年度集計 現況報告書より	自施設での対応可否	肺がん	胃がん	肝がん	大腸がん	乳がん	膵がん	前立腺がん	子宮頸がん 子宮体がん	血液腫瘍 ※
<b>都道府県がん診療連携拠点病院</b>	<b>手術・薬物・放射線の全て対応可</b>	<b>51</b>	<b>49</b>							
51施設	2種類対応可能	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	1種類対応可能	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	対応不可	0	0	0	0	0	0	0	0	1
<b>地域がん診療連携拠点病院(高度型)</b>	<b>手術・薬物・放射線の全て対応可</b>	<b>46</b>	<b>45</b>	<b>47</b>	<b>46</b>	<b>47</b>	<b>47</b>	<b>46</b>	<b>47</b>	<b>40</b>
47施設	2種類対応可能	1	2	0	1	0	0	1	0	5
	1種類対応可能	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	対応不可	0	0	0	0	0	0	0	0	2
<b>地域がん診療連携拠点病院</b>	<b>手術・薬物・放射線の全て対応可</b>	<b>283</b>	<b>285</b>	<b>286</b>	<b>293</b>	<b>298</b>	<b>285</b>	<b>282</b>	<b>266</b>	<b>154</b>
301施設	2種類対応可能	15	15	15	6	2	14	9	11	86
	1種類対応可能	2	0	0	1	0	1	4	7	18
	対応不可	1	1	0	1	1	1	6	17	43
<b>地域がん診療病院</b>	<b>手術・薬物・放射線の全て対応可</b>	<b>16</b>	<b>20</b>	<b>18</b>	<b>19</b>	<b>19</b>	<b>18</b>	<b>17</b>	<b>13</b>	<b>2</b>
45施設	2種類対応可能	20	25	24	26	23	24	18	14	11
	1種類対応可能	6	0	2	0	2	2	3	3	14
	対応不可	3	0	1	0	1	1	7	15	18

※血液腫瘍においては、治療法の選択肢は  
移植治療、薬物療法、放射線療法の3種類

# (1) 部位別予測がん死亡数 (2021年) Projected Number of Cancer Deaths by Site (2021)



# (2) 部位別予測がん罹患数 (2021年) Projected Number of Cancer Incidence by Site (2021)



## 7. 拠点病院が主に体制を確保すべき対象とするがん種等について

### 方針(案)

- 全てのがん診療連携拠点病院等で対応できることが望ましいがん種と、他の医療機関と連携して対応することが望ましいがん種を改めて整理し、明確化してはどうか。
- その際、全てのがん診療連携拠点病院等で対応できることが望ましいがん種への対応については、新たな診療科を設けることのハードルについても配慮しつつ、徐々に必須化の方向性に向かうようにしてはどうか。
- 一方で、難易度の高い手術などは症例を集約した方が成績がよいというものもあることから、全ての拠点病院が等しく全ての治療をできるよう求める必要はないのではないか。
- 具体的には、各地域で一定数の患者がいる、以下のがん種を例示し、他院との連携も含めて診療できる体制を整備することを求めてはどうか。
- ただし、体制整備までに一定の時間を要することから、まずは患者の入り口となる外来の設置(例えば、月に1回以上の専門外来の実施を要件化するなど)を求める等から実施してはどうか。

### 拠点病院等で診療体制を確保すべきがん種(案)

肺がん

消化器がん(胃、大腸、膵臓、肝臓、胆嚢・胆管、食道)

乳がん

婦人科がん(子宮体部・頸部、卵巣)

泌尿器がん(前立腺、腎・尿路)

血液がん(悪性リンパ腫、白血病)

## 8. 小児がんの長期フォローアップ

### 見直しの論点

- 小児がんの長期フォローアップについて、がん自体の再発・がん治療による身体的機能低下・アピアランスケアといった社会的支援等、多様な内容が考えられるが、それぞれの項目によって主に対応する医療機関を検討すべきとの指摘がある。
- 患者のライフステージに応じた切れ目のない診療、相談支援提供体制を整備する必要があるとの意見がある。
- 小児がんのサバイバーが長期フォローアップを目的として成人診療科を受診しても、フォロー終了とされ期待したケアを受けられない事態があるなど、患者側の視点からも受診すべき医療機関が明確でないとの指摘がある。
- 小児がんの長期フォローアップについて、成人の拠点病院等が果たすべき役割をどう考えるか。

### 方針(案)

- 医療機関間の連携、情報共有体制についての整備に加え、支援の内容ごとに対応状況と連携先についての情報公開や、相談窓口の設置を必須としてはどうか。
- 協議会で、各拠点病院における役割分担を明確化し、連携体制、対応状況、好事例の収集について検討するよう求めてはどうか。
- 小児がん拠点病院等の整備指針WGでの議論内容も踏まえた要件の設定としてはどうか。
- 小児がんの長期フォローアップをどのように行うことが適切であるかについて、研究を推進してはどうか。

## 9. BCP(事業継続計画)的な視点に基づく診療体制の確保について

### 見直しの論点

- 新型コロナウイルス感染症がまん延した状況下においても、必要ながん診療は一定程度確保されてきたが、医療機関によっては診療体制の維持が困難になったケースもある。また、他国には、がん診療等に多大なる影響があった国もあるとの情報もある。
- 感染症のまん延や災害等の状況においても、各地域において、地域の医療機関等との連携等により、必要ながん診療を提供できるようBCP的な視点に基づく診療体制の確保について検討する必要があり、それらを推進するような要件について、検討してはどうか。

## 参考：医療機関におけるBCP(事業継続計画)とは

### BCP(事業継続計画)とは

(厚生労働省医政局 令和3年10月13日第1回救急・災害医療提供体制等に関するワーキンググループ参考資料1 を参考)

- 医療機関は地震などの大規模災害が発生し、医療設備への被害、ライフラインの途絶した場合においても、被災患者や入院患者に対して継続して医療を提供し続ける必要がある。
- 事業継続計画(BCP)は、災害などの緊急時に低下する業務遂行能力(医療機関の場合は診療機能)について、事業をできる限り損失を少なく、早期の復旧をするための準備体制、方策をまとめたものであり、すべての医療機関はBCPを策定することが求められている。
- 厚生労働省では、よりいっそうのBCP策定の推進のため平成29年度よりBCP策定研修事業を行っている。

### BCPでは何を定める必要があるか

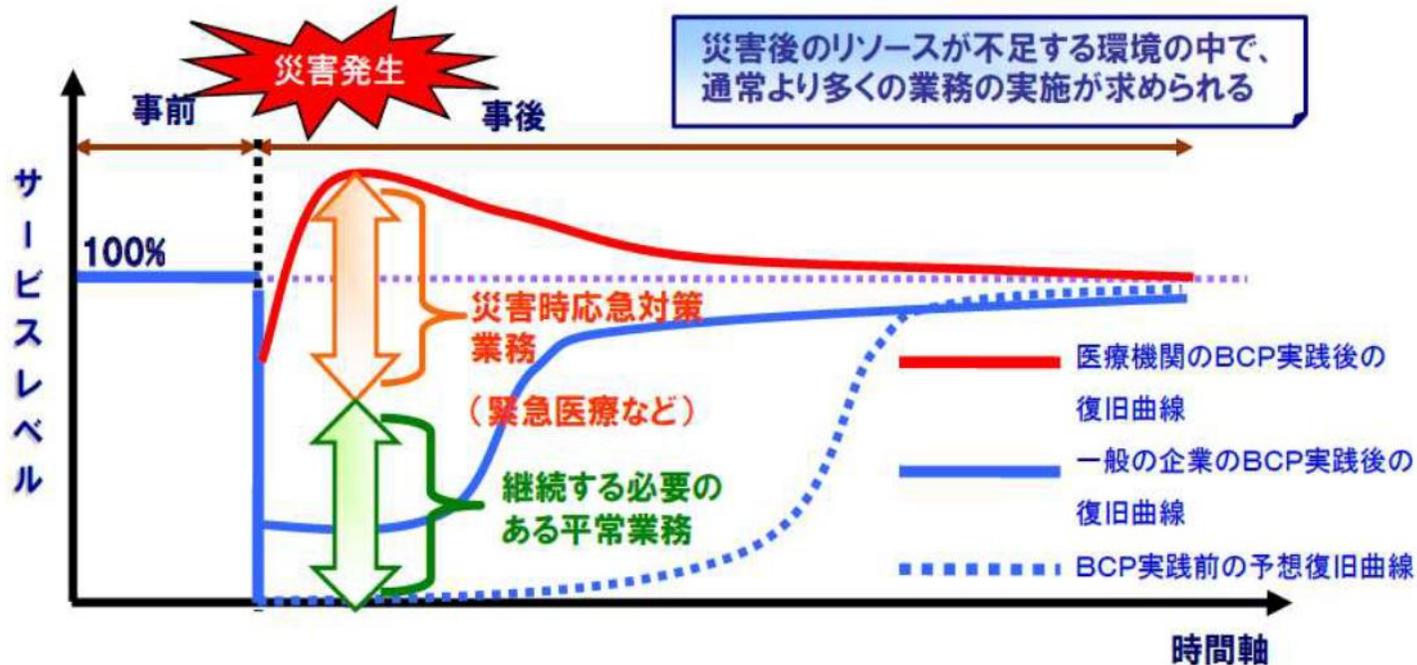
(厚生労働省医政局 令和3年度 事業継続計画(BCP)策定研修事業【BCP策定編】事業継続計画(BCP)策定手順と見直しのポイント① を参考)

- 対象とする災害は何か、地域の被害はどれくらいの規模になるか、施設の被害はどれくらいの規模になるか等を詳しく調査する。
  - 「地域防災計画の被害想定」「過去の震災時における医療機関の対応事例」から予測される、自院に来院する予測負傷者数と、自院の想定される参集職員数とのギャップを出し、「対策」の検討につなげる。
  - 業務を洗い出した上で、発災後に予想される医療需要の推移、フェーズ等を踏まえて、非常時優先業務を選定する。
- 災害の種類・規模、職員の出勤率、患者の生命・身体への影響の大小等を踏まえ、優先して実施すべき業務を選定する必要がある。

## 参考: 医療機関に期待されるレベルのBCP

厚生労働省医政局 令和3年度  
事業継続計画（BCP）策定研修事業  
【BCP策定編】事業継続計画（BCP）策  
定手順と見直しのポイント①

# 医療機関に期待されるレベルのBCP



(出典)「高知県医療機関災害対策指針」(平成25年3月発行)p.51参照

[http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/131301/files/2013060700382/2013060700382\\_www\\_pref\\_kochi\\_lg\\_jp\\_uploaded\\_attachment\\_95503.pdf](http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/131301/files/2013060700382/2013060700382_www_pref_kochi_lg_jp_uploaded_attachment_95503.pdf)(アクセス日:2019-10-18)

医療機関は、一般企業以上に事業継続が難しい  
「需給ギャップ」を埋めるため「迅速な調整」「非被災地からの支援」

## 9. BCP(事業継続計画)的な視点に基づく診療体制の確保について

### 方針(案)

- 感染症のまん延や災害等の状況におけるBCPの策定及び定期的な見直しについて、次回の指針改定において必須要件とすることを念頭に、今回の指針見直しにおいては全ての拠点病院等にとって「望ましい」要件として追加してはどうか。
- 都道府県協議会において、個々の拠点病院等だけでなく、都道府県やがんの医療圏といった単位でのがん診療のBCPについて議論することを、「望ましい」要件としてはどうか。

## 10. 専門的な知識及び技能を有する診療従事者について

### 見直しの論点

- がん診療の質の均てん化のために、拠点病院等に専門的な知識及び技能を有する診療従事者を配置することは重要である。
- 現行の整備指針においては、一部の診療従事者に対して、「専門資格を有する者であることが望ましい」としている。
- 現在、専門資格としては、国家資格に加え、各種学会認定資格等も認められているが、多数存在する学会認定資格等について、個々の実情を網羅的に把握することは困難である。
- 一方で、これら専門資格の取得を求めることでそれぞれの職種における自己研鑽を推奨し、診療の質の維持向上に役立っているという意見もある。
- 拠点病院等の診療従事者に求められる知識及び技能について、どう考えるか。

**参考：医療に関する広告が可能となった医師等の専門性に関する資格名  
(厚生労働大臣に届出がなされた団体の認定するもの)**

現在、医師等の専門性については、以下の団体が認定する資格名について広告が可能となっております。日本専門医機構及び日本歯科専門医機構が認定する資格名については、医療広告ガイドラインに記載しています。

・ 医 師	資格名の数 5 6 (団体の数 5 8)	(「がん」が名称に入る資格の例)
・ 歯科医師	資格名の数 5 (団体の数 5)	がん薬物療法専門医
・ 薬剤師	資格名の数 1 (団体の数 1)	
・ 看護師	資格名の数 2 7 (団体の数 1)	がん専門薬剤師
(合 計	資格名の数 8 9 (団体の数 6 5))	がん看護専門看護師

出典：医療に関する広告が可能となった医師等の専門性に関する資格名(厚生労働大臣に届出がなされた団体の認定するもの)等について(令和4年4月1日)より抜粋一部追記

## 10. 専門的な知識及び技能を有する診療従事者について

### 方針(案)

- 各診療従事者の専門資格の取得を含めた質の維持向上については、各拠点病院が責任を持って推進することを求め、具体的にがん診療に従事している広告可能な専門資格を有している者について公表を求めているかどうか。
- 国家資格が存在する職種以外は、指針上は「専門的な知識及び技能を有する者」の確保を求めることとしてはどうか。

## 11. 診療従事者人員要件について

### 見直しの論点

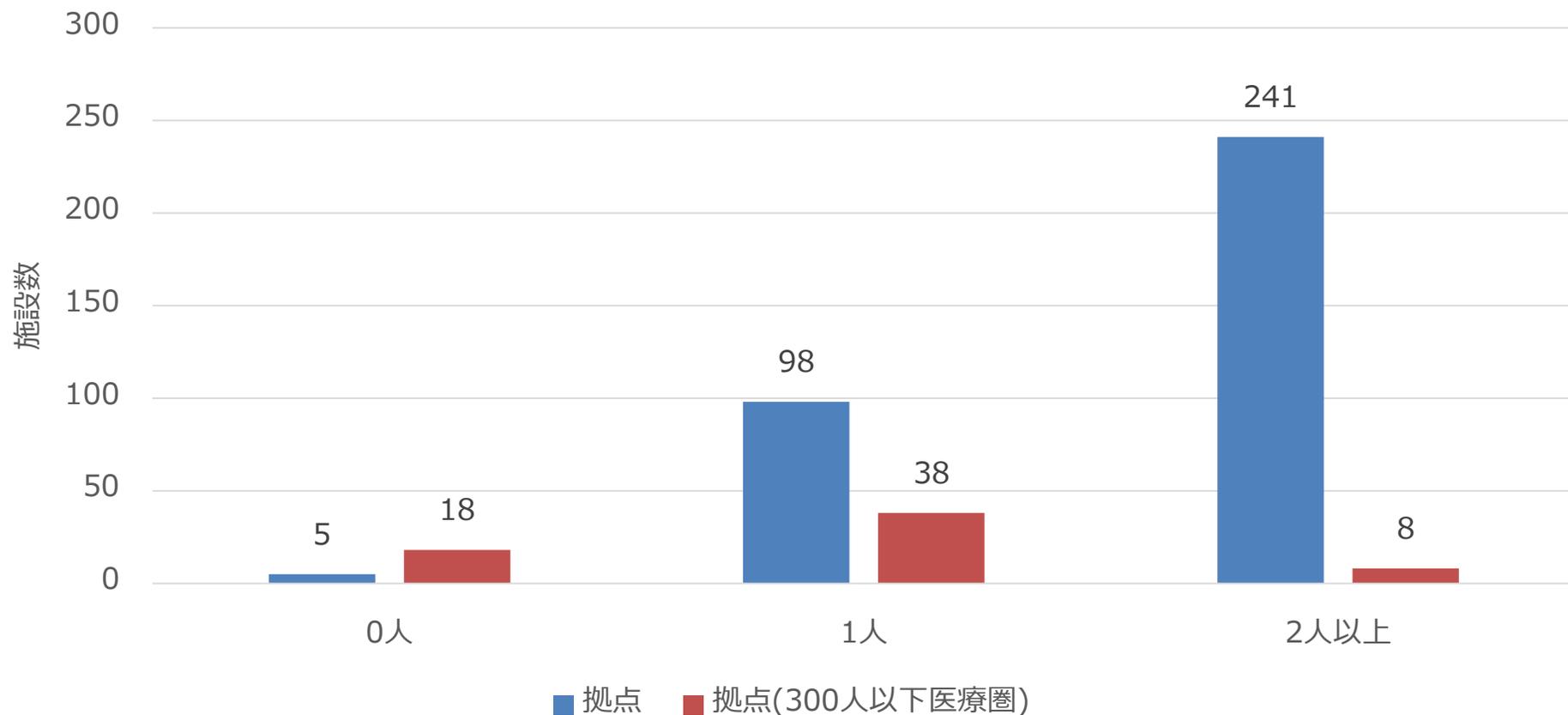
- 診療従事者については、医療の質を担保することを目的とし、職種に応じて「常勤」「専従」「専任」の要件が定められている。
- 一部の医療圏においては、放射線医や病理医等の人材確保が難しく、拠点病院の指定の維持が難しい施設があるとの意見がある。
- 一方で、こうした人員要件が拠点病院における医療の質を担保しているという指摘もある。
- 「300人以下医療圏」において、診療従事者の緩和要件を2022年3月末までとして設けているところであるが、現時点において緩和要件を廃止すると相当数の拠点病院が要件を満たさなくなるところ、それらの要件についてどのようにすべきか。

### 方針(案)

- 現時点においては、放射線医や病理医等が総数として不足しているのではなく、適正配置によって対応が可能と考えられるため、がん医療の質の維持の観点から、これらの医師を「常勤」として配置することを求めることとしてはどうか。
- 一方で、人材の確保に苦慮している拠点病院もあることから、関連学会等における人材育成や適正配置の取り組みを注視しつつ、どのような対応が可能か引き続き検討してはどうか。
- 「300人以下医療圏」においては、十分な期間を確保していたため、緩和要件を廃止に向け、要件を満たさない場合は地域がん診療病院等への移行を促す等の対応を行いつつ、地域における医療体制に大きな影響がある場合については、都道府県全体の医療体制の方針等を踏まえて必要最小限の緩和要件を設けることも可能としてはどうか。

## 参考：診療従事者の配置状況（一部抜粋）

専従の放射線治療に携わる専門的な知識  
および技能を有する常勤の医師の人数

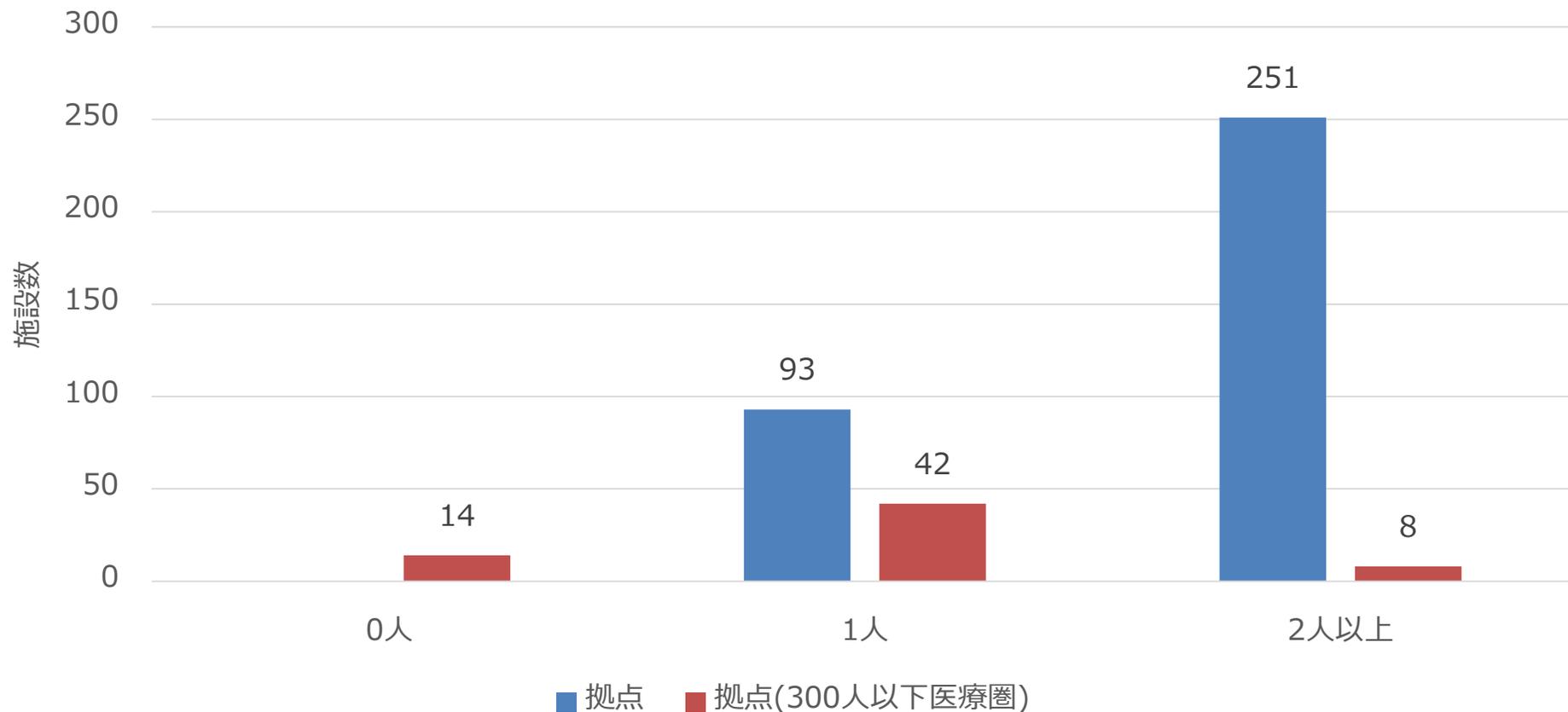


※令和3年9月1日時点の現況報告書から、がん診療連携拠点病院408施設にて集計を行ったもの。

## 参考：診療従事者の配置状況（一部抜粋）

病理解剖等の病理診断に係る周辺業務を含む、

専従の病理診断に携わる常勤の医師の人数

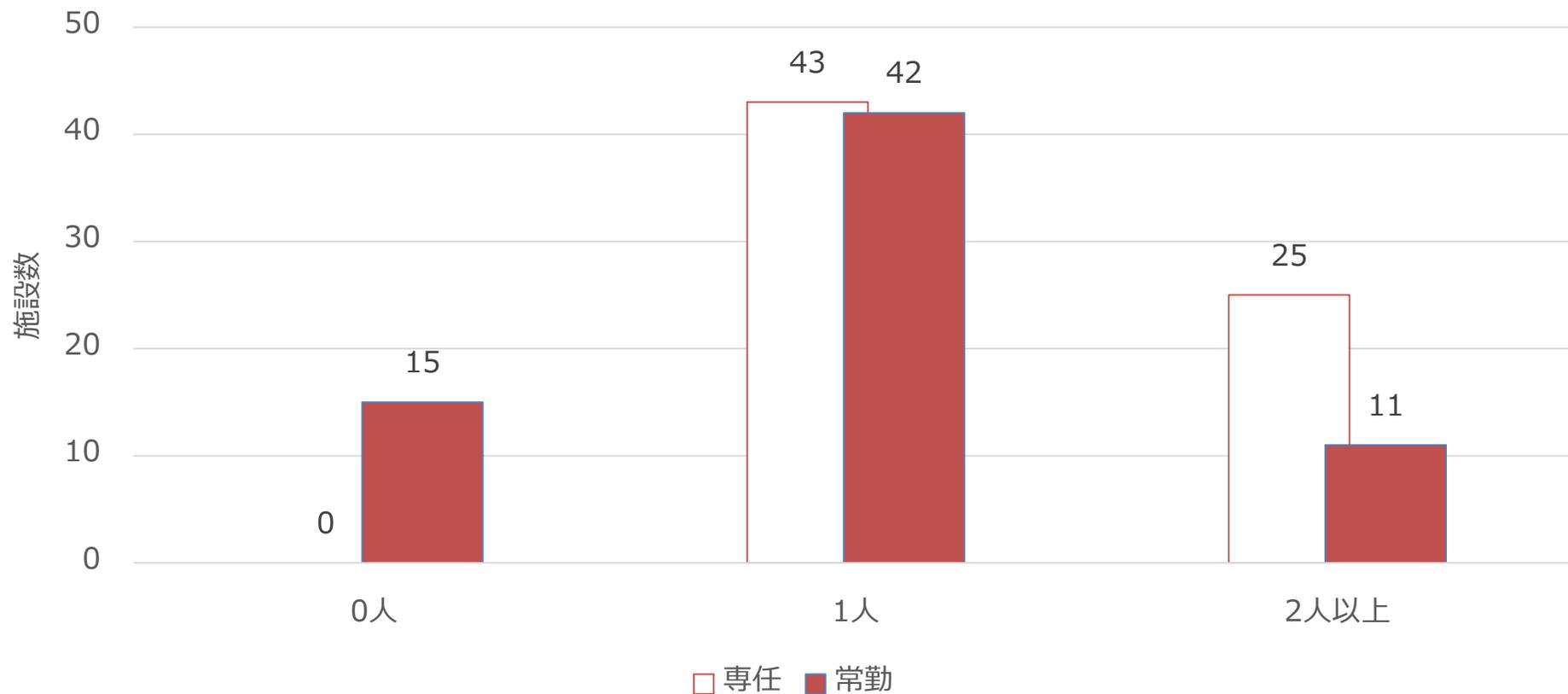


※令和3年9月1日時点の現況報告書から、がん診療連携拠点病院408施設にて集計を行ったもの。

## 参考：診療従事者の配置状況（一部抜粋）

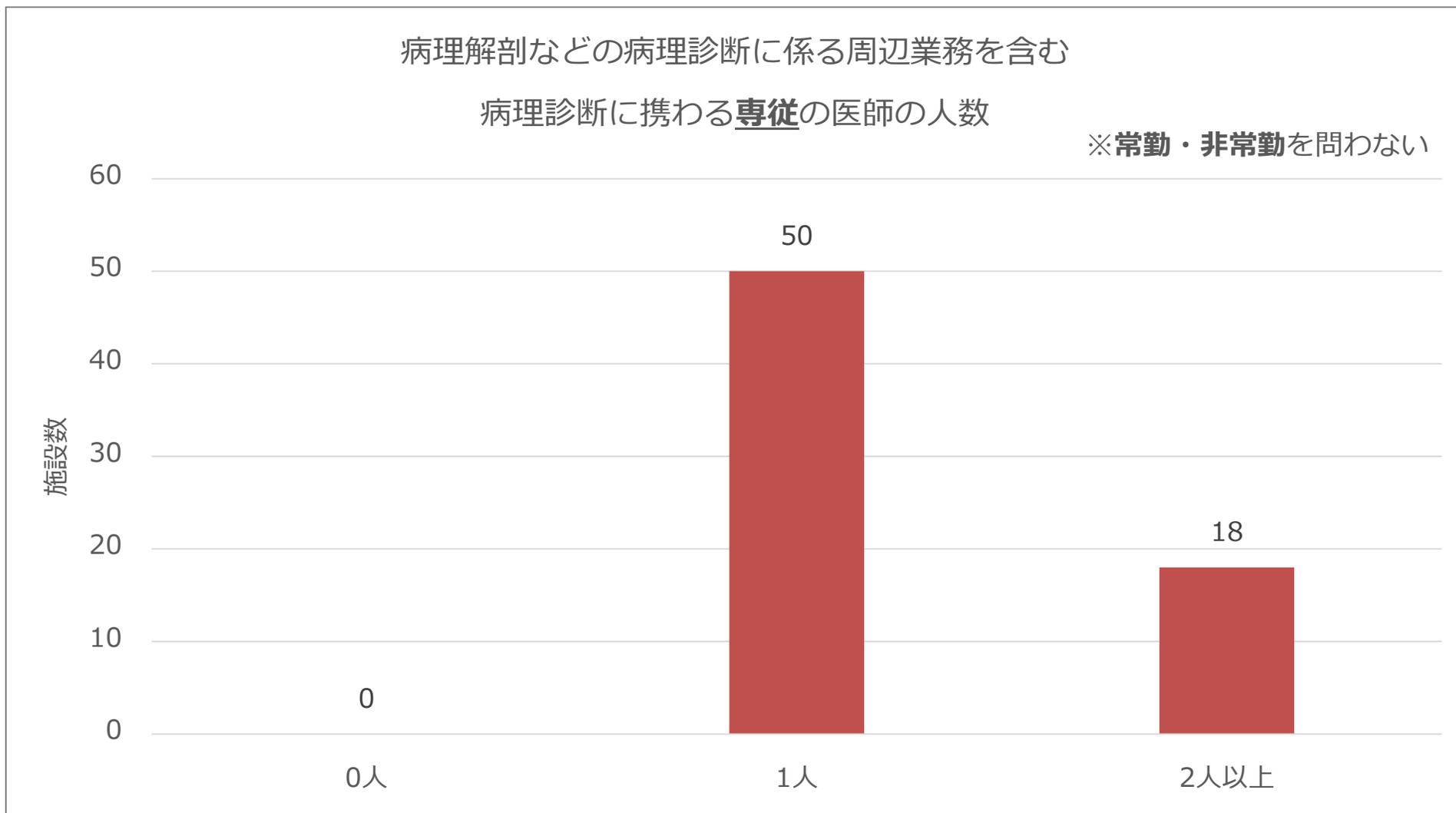
放射線治療に携わる医師のうち専任の人数

およびそのうち常勤の人数



※令和3年9月1日時点の現況報告書から、300人以下医療圏であると回答した64施設、300人以下医療圏ではないとの回答だが都道府県の報告書上は300人以下医療圏である7施設のうち報告のある4施設、合計68施設の拠点病院にて集計を行ったもの。

## 参考：診療従事者の配置状況（一部抜粋）



※令和3年9月1日時点の現況報告書から、300人以下医療圏であると回答した64施設、300人以下医療圏ではないとの回答だが都道府県の報告書上は300人以下医療圏である7施設のうち報告のある4施設、合計68施設の拠点病院にて集計を行ったもの。

## 12. 「望ましい」等の要件について

### 見直しの論点

- 現行の整備指針では、指定要件において「望ましい」や「原則として」といった要件が入っているが、それらの要件について、満たしていてもそうでなくても差が無いため、充実に向けた推進力になっていないという意見がある。
- これらの要件の必要性や、効果についてどう考えるか。また、充足率(例えば「望ましい」と規定している項目のうち充足している項目の割合)などを、一定以上にすることを必須要件化することについて、どう考えるか。

### 方針(案)

- 「望ましい」や「原則として」といった記載について、表現を統一し、その上でそれぞれの定義を明示的に記載してはどうか。
- その際、現時点における各「望ましい」要件の充足状況も鑑み、例外規定の明確化や、都道府県拠点病院での必須要件化、次回以降の改定で必須要件化することの明確化について検討してはどうか。
- 「望ましい」要件については、充足に向けた推進力とするため充足状況を、協議会においてとりまとめのうえ、公開することを求めているかどうか。

## 参考:「望ましい」要件の充足状況

	現況報告	施設数	「望ましい」要件の充足率						
			<40%	≧40%, <60%	≧60%, <70%	≧70%, <80%	≧80%, <90%	≧90%, <100%	100%
都道府県がん診療連携拠点病院	令和元年度	51	0	0	0	6	28	17	0
	令和3年度	51	0	0	0	9	17	23	2
地域がん診療連携拠点病院(高度型)	令和元年度	47	0	0	0	4	14	25	4
	令和3年度	55	0	0	0	2	18	28	7
地域がん診療連携拠点病院	令和元年度	301	0	8	37	69	136	45	6
	令和3年度	299	0	4	36	58	135	58	8
特定領域がん診療連携拠点病院	令和元年度	1	0	0	0	0	1	0	0
	令和3年度	1	0	0	0	0	0	1	0
国立がん研究センター 中央病院及び東病院	令和元年度	2	0	0	0	0	0	2	0
	令和3年度	2	0	0	0	0	0	1	1
地域がん診療病院	令和元年度	45	0	15	8	14	5	3	0
	令和3年度	45	0	14	12	13	6	0	0

### 13. 要件未充足への対応について

#### 見直しの論点

- 現行の整備指針では、「がん診療連携拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん診療病院が指定要件を欠くに至ったと認めるときは、指定の検討会の意見を踏まえ、当該病院に対し、勧告、指定の取り消し、地域拠点病院における指定類型の見直し等の対応を行うことができるものとする。」と定められているが、それぞれどういった場合にこれらの措置を講ずるかについては明記されていない。
- 統一的な対応のため、どういった場合に勧告、指定の取り消し、地域拠点病院における指定類型の見直しの対応を行うかを明記することについて、どう考えるか。
- また、それぞれの要件の充足状況について、確認する体制についてどう考えるか。

## 要件未充足がある場合の対応について

- ① 指定要件の**充足状況に疑義がある**と判断された場合に**文書等での確認を行い**、指定要件の充足状況を確認する。
- ② 調査の結果、指定要件の未充足が確認された場合、**勧告、指定類型見直し、指定取り消し**の指導方針を指定の検討会に提案する。
- ③ 指定の検討会からの答申を受け、当該拠点病院等への通知を行う。

現況報告書にて充足状況を確認



充足状況に疑義がある場合

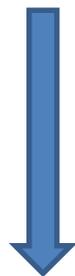
文書等での確認による充足状況の確認



- ①施設改修
- ②放射線機器の入れ替え

①②のいずれにも該当しない  
未充足であることを確認した場合

指定の検討会にて対応を検討

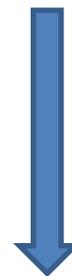


**勧告**



・地域拠点病院の場合のみ

**指定類型の見直し**



**指定取り消し**

## 要件未充足がある場合の選定方針について

下記のような選定方針としてはどうか。

1) 要件充足を確認する基準日としては、令和3年9月1日とする。

ただし、昨年<sup>1</sup>の指定検討会と同様に、検討会時点に要件を充足したことを確認できた病院については、要件を充足したものとみなして選定する。

2) 検討会時点に要件を充足していない病院で、未充足内容が①施設改修によるもの②放射線機器の入れ替えによるものである場合には、昨年<sup>1</sup>の選定方針と同様に、1年指定とする。

未充足内容が上記の①～②に該当しない場合には、

(ア) 地域拠点病院の場合、指定類型を見直す。

ただし、地域がん診療連携拠点病院(特例型)については更新時(令和3年度内)において地域拠点病院(一般型)の指定要件を充足していない場合は、指定の更新は行わない。

(イ) 都道府県拠点病院及び地域がん診療病院の場合、勧告を行う。

3) 上記の選定方針により、指定類型を見直された病院及び勧告を受けた病院については、令和4年夏頃を目途に検討会において再度審議を行う。

### 13. 要件未充足への対応について

#### 方針(案)

- どういった場合に勧告、指定の取り消し、地域拠点病院における指定類型の見直しの対応を行うかを明記してはどうか。
- 都道府県がん診療連携拠点病院、特定領域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院について、指定類型見直しが可能となるよう特例型の類型を新設してはどうか。

# 要件未充足がある場合の対応(案)

## 〈要件未充足がある場合の対応フロー(案)〉

**STEP①：現況報告書等にて充足状況を確認**

充足状況に疑義がある

**STEP②：文書等による充足状況の確認**

文書等による確認で要件未充足等が明確に認められる

**STEP③：指定の検討会にて報告**

要件未充足

単なる要件未充足ではなく、速やかに改善を求めることが妥当なもの

**勧告**：期間は1年以内で内容に応じ

要件を充足した場合

**指定類型の見直し(特例型)：1年**

1年経過後も要件未充足が継続している場合(※)、医療安全上の重大な疑義、意図的な虚偽申告等

**一般型に復帰**

**指定取り消し**

対応	詳細
勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>単なる要件未充足ではなく、速やかに改善を求める必要があることから特例型として1年の期間を置くべきでなく、一方で、即座に指定取り消しとすることが相応しくない場合。</li> <li>期間は1年以内で内容に応じ設定する。</li> </ul>
指定類型の見直し(特例型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>要件未充足が認められた場合。</li> <li>期間は1年とする。</li> </ul>
指定取り消し	<ul style="list-style-type: none"> <li>勧告時に指定した期間を経過したが、改善されない場合。</li> <li>指定の検討会で指定類型を見直され、1年経過後も要件未充足が継続している場合。</li> <li>医療安全上の重大な疑義、意図的な虚偽申告等。</li> </ul>

医療安全上の重大な疑義、意図的な虚偽申告等

**指定取り消し**

勧告時に指定した期間を経過したが改善されない

**指定取り消し**

※ Aの要件を未充足で特例型の指定を受け、その後Aは充足したが、今度はBの要件が未充足で指定の検討会を迎えた場合は、未充足が継続したものと判断し、指定取り消しとする。

# がん診療連携拠点病院等(案)

- 「都道府県がん診療連携拠点病院」「特定領域がん診療連携拠点病院」「地域がん診療病院」に特例型を新設する。
- 「地域がん診療連携拠点病院(高度型)」は廃止する。

## 〈がん診療連携拠点病院等の全体像〉

都道府県協議会の体制を強化

### ◆都道府県がん診療連携協議会(都道府県協議会)

都道府県がん診療連携拠点病院は都道府県協議会を設置し、都道府県内のがん診療に係る情報の共有、評価、分析及び発信を行う。

#### 都道府県がん診療連携拠点病院

- ・ 都道府県における中心
- ・ 都道府県下の拠点病院等のとりまとめ(研修実施、情報提供等)

**都道府県がん診療連携拠点病院(特例型)**  
指定要件を欠くなどの事態が発生した場合

#### 地域がん診療連携拠点病院

- ・ がん医療圏に原則1か所整備
- ・ 専門的ながん医療の提供・連携体制の整備

**地域がん診療連携拠点病院(特例型)**  
指定要件を欠くなどの事態が発生した場合

#### 特定領域がん診療連携拠点病院

- ・ 特定のがんについて都道府県で最も多くの患者を診療

**特定領域がん診療連携拠点病院(特例型)**  
指定要件を欠くなどの事態が発生した場合

#### 地域がん診療病院

- ・ がん診療連携拠点病院のないがんの医療圏に1か所整備
- ・ グループ指定(隣接するがん診療連携拠点病院との連携)

**地域がん診療病院(特例型)**  
指定要件を欠くなどの事態が発生した場合

国・厚生労働省

### ◆都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会(国協議会)

国立がん研究センターと都道府県がん診療連携拠点病院が連携し、情報収集、共有、評価、広報を行う。

#### 国立がん研究センター(2か所)

- ・ がん対策の中核的機関としてがん医療を牽引
- ・ 都道府県下のがん診療連携拠点病院等に対し、診療支援、情報提供、人材育成等の役割を担う
- ・ 我が国におけるがん診療等に関する情報を収集、分析、評価し、改善方策を検討した上で国に提言

## 14. 情報公開

### 見直しの論点

- 整備指針において、「院内がん登録数や各治療法についてのがん種別件数について、ホームページ等での情報公開に努めること。」と定められているが、治療成績を含む情報公開について積極的に進めるべきとの指摘がある。
- がん診療連携拠点病院等としての情報公開について、どう考えるか。

## 参考：院内がん登録情報等の公表の現状

「がん診療連携拠点病院現況報告における院内がん登録の活用に関する検討：治療件数と情報公開」（太田将仁、伊藤ゆり、松本吉史、東尚弘）によると、

- がん診療連携拠点病院の指定要件で“院内がん登録数や各治療法についてがん種別件数について、ホームページ等での情報公開に努めている”という項目については全施設が「満たしている」と回答。
- しかしこの研究でウェブサイトでの公開が確認できたのは、院内がん登録数は334施設（83.1%）、がん種別治療件数の公表は169施設（42.0%）、全体手術件数の公表は228施設（56.7%）であった。

### 第1部 論文集 資料

## がん診療連携拠点病院現況報告における 院内がん登録の活用に関する検討 ：治療件数と情報公開

太田 将仁<sup>1-2</sup> 伊藤 ゆり<sup>2</sup> 松本 吉史<sup>3</sup> 東 尚弘<sup>4</sup>

大阪医科薬科大学 一般・消化器外科<sup>1</sup>  
大阪医科薬科大学 研究支援センター 医療統計室<sup>2</sup>  
大阪医科薬科大学病院 診療情報管理室<sup>3</sup>  
国立がん研究センター がん対策研究所医療政策部<sup>4</sup>

## 14. 情報公開

### 方針(案)

- 患者等が医療機関を選択する際の判断に資する目的で、国協議会、国立がん研究センター、都道府県協議会、拠点病院等のそれぞれにおいて、情報公開すべき内容を改めて検討・整理し、要件化してはどうか。
- 患者等に正確な情報がわかりやすく公開され、それらの情報が広く活用されることが重要であるため、継続的に改善がなされるようアクセス数などが明確化されるよう求めてはどうか。

## 現行の整備指針における情報公開の項目

### ◇国立がん研究センター・国協議会 〈国全体に係る情報〉

- 各都道府県拠点病院を中心としたPDCAサイクルの確保及びその実績
- 全国のがん診療連携拠点病院等の実績や活動状況
- 全国の希少がんに対する診療体制及び診療実績
- 全国の臨床試験の実施状況

### ◇都道府県協議会 〈各都道府県全体に係る情報〉

- 医療機関における診療、緩和ケア外来、相談支援センター、セカンドオピニオン、患者サロン、患者支援団体、在宅医療等へのアクセスを集約し広報
- 都道府県内のPDCAサイクル確保に関する情報の地域への広報

### ◇がん診療連携拠点病院 〈各がん医療圏及び自施設の情報〉

- 都道府県内のPDCAサイクルの確保について（都道府県拠点のみ）  
自施設で対応可能ながんについて
- 院内がん登録数・がん種別件数
- 地域へのがんに関する普及啓発
- 連携先の地域がん診療病院について
- 学校や職域へのがん教育
- 臨床研究の概要・成果
- 参加中の治験について
- PDCAサイクルに関する地域への広報
- がん相談支援センターについて
- 緩和ケア提供体制
- 当該医療圏内のがん診療に関する情報提供

### ◇地域がん診療病院 〈各地域及び自施設の情報〉

- 提供可能ながん医療について
- グループ指定を受けるがん診療連携拠点病院等について
- 地域へのがんに関する普及啓発
- 学校や職域へのがん教育
- PDCAサイクル確保に関する地域への広報

## ◇国立がん研究センター・国協議会 〈国全体に係る情報〉

- 各都道府県拠点病院を中心とした診療の質改善の取り組み及びその実績
- 全国のがん診療連携拠点病院等の実績や活動状況
- 全国の希少がんに対する診療体制及び診療実績
- 全国の臨床試験の実施状況
- 全国のAYA世代のがんに対する診療体制及び診療実績
- 粒子線治療等の特殊な放射線治療の全国での実施体制

## ◇都道府県協議会 〈各都道府県全体に係る情報〉

- 医療機関における診療、緩和ケア外来、相談支援センター、セカンドオピニオン、患者サロン、患者支援団体、在宅医療等へのアクセスを集約し広報
- 都道府県内の診療の質改善の取り組みに関する情報の地域への広報
- 病院毎の院内がん登録数、がん種別件数、5年生存率の分析、評価
- 強度変調放射線療法や核医学治療等の高度な放射線治療を提供できる体制
- 都道府県レベルで役割分担すべき項目についての対応方針、具体的な体制

## ◇がん診療連携拠点病院 及び 地域がん診療病院 〈各がん医療圏及び自施設の情報〉

- 自施設で対応可能ながんについて
- 地域へのがんに関する普及啓発
- 連携先の地域がん診療病院について
- 学校や職域へのがん教育
- 参加中の治験について
- がん相談支援センターについて
- 緩和ケア提供体制
- 当該医療圏内のがん診療に関する情報提供  
(都道府県レベルで役割分担すべき項目における自院の位置づけを含む)

拠点病院と地域がん診療病院の違いは青字の3項目のみであるが、いずれも患者にとって必要な情報であり、拠点病院と地域がん診療病院の項目をまとめてはどうか。

## 15. 新たな要件への経過措置等について

### 見直しの論点

- 指針の見直しに伴い、要件を追加・厳格化する場合、病院側にも一定の準備期間が必要になると考えられる。
- 指針改定にあたっては、病院側に十分な準備期間を与えるという観点で、新指針のとりまとめ時期についても配慮すべきとの意見がある。
- 指針改定に伴い、新たな要件に必須化までの経過措置を設けることや、次回の指針見直しの議論の開始時期について、どう考えるか。

### 方針(案)

- 今回の指針見直しに伴い、新規追加や厳格化を行った要件については、必要に応じて、必須化までの経過措置を定めることを検討してはどうか。
- 次回の指針見直しについて、新指針の発出時期の目安を定め、指針に記載することとしてはどうか。

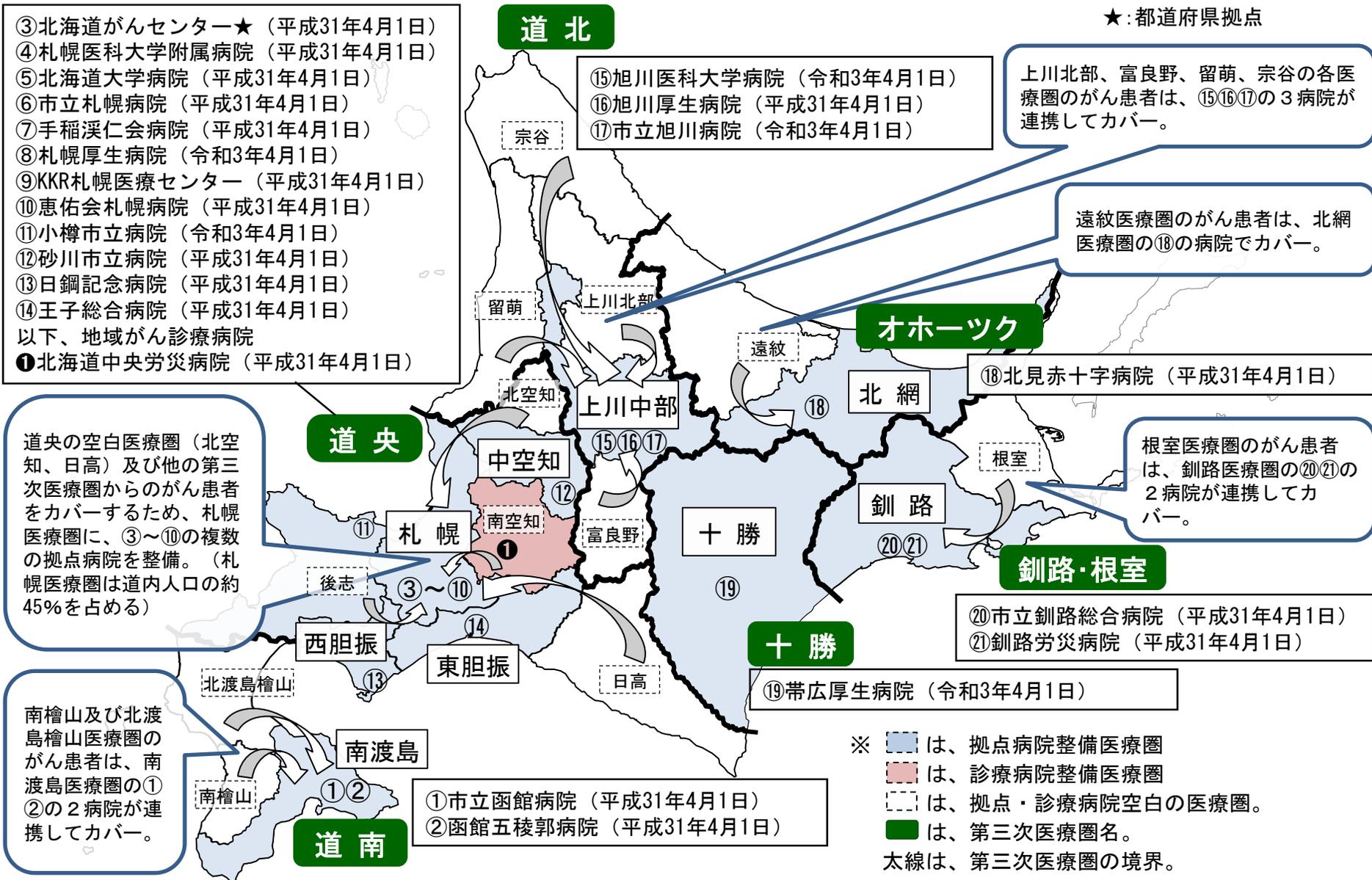
## 16. 都道府県の定めるがんの医療圏の見直しについて

### 見直しの論点

- 現行の整備指針では、都道府県が医療計画にて定めるがんの医療圏に都道府県拠点病院もしくは地域拠点病院を指定することとしている。
- また、地域がん診療病院は、拠点病院の無いがんの医療圏に指定することとしている。
- 一方で、一部の自治体においては、拠点病院・地域がん診療病院のいずれも指定されていない「空白の医療圏」が生じている事例が見受けられる。
- これら「空白の医療圏」については、受療行動の実態として拠点を設けることが必ずしも適切とは言えない状況にある。今後のニーズも踏まえた適切ながんの医療圏の見直しを推奨するべきではないか。

# 北海道 令和3年9月1日現在の医療圏の状況と指定状況

資料2



## 16. 都道府県の定めるがんの医療圏の見直しについて

### 方針(案)

- 都道府県に対し、次期医療計画の改定にあたり、空白の医療圏の患者の受療動向等を勘案し、実情や人口減少等の将来のニーズに即したがんの医療圏の再検討を促してはどうか。

## 「がん診療連携拠点病院等の指定要件に関するワーキンググループ」 開催要綱

### 1. 趣旨

我が国では、全ての国民が全国どこにいても質の高い医療が等しく受けられるよう、がん診療連携拠点病院等（以下「拠点病院等」という。）の整備が進められている。

第3期のがん対策推進基本計画（平成30年3月9日閣議決定）においては、標準的な手術療法、放射線療法、薬物療法等、均てん化が必要な取組に関しては、引き続き拠点病院等を中心とした取組を進める一方で、一部の放射線治療等については、地域の状況に十分配慮した上で、診療機能の集中、機能分担、医療機器の適正配置など、一定の集約化のあり方について検討するとされている。

がん医療提供体制をさらに充実させるため、「がん診療提供体制のあり方に関する検討会」の下に本ワーキンググループを開催し、「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」の見直しについて検討し、その検討結果を同検討会に報告することとする。

### 2. 検討事項

- (1) がん診療連携拠点病院等の指定要件の見直し
- (2) その他必要な事項

### 3. その他

- (1) 本ワーキンググループは厚生労働省健康局長が別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 本ワーキンググループに座長を置く。座長は、ワーキンググループ構成員の中から、「がん診療提供体制のあり方に関する検討会」座長が指名する。
- (3) 本ワーキンググループには、必要に応じ、別紙構成員以外の有識者等の参集を依頼することができるものとする。
- (4) 本ワーキンググループは、原則として公開とする。
- (5) 本ワーキンググループの庶務は、健康局がん・疾病対策課が行う。
- (6) この要綱に定めるもののほか、本ワーキンググループの開催に必要な事項は、座長が健康局長と協議の上、定める。
- (7) 本ワーキンググループで得られた成果は、「がん診療提供体制のあり方に関する検討会」に報告する。

「がん診療連携拠点病院等の指定要件に関するワーキンググループ」  
構成員名簿

大西 洋	国立大学法人山梨大学医学部 放射線医学講座 教授
久保 祐子	公益社団法人日本看護協会 看護開発部 部長
小寺 泰弘	国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学大学院医学系研究科 消化器外科学 教授
鈴木 直	学校法人聖マリアンナ医科大学 産婦人科学 教授
田村 恵子	国立大学法人京都大学大学院医学研究科 人間健康科学系専攻 先端中核看護科学講座緩和ケア看護学分野 教授
津端 由佳里	国立大学法人島根大学医学部附属病院 呼吸器・化学療法内科 診療教授
藤 也寸志	独立行政法人国立病院機構九州がんセンター 院長
早坂 由美子	公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会 理事
東 尚弘	国立研究開発法人国立がん研究センター がん対策研究所 がん登録センター センター長
増田 しのぶ	学校法人日本大学医学部 病態病理学系腫瘍病理学分野 教授
増田 昌人	国立大学法人琉球大学病院がんセンター センター長/診療教授
松本 陽子	NPO法人愛媛がんサポートおれんじの会 理事長

第8回がん診療連携拠点病院等の 指定要件に関するワーキンググループ	参考資料 2
令和4年5月30日	

健 発 0 7 3 1 第 1 号  
平 成 3 0 年 7 月 3 1 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長  
( 公 印 省 略 )

### がん診療連携拠点病院等の整備について

我が国のがん対策については、がん対策基本法（平成18年法律第98号）及び同法の規定に基づく「がん対策推進基本計画」（平成30年3月9日閣議決定。以下「基本計画」という。）により、総合的かつ計画的に推進しているところである。

がん診療連携拠点病院については、全国どこでも質の高いがん医療を提供することができるよう、がん医療の均てん化を目指し、その整備を進めてきたところであるが、がん医療の更なる充実のため、「がん診療提供体制のあり方に関する検討会」及び「がん等における緩和ケアの更なる推進に関する検討会」を開催し、指定要件の見直し等について検討を進めてきた。

これらの検討会からの提言を踏まえ、「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」（以下「指針」という。）を別添のとおり定めたので通知する。

については、各都道府県におかれては、指針の内容を十分に御了知の上、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療を受けることができるよう、がん診療連携拠点病院等の推薦につき特段の御配慮をお願いする。

また、指針に規定する「新規指定推薦書」等については、別途通知するので御留意されたい。

なお、「がん診療連携拠点病院等の整備について」（平成26年1月10日付け健発0110第7号厚生労働省健康局長通知。以下「旧通知」という。）は、平成30年7月31日で廃止する。

## がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針

### I がん診療連携拠点病院等の指定について

- 1 がん診療連携拠点病院（都道府県がん診療連携拠点病院及び地域がん診療連携拠点病院をいう。以下同じ。）、特定領域がん診療連携拠点病院（以下「特定領域拠点病院」という。）、地域がん診療病院は、都道府県知事が2を踏まえて推薦する医療機関について、第三者によって構成される検討会（以下「指定の検討会」という。）の意見を踏まえ、厚生労働大臣が適当と認めるものを指定するものとする。がん診療連携拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん診療病院の新規指定や指定更新の際に、国立研究開発法人国立がん研究センター（以下「国立がん研究センター」という。）は当該施設に関する意見書を、厚生労働省に提出することができる。また、地域がん診療連携拠点病院（以下「地域拠点病院」という。）、特定領域拠点病院、地域がん診療病院の新規指定や指定更新の際に、同一都道府県の都道府県がん診療連携拠点病院（以下「都道府県拠点病院」という。）は当該病院に関する意見書を、都道府県を通じて厚生労働省に提出することができる。
- 2 都道府県は、専門的ながん医療の提供等を行う医療機関の整備を図るとともに、当該都道府県におけるがん診療の連携協力体制の整備を図るほか、がん患者に対する相談支援及び情報提供を行うため、都道府県拠点病院にあっては、都道府県に1カ所、地域拠点病院にあっては、都道府県が医療計画にて定めるがんの医療圏に1カ所（都道府県拠点病院が整備されている医療圏を除く。）、地域がん診療病院にあっては基本的に隣接するがんの医療圏のがん診療連携拠点病院との連携を前提にグループとして指定（以下「グループ指定」という。）することにより、がん診療連携拠点病院の無いがんの医療圏に1カ所整備するものとする。また、特定のがんについて、当該都道府県内の最も多くの患者を診療する特定領域拠点病院を整備するものとする。ただし、当該都道府県におけるがん診療の質の向上及びがん診療の連携協力体制の整備がより一層図られることが明確である場合には、この限りでないものとする。なお、この場合には、がん対策基本法（平成18年法律第98号）第12条第1項に規定する都道府県がん対策推進計画との整合性にも留意し、がんの医療圏と2次医療圏が一致していない都道府県については、指定の検討会において整備の方針を説明すること。また、地域がん診療病院とがん診療連携拠点病院のグループ指定については、複数のがん診療連携拠点病院とグループになることも可とし、都道府県又は都道府県がん診療連携協議会（以下「都道府県協議会」という。）がその地域性に応じて検討を行い、連携するがん診療連携拠点病院とグループ内での役割分担を明確にした上で、がん診療連携拠点病院と地域がん診療病院のグループ指定の組合せを決定すること。当該がん診療連携拠点病院は、患者の利便性及び連携・役割分担の実効性を考慮

し、隣接した医療圏にあることが望ましい。なお、地域がん診療病院が複数のがん診療連携拠点病院とのグループ指定を受ける際は、中心となって連携するがん診療連携拠点病院を明確にすること。

3 国立がん研究センターは、我が国のがん対策の中核的機関として、以下の体制を整備することにより我が国全体のがん医療の向上を牽引していくこととし、国立がん研究センターの中央病院及び東病院について、指定の検討会の意見を踏まえ、厚生労働大臣が適当と認める場合に、がん診療連携拠点病院として指定するものとする。

(1) 他のがん診療連携拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん診療病院等への診療に関する支援及びがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の診療従事者の育成や情報発信等の役割を担う。

(2) 他のがん診療連携拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん診療病院等へ必要に応じて実地調査を行うなど、情報提供を求め、我が国におけるがん診療等に関する情報を収集、分析、評価し、改善方策を検討した上で国に提言する。実地調査を行う際には、必要に応じて当該都道府県内の他のがん診療連携拠点病院等の意見の活用を考慮すること。

(3) 定期的に都道府県拠点病院と国立がん研究センター中央病院及び東病院が参加する都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会（以下「国協議会」という。）を開催し、以下に関する情報収集、共有、評価、広報を行う。

- ① 各都道府県における都道府県拠点病院を中心としたP D C Aサイクルの確保及びその実績
- ② 全国のがん診療連携拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん診療病院の診療機能や診療体制、診療実績、地域連携に関する実績や活動状況
- ③ 全国の希少がんに対する診療体制及び診療実績
- ④ 全国の臨床試験の実施状況

4 地域拠点病院（国立がん研究センターの中央病院および東病院を除く）の指定においては、都道府県知事が高診療機能等が高いものとして推薦する医療機関について、指定の検討会の意見を踏まえ、厚生労働大臣が適当と認めるものを、特に、地域がん診療連携拠点病院（高度型）（以下「地域拠点病院（高度型）」という。）として、指定の類型を定めることができるものとする。ただし、地域拠点病院（高度型）の指定は、同一のがんの医療圏に一カ所とする。なお、地域拠点病院のうち、指定期間中に指定要件を欠くなどの事態が発生した医療機関については、特に、地域がん診療連携拠点病院（特例型）（以下「地域拠点病院（特例型）」という。）として、指定の類型を定めることができるものとする。

5 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん

診療病院については、院内の見やすい場所に指定を受けている旨の掲示をする等、がん患者に対し必要な情報提供を行うこととする。

6 厚生労働大臣は、がん診療連携拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん診療病院における指定要件の充足状況に関して疑義が生じた場合など、必要と判断したときは、都道府県に対し、文書での確認や実地調査等の実態調査を行うことを求めることができるものとする。

7 厚生労働大臣は、6に規定する実態調査の結果、がん診療連携拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん診療病院が指定要件を欠くに至ったと認めるときは、指定の検討会の意見を踏まえ、当該病院に対し、勧告、指定の取り消し、地域拠点病院における指定類型の見直し等の対応を行うことができるものとする。

## II 地域がん診療連携拠点病院の指定要件について

### 1 診療体制

#### (1) 診療機能

##### ① 集学的治療等の提供体制及び標準的治療等の提供

ア 我が国に多いがん（肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん及び乳がんをいう。以下同じ。）及びその他各医療機関が専門とするがんについて、手術、放射線治療及び薬物療法を効果的に組み合わせた集学的治療及び緩和ケア（以下「集学的治療等」という。）を提供する体制を有するとともに、各学会の診療ガイドラインに準ずる標準的治療（以下「標準的治療」という。）等がん患者の状態に応じた適切な治療を提供すること。

イ 集学的治療及び標準的治療等の質の評価のため、必要な情報を、国に届け出ること。

ウ 集学的治療及び標準的治療等を提供するに当たり、がん患者の身体的苦痛や精神心理的苦痛、社会的な問題等のスクリーニングを、診断時から外来及び病棟にて行うことのできる体制を整備すること。なお、院内で一貫したスクリーニング手法を活用すること。また、必要に応じて看護師等によるカウンセリング（以下「がん患者カウンセリング」という。）を活用する等、安心して医療を受けられる体制を整備すること。

i (1)の⑤のアに規定する緩和ケアチームと連携し、スクリーニングされたがん疼痛をはじめとするがん患者の苦痛を迅速かつ適切に緩和する体制を整備すること。

エ 医師からの診断結果や病状の説明時には、以下の体制を整備すること。

i 看護師や医療心理に携わる者等の同席を基本とすること。ただ

し、患者とその家族等の希望に応じて同席者を調整すること。

- ii 初期治療内容に限らず、長期的視野に立った治療プロセス全体に関する十分なインフォームドコンセントの取得に努めること。

オ 我が国に多いがんについて、クリティカルパス（検査及び治療等を含めた詳細な診療計画表をいう。以下同じ。）を整備し、活用状況を把握すること。

カ がん疼痛や呼吸困難などに対する症状緩和や医療用麻薬の適正使用を目的とした院内マニュアルを整備すると共に、これに準じた院内クリティカルパスを整備し活用状況を把握する等、実効性のある診療体制を整備すること。

キ がん患者の病態に応じたより適切ながん医療を提供できるよう、カンサーボード（手術、放射線診断、放射線治療、薬物療法、病理診断及び緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の専門を異にする医師等によるがん患者の症状、状態及び治療方針等を意見交換・共有・検討・確認等するためのカンファレンスをいう。以下同じ。）を設置し、その実施主体を明らかにした上で、月1回以上開催すること。なお、カンサーボードを開催するに当たっては、以下の点に留意すること。

- i キンサーボードには治療法（手術療法、薬物療法、放射線療法等）となり得る診療科の複数診療科の担当医師が参加すること。また、緩和ケア担当医師や病理医についても参加することが望ましい。

- ii ウに規定するスクリーニングを行った上で、歯科医師や薬剤師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士等の専門的多職種に参加を必要に応じて求めること。

- iii キンサーボードで検討した内容については、記録の上、関係者間で共有すること。

ク 院内の緩和ケアチーム、口腔ケアチーム、栄養サポートチーム、感染防止対策チーム等の専門チームへ適切に依頼ができる体制を整備すること。

ケ 地域がん診療病院とグループ指定を受ける場合には、確実な連携体制を確保するためそのグループ指定先の地域がん診療病院と定期的な合同のカンファレンスを開催すること。

コ 思春期と若年成人（Adolescent and Young Adult; AYA）世代（以下「AYA世代」という。）にあるがん患者については治療、就学、就労、生殖機能等に関する状況や希望について確認し、必要に応じて、対応できる医療機関やがん相談支援センターに紹介すること。

- サ 生殖機能の温存に関しては、患者の希望を確認し、院内または地域の生殖医療に関する診療科についての情報を提供するとともに、当該診療科と治療に関する情報を共有する体制を整備すること。
- シ 小児がん患者で長期フォローアップ中の患者については、小児がん拠点病院や連携する医療機関と情報を共有する体制を整備すること。
- ス 保険適応外の免疫療法を提供する場合は、原則として治験を含めた臨床研究、先進医療の枠組みで行うこと。
- セ グループ指定を受ける地域がん診療病院の診療機能確保のための支援等に関する人材交流計画を策定し、その計画に基づき人材交流を行うこと。

## ② 手術療法の提供体制

- ア 術中迅速病理診断が可能な体制を確保すること。なお、当該体制は遠隔病理診断でも可とする。
- イ 術後管理体制の一環として、手術部位感染に関するサーベイランスを実施することが望ましい。
- ウ 地域がん診療病院とグループ指定を受ける場合には、連携協力により手術療法を提供する体制を整備すること。

## ③ 放射線治療の提供体制

- ア 強度変調放射線治療に関して、地域の医療機関と連携すると共に、役割分担を図ること。
- イ 核医学治療や粒子線治療等の高度な放射線治療について、患者に情報提供を行うとともに、必要に応じて適切な医療機関へ紹介する体制を整備すること。
- ウ 第三者機関による出力線量測定を行い、放射線治療の品質管理を行うこと。なお、基準線量の±5%の範囲を維持することが望ましい。
- エ 緩和的放射線治療について、患者に提供できる体制を整備すること。
- オ 地域がん診療病院とグループ指定を受ける場合には、連携協力により放射線治療を提供する体制を整備すること。

## ④ 薬物療法の提供体制

- ア (3)の①のイに規定する外来化学療法室において、専門資格を有する看護師を中心として、治療の有害事象を含めた苦痛のスクリーニングを行い、主治医と情報を共有し、適切な治療や支援を行うこと。なお、整備体制について、がん患者とその家族に十分に周知すること。
- イ 急変時等の緊急時に(3)の①のイに規定する外来化学療法室において薬物療法を提供する当該がん患者が入院できる体制を確保すること。

ウ 薬物療法のレジメン（治療内容をいう。以下同じ。）を審査し、組織的に管理する委員会を設置すること。なお、当該委員会は、必要に応じて、キャンサーボードと連携協力すること。

エ 地域がん診療病院とグループ指定を受ける場合には、そのグループ指定先の地域がん診療病院が標準的な薬物療法を適切に提供できるよう、レジメンの審査等において地域がん診療病院を支援し、連携協力により薬物療法を提供する体制を整備すること。

⑤ 緩和ケアの提供体制

ア （２）の①のオに規定する医師及び（２）の②のウに規定する看護師等を構成員とする緩和ケアチームを整備し、当該緩和ケアチームを組織上明確に位置付けるとともに、がん患者に対し適切な緩和ケアを提供すること。

イ 緩和ケアががんと診断された時から提供されるよう、がん診療に携わる全ての診療従事者により、緩和ケアが提供される体制を整備すること。

ウ 緩和ケアががんと診断された時から提供されるよう、アに規定する緩和ケアチームにより、以下の緩和ケアが提供される体制を整備すること。

i 週１回以上の頻度で、定期的に病棟ラウンド及びカンファレンスを行い、適切な症状緩和について協議すること。なお、当該病棟ラウンド及びカンファレンスについて主治医や病棟看護師等に情報を共有し、必要に応じて参加を求めること。

ii （２）の①のオに規定する身体症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師は、手術療法・薬物療法・放射線治療等、がん診療に関するカンファレンス及び病棟回診に参加し、適切な助言を行うとともに、必要に応じて共同して診療計画を立案すること。また、（２）の①のオに規定する精神症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師に関しても、がん診療に関するカンファレンス及び病棟回診に参加することが望ましい。

iii （２）の②のウに規定する看護師は、苦痛のスクリーニングの支援や専門的緩和ケアの提供に関する調整等、外来・病棟の看護業務を支援・強化すること。また、主治医及び看護師等と協働し、必要に応じてがん患者カウンセリングを実施すること。

iv 緩和ケアに係る診療や相談支援の件数及び内容、医療用麻薬の処方量、苦痛のスクリーニング結果など、院内の緩和ケアに係る情報を把握・分析し、評価を行い、緩和ケアの提供体制の改善を図ること。

v がん疼痛をはじめとするがん患者の苦痛に対して、必要に応じて初

- 回処方緩和ケアチームで実施する等、院内の診療従事者と連携し迅速かつ適切に緩和する体制を整備すること。
- エ 外来において専門的な緩和ケアを提供できる体制を整備すること。  
なお、「外来において専門的な緩和ケアを提供できる体制」とは、医師による全人的かつ専門的な緩和ケアを提供する定期的な外来を指すものであり、疼痛のみに対応する外来や、診療する曜日等が定まっていない外来は含まない。また、外来診療日については、外来診療表等に明示し、患者の外来受診や地域の医療機関の紹介を円滑に行うことができる体制を整備すること。
- オ 医療用麻薬等の鎮痛薬の初回使用時や用量の増減時には、医師からの説明とともに薬剤師や看護師等による服薬指導を実施し、その際には自記式の服薬記録を整備活用することにより、外来・病棟を問わず医療用麻薬等を自己管理できるよう指導すること。
- カ 院内の医療従事者とアに規定する緩和ケアチームとの連携を以下により確保すること。
- i アに規定する緩和ケアチームへがん患者の診療を依頼する手順には、医師だけではなく、看護師や薬剤師など他の診療従事者からも依頼できる体制を確保すること。
  - ii アに規定する緩和ケアチームへがん患者の診療を依頼する手順など、評価された苦痛に対する対応を明確化し、院内の全ての診療従事者に周知するとともに、患者とその家族に緩和ケアに関する診療方針を提示すること。
  - iii がん治療を行う病棟や外来部門には、緩和ケアの提供について診療従事者の指導にあたりとともに緩和ケアの提供体制についてアに規定する緩和ケアチームへ情報を集約するため、緩和ケアチームと各部署をつなぐリンクナース（医療施設において、各種専門チームや委員会と病棟看護師等をつなぐ役割を持つ看護師のことをいう。以下同じ。）を配置することが望ましい。
- キ 患者や家族に対し、必要に応じて、アドバンス・ケア・プランニングを含めた意思決定支援を提供できる体制を整備すること。
- ク アからキにより、緩和ケアの提供がなされる旨を、院内の見やすい場所での掲示や入院時の資料配布等により、がん患者及び家族に対しわかりやすく情報提供を行うこと。
- ケ かかりつけ医の協力・連携を得て、主治医及び看護師がアに規定する緩和ケアチームと共に、退院後の居宅における緩和ケアに関する療養上必要な説明及び指導を行うこと。
- コ 緩和ケアに関する要請及び相談に関する受付窓口を設けるなど、地域の医療機関及び在宅療養支援診療所等との連携協力体制を整備すること。

と。

#### ⑥ 地域連携の推進体制

- ア 地域の医療機関から紹介されたがん患者の受け入れを行うこと。また、がん患者の状態に応じ、地域の医療機関へがん患者の紹介を行うこと。その際、緩和ケアの提供に関しては、当該医療圏内の緩和ケア病棟や在宅緩和ケアが提供できる診療所等のマップやリストを作成する等、患者やその家族に対し常に地域の緩和ケア提供体制について情報提供できる体制を整備すること。
- イ 病理診断又は画像診断に関する依頼、手術、放射線治療、薬物療法又は緩和ケアの提供に関する相談など、地域の医療機関の医師と診断及び治療に関する相互的な連携協力体制・教育体制を整備すること。
- ウ 当該医療圏内のがん診療に関する情報を集約し、当該圏域内の医療機関やがん患者等に対し、情報提供を行うこと。
- エ がん患者に対して、周術期の口腔健康管理や、治療中の副作用・合併症対策、口腔リハビリテーションなど、必要に応じて院内又は地域の歯科医師と連携することが望ましい。
- オ 我が国に多いがんその他必要ながんについて、地域連携クリティカルパス（がん診療連携拠点病院等と地域の医療機関等が作成する診療役割分担表、共同診療計画表及び患者用診療計画表から構成されるがん患者に対する診療の全体像を体系化した表をいう。以下同じ。）を整備すること。
- カ 地域連携時には、がん疼痛等の症状が十分に緩和された状態での退院に努め、症状緩和に係る院内クリティカルパスに準じた地域連携クリティカルパスやマニュアルを整備するなど、院内での緩和ケアに関する治療が在宅診療でも継続して実施できる体制を整備すること。
- キ 退院支援に当たっては、主治医、緩和ケアチーム等の連携により療養場所等に関する意思決定支援を行うとともに、必要に応じて地域の在宅診療に携わる医師や訪問看護師等と退院前カンファレンスを実施すること。
- ク 当該医療圏において、地域の医療機関や在宅診療所等の医療・介護従事者とがんに関する医療提供体制や社会的支援のあり方について情報を共有し、役割分担や支援等について議論する場を年1回以上設けること。なお、その際には既存の会議体を利用する等の工夫を行うことが望ましい。

#### ⑦ セカンドオピニオンの提示体制

- ア 我が国に多いがんその他当該施設で対応可能ながんについて、手術療

法、放射線治療、薬物療法又は緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する医師によるセカンドオピニオン（診断及び治療法について、主治医以外の第三者の医師が提示する医療上の意見をいう。以下同じ。）を提示する体制を整備すること。また地域がん診療病院とグループ指定を受けている場合には、地域がん診療病院と連携しセカンドオピニオンを提示する体制を整備すること。

イ がん患者とその家族に対して診療に関する説明を行う際には、他施設におけるセカンドオピニオンの活用についても説明を行う体制を整備すること。その際、セカンドオピニオンを求めることにより不利益を被ることがない旨を明確に説明する体制を整備すること。

## （２）診療従事者

本指針において、専従とは、当該診療の実施日において、当該診療に専ら従事していることをいう。この場合において、「専ら従事している」とは、その就業時間の少なくとも８割以上、当該診療に従事していることをいう。また、専任とは、当該診療の実施を専ら担当していることをいう。この場合において、「専ら担当している」とは、担当者となっていればよいものとし、その他診療を兼任していても差し支えないものとする。ただし、その就業時間の少なくとも５割以上、当該診療に従事している必要があるものとする。

### ① 専門的な知識及び技能を有する医師の配置

ア 当該施設で対応可能ながんについて専門的な知識及び技能を有する手術療法に携わる常勤の医師を１人以上配置すること。

イ 専任の放射線診断に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を１人以上配置すること。

ウ 専従の放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を１人以上配置すること。

エ 専従の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を１人以上配置すること。

オ （１）の⑤のアに規定する緩和ケアチームに、専任の身体症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を１人以上配置すること。なお、当該医師については、専従であることが望ましい。また、当該医師は緩和ケアに関する専門資格を有する者であることが望ましい。

（１）の⑤のアに規定する緩和ケアチームに、精神症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を１人以上配置すること。なお、当該医師については、専任であることが望ましい。

カ 専従の病理診断に携わる常勤の医師を１人以上配置すること。なお、当該病理診断には、病理解剖等の病理診断に係る周辺業務を含むものと

する。

キ 医師・歯科医師・薬剤師調査に基づく当該医療圏の医師数（病院の従事者）が概ね300人を下回る医療圏においては、2022年3月31日までの間、イ、ウ、カに規定する専門的な知識及び技能を有する医師の配置は必須要件とはしないが、以下の要件を満たすこと。

- i 専任の放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、原則として常勤であること。
- ii 専従の病理診断に携わる医師を1人以上配置すること。なお、当該病理診断には、病理解剖等の病理診断に係る周辺業務を含むものとする。

## ② 専門的な知識及び技能を有する医師以外の診療従事者の配置

ア 専従の放射線治療に携わる常勤の診療放射線技師を1人以上配置すること。なお、当該技師を含め、2人以上の放射線治療に携わる診療放射線技師を配置することが望ましい。また、当該技師は放射線治療に関する専門資格を有する者であることが望ましい。

専任の放射線治療における機器の精度管理、照射計画の検証、照射計画補助作業等に携わる常勤の技術者等を1人以上配置すること。なお、当該技術者は医学物理学に関する専門資格を有する者であることが望ましい。

放射線治療室に専任の常勤看護師を1人以上配置すること。なお、当該看護師は放射線治療に関する専門資格を有する者であることが望ましい。

イ 専任の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の薬剤師を1人以上配置すること。なお、当該薬剤師はがん薬物療法に関する専門資格を有する者であることが望ましい。

（3）の①のイに規定する外来化学療法室に、専従の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置すること。なお、当該看護師はがん看護又はがん薬物療法に関する専門資格を有する者であることが望ましい。

ウ （1）の⑤のアに規定する緩和ケアチームに、専従の緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置すること。なお、当該看護師はがん看護又は緩和ケアに関する専門資格を有する者であること。

（1）の⑤のアに規定する緩和ケアチームに協力する薬剤師、医療心理に携わる者及び相談支援に携わる者をそれぞれ1人以上配置することが望ましい。なお、当該薬剤師は緩和薬物療法に関する専門資格を有す

る者であることが望ましい。また、当該医療心理士に携わる者は公認心理師又はそれに準ずる専門資格を有する者であることが望ましい。また、当該相談支援に携わる者については社会福祉士等であることが望ましい。

エ 専任の細胞診断に係る業務に携わる者を1人以上配置すること。なお、当該診療従事者は細胞診断に関する専門資格を有する者であることが望ましい。

### ③ その他

ア がん患者の状態に応じたより適切ながん医療を提供できるよう、各診療科の医師における情報交換・連携を恒常的に推進する観点から、各診療科が参加する話し合いの場等を設置することが望ましい。

イ 地域がん診療連携拠点病院の長は、当該拠点病院においてがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師の専門性及び活動実績等を定期的に評価し、当該医師がその専門性を十分に発揮できる体制を整備すること。なお、当該評価に当たっては、手術・放射線治療・薬物療法の治療件数（放射線治療・薬物療法については、入院・外来ごとに評価することが望ましい。）、紹介されたがん患者数その他診療連携の実績、論文の発表実績、研修会・日常診療等を通じた指導実績、研修会・学会等への参加実績等を参考とすること。

## (3) 医療施設

### ① 専門的ながん医療を提供するための治療機器及び治療室等の設置

ア 放射線治療に関する機器を設置すること。ただし、当該機器は、リニアックなど、体外照射を行うための機器であること。

イ 外来化学療法室を設置すること。

ウ 原則として集中治療室を設置すること。

エ 白血病を専門とする分野に掲げる場合は、無菌病室を設置すること。

オ 術中迅速病理診断を含めた病理診断が実施可能である病理診断室を設置すること。

カ 病棟、外来、イに規定する外来化学療法室等に、集学的治療等の内容や治療前後の生活における注意点などに関して、冊子や視聴覚教材などを用いてがん患者及びその家族が自主的に確認できる環境を整備すること。

キ がん患者及びその家族が心の悩みや体験等を語り合うための場を設けること。

### ② 敷地内禁煙等

敷地内禁煙の実施等のたばこ対策に積極的に取り組むこと。

## 2 診療実績

(1) ①または②を概ね満たすこと。なお、同一医療圏に複数の地域拠点病院を指定する場合は、①の項目を全て満たすこと。

① 以下の項目をそれぞれ満たすこと。

ア 院内がん登録数（入院、外来は問わない自施設初回治療分）年間500件以上

イ 悪性腫瘍の手術件数 年間400件以上

ウ がんに係る薬物療法のべ患者数 年間1,000人以上

エ 放射線治療のべ患者数 年間200人以上

オ 緩和ケアチームの新規介入患者数 年間50人以上

② 当該医療圏に居住するがん患者のうち、2割程度について診療実績があること。

※ この場合の診療実績は、各施設の年間新入院がん患者数のうち当該二次医療圏に居住している者を分子とし、患者調査の「病院の推計退院患者数（患者住所地もしくは施設住所地）、二次医療圏×傷病分類別」の当該2次医療圏の悪性新生物の数値を12倍したものを分母とする。分子の数値はがん診療連携拠点病院現況報告の数値を用い、分母の数値には原則として患者調査の最新公開情報を用いること。

## 3 研修の実施体制

(1) 「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針」

（平成29年12月1日付け健発1201第2号厚生労働省健康局長通知の別添）に準拠し、当該医療圏においてがん診療に携わる医師を対象とした緩和ケアに関する研修を、都道府県と協議の上、開催すること。また、自施設に所属する臨床研修医及び1年以上自施設に所属するがん診療に携わる医師・歯科医師が当該研修を修了する体制を整備し、受講率を現況報告において、報告すること。また、医師・歯科医師と協働し、緩和ケアに従事するその他の診療従事者についても受講を促すことが望ましい。なお、研修修了者について、患者とその家族に対してわかりやすく情報提供すること。

(2) 連携する地域の医療施設におけるがん診療に携わる医師に対して、緩和ケアに関する研修の受講勧奨を行うこと。

(3) (1)のほか、原則として、当該医療圏においてがん医療に携わる医師等を対象とした早期診断、副作用対応を含めた放射線治療・薬物療法の推進及び緩和ケア等に関する研修を実施すること。なお、当該研修については、実地での研修を行うなど、その内容を工夫するように努めること。

- (4) 診療連携を行っている地域の医療機関等の診療従事者も参加する合同のカンファレンスを毎年定期的で開催すること。
- (5) 院内の看護師を対象として、がん看護に関する総合的な研修を定期的  
に実施すること。
- (6) 医科歯科連携による口腔健康管理を推進するために、歯科医師等を対  
象として、がん患者の口腔健康管理等の研修の実施に協力することが望  
ましい。

#### 4 情報の収集提供体制

##### (1) がん相談支援センター

相談支援を行う機能を有する部門（以下「相談支援センター」という。な  
お、病院固有の名称との併記を認めた上で、必ず「がん相談支援センター」と  
表記すること。）を設置し、①から⑧の体制を確保した上で、当該部門におい  
てアからチまでに掲げる業務を行うこと。なお、院内の見やすい場所に相談支  
援センターによる相談支援を受けられる旨や、相談支援センターの場所、対応  
可能な時間帯についての掲示をする等、相談支援センターについて積極的に周  
知すること。

- ① 国立がん研究センターがん対策情報センター（以下「がん対策情報セ  
ンター」という。）による「相談支援センター相談員研修・基礎研修」  
(1)～(3)を修了した専従及び専任の相談支援に携わる者をそれぞ  
れ1人ずつ配置すること。
- ② 院内及び地域の診療従事者の協力を得て、院内外のがん患者及びその家  
族並びに地域の住民及び医療機関等からの相談等に対応する体制を整備す  
ること。また、相談支援に関し十分な経験を有するがん患者団体との連携  
協力体制の構築に積極的に取り組むこと。
- ③ 相談支援について、都道府県協議会等の場での協議を行い、都道府県拠  
点病院、地域拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん診療病院の間で情報  
共有や役割分担を含む協力体制の構築を行う体制を確保すること。
- ④ 相談支援センターについて周知するため、以下の体制を整備すること。
  - ア 外来初診時等に主治医等から、がん患者及びその家族に対し、相談  
支援センターについて説明する等、診断初期の段階から相談支援セン  
ターの周知が図られる体制を整備すること。
  - イ 地域の医療機関に対し、相談支援センターに関する広報を行うこ  
と。また、地域の医療機関からの相談依頼があった場合に受け入れ可  
能な体制を整備することが望ましい。
- ⑤ 相談支援センターの業務内容について、相談者からフィードバックを得  
る体制を整備することが望ましい。
- ⑥ 患者からの相談に対し、必要に応じて院内の医療従事者が対応できるよ

- うに、相談支援センターと院内の医療従事者が協働すること。
- ⑦ 相談支援センターの支援員は、IVの2の(3)に規定する当該都道府県にある都道府県拠点病院が実施する相談支援に携わる者を対象とした研修を受講すること。
  - ⑧ 地域がん診療病院とグループ指定を受ける場合には、連携協力により相談支援を行う体制を整備すること。

#### <相談支援センターの業務>

以下に示す項目については自施設において提供できるようにすること。

- ア がんの病態や標準的治療法等、がんの治療に関する一般的な情報の提供
- イ がんの予防やがん検診等に関する一般的な情報の提供
- ウ 自施設で対応可能ながん種や治療法等の診療機能及び、連携する地域の医療機関に関する情報の提供
- エ セカンドオピニオンの提示が可能な医師や医療機関の紹介
- オ がん患者の療養生活に関する相談
- カ 就労に関する相談（産業保健総合支援センターや職業安定所等との効果的な連携による提供が望ましい。）
- キ 地域の医療機関におけるがん医療の連携協力体制の事例に関する情報の収集、提供
- ク アスベストによる肺がん及び中皮腫に関する相談
- ケ HTLV-1 関連疾患であるATLに関する相談
- コ 医療関係者と患者会等が共同で運営するサポートグループ活動や患者サロンの定期開催等の患者活動に対する支援
- サ 相談支援に携わる者に対する教育と支援サービス向上に向けた取組
- シ その他相談支援に関すること

以下に示す項目については自施設での提供が難しい場合には、適切な医療機関を紹介すること。

- ス がんゲノム医療に関する相談
  - セ 希少がんに関する相談
  - ソ AYA世代にあるがん患者に対する治療療養や就学、就労支援に関する相談
  - タ がん治療に伴う生殖機能の影響や、生殖機能の温存に関する相談
  - チ その他自施設では対応が困難である相談支援に関すること
- ※ 業務内容については、相談支援センターと別部門で実施されることもあることから、その場合にはその旨を掲示し必要な情報提供を行うこと。

#### (2) 院内がん登録

- ① がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）第44条第1項の規定に基づき定められた、院内がん登録の実施に係る指針（平成27年厚生労働省告示第470号）に即して院内がん登録を実施すること。
- ② 院内がん登録に係る実務に関する責任部署を明確にすること。当該病院の管理者又はこれに準ずる者を長とし、医師、看護師及び診療情報管理士等から構成され、当該病院における院内がん登録の運用上の課題の評価及び活用に係る規定の策定等を行う機関を設置すること。
- ③ 専従で、院内がん登録の実務を担う者として、国立がん研究センターが提供する研修で中級認定者の認定を受けている者を1人以上配置すること。また、配置された者は国立がん研究センターが示すがん登録に係るマニュアルに習熟すること。
- ④ 院内がん登録の登録様式については、国立がん研究センターが提示する院内がん登録に係る標準様式に準拠すること。
- ⑤ 適宜、登録対象者の生存の状況を確認すること。
- ⑥ 院内がん情報等を全国規模で収集し、当該情報を基にしたがん統計等の算出等を行うため、毎年、国立がん研究センターに情報提供すること。
- ⑦ 院内がん情報を取り扱うに当たっては、情報セキュリティに関する基本的な方針を定めることが望ましい。
- ⑧ 院内がん登録を活用することにより、都道府県の実施するがん対策等に必要な情報を提供すること。

### （3）情報提供・普及啓発

- ① 自施設で対応できるがんについて、提供可能な診療内容について病院ホームページ等でわかりやすく広報すること。また、がんゲノム医療やAYA世代にあるがん患者への治療・支援についても、自施設で提供できる場合はその旨を広報すること。
- ② 院内がん登録数や各治療法についてのがん種別件数について、ホームページ等での情報公開に努めること。
- ③ 地域を対象として、緩和ケアやがん教育をはじめとするがんに関する普及啓発に努めること。
- ④ 地域がん診療病院とグループ指定を受ける際には、連携先の地域がん診療病院名やその連携内容、連携実績等について病院ホームページ、パンフレット等でわかりやすく公表すること。
- ⑤ がん教育について、当該医療圏における学校や職域より依頼があった際には、外部講師として医療従事者を派遣し、がんに関する正しい知識の普及啓発に努めることが望ましい。なお、学校でのがん教育を実施するに当たっては、児童・生徒へ十分な配慮を行うこと。

## 5 臨床研究及び調査研究

- (1) 政策的公衆衛生的に必要な性の高い調査研究に協力すること。
- (2) 臨床研究を行う場合は、次に掲げる事項を実施すること。
  - ① 治験を除く臨床研究を行うに当たっては、臨床研究法（平成29年法律第16号）に則った体制を整備すること。
  - ② 進行中の治験を除く臨床研究の概要及び過去の治験を除く臨床研究の成果を広報すること。
  - ③ 参加中の治験について、その対象であるがんの種類及び薬剤名等を広報することが望ましい。
  - ④ 臨床研究コーディネーター（CRC）を配置することが望ましい。
  - ⑤ 患者に対して治験も含めた臨床研究、先進医療、患者申出療養等に関する適切な情報提供を行うとともに、必要に応じて適切な医療機関を紹介すること。

## 6 PDCAサイクルの確保

- (1) 自施設の診療機能や診療実績、地域連携に関する実績や活動状況の他、がん患者の療養生活の質について把握・評価し、課題認識を院内の関係者で共有した上で、組織的な改善策を講じること。なお、その際には、Quality Indicator(以下「QI」という。)の利用や、第三者による評価、拠点病院間の実地調査等を用いる等、工夫をすること。
- (2) これらの実施状況につき都道府県拠点病院を中心に都道府県内のがん診療連携拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん診療病院において、情報共有と相互評価を行うとともに、地域に対してわかりやすく広報すること。

## 7 医療に係る安全管理

- (1) 組織上明確に位置づけられた医療に係る安全管理を行う部門（以下「医療安全管理部門」という。）を設置し、病院一体として医療安全対策を講じること。また、当該部門の長として常勤の医師を配置すること。
- (2) 医療に係る安全管理を行う者（以下「医療安全管理者」という。）として（1）に規定する医師に加え、専任で常勤の薬剤師及び専従で常勤の看護師を配置すること。
- (3) 医療安全管理者は、医療安全対策に係る研修を受講すること。
- (4) 医療に係る安全管理の体制及び取り組み状況について、第三者による評価や拠点病院間での実地調査等を活用することが望ましい。
- (5) 当該施設で未承認新規医薬品の使用や承認薬の適応外使用を行う場合や高難度新規医療技術を用いた医療を提供する場合については、以下の体制を整備すること。
  - ①当該医療の適応の安全性や妥当性、倫理性について検討するための組

織（倫理審査委員会、薬事委員会等）を設置し、病院として事前に検討を行うこと。

- ②事前検討を行い、承認された医療を提供する際には、患者・家族に対し適切な説明を行い、書面での同意を得た上で提供すること。
- ③提供した医療について、事後評価を行うこと。

(6) 医療安全のための患者窓口を設置し、患者からの苦情や相談に応じられる体制を確保すること。

## 8 地域拠点病院（高度型）の指定要件について

### (1) 地域拠点病院（高度型）

地域拠点病院（高度型）については、Ⅱの1～7の要件を満たしていることに加え、以下の要件を満たしていること。

- ① Ⅱの1～7において「望ましい」とされる要件を複数満たしていること。
- ② 同一医療圏に複数の地域拠点病院がある場合は、Ⅱの2の(1)の①に規定する診療実績が当該医療圏において最も優れていること。
- ③ 強度変調放射線療法や核医学治療等の高度な放射線治療を提供できること。
- ④ Ⅳの3の(3)に規定する緩和ケアセンターに準じた緩和ケアの提供体制を整備していること。
- ⑤ 相談支援センターに看護師や社会福祉士、精神保健福祉士等の医療従事者を配置し、相談支援業務の強化が行われていること。
- ⑥ 医療に係る安全管理体制について第三者による評価を受けているか、外部委員を含めた構成員からなる医療安全に関する監査を目的とした監査委員会を整備していること。

## Ⅲ 特定機能病院を地域がん診療連携拠点病院として指定する場合の指定要件について

医療法（昭和23年法律第205号）第4条の2に基づく特定機能病院を地域拠点病院として指定する場合には、Ⅱの地域拠点病院の指定要件に加え、次の要件を満たすこと。

- 1 組織上明確に位置付けられた複数種類のがんに対し放射線治療を行う機能を有する部門（以下「放射線治療部門」という。）を設置し、当該部門の長として、専従の放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を配置すること。
- 2 組織上明確に位置付けられた複数種類のがんに対し薬物療法を行う機能を有する部門（以下「薬物療法部門」という。）を設置し、当該部門の長として、専任の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を配置すること。

なお、当該医師については、専従であることが望ましい。

- 3 当該都道府県におけるがん診療連携拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん診療病院等の医師等に対し、高度ながん医療に関する研修を実施することが望ましい。
- 4 他のがん診療連携拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん診療病院に対する医師の派遣による診療支援に積極的に取り組むこと。

#### **IV 都道府県がん診療連携拠点病院の指定要件について**

都道府県拠点病院は、当該都道府県におけるがん診療の質の向上及びがん診療連携協力体制の構築、P D C Aサイクルの確保に関し中心的な役割を担い、Ⅱの地域拠点病院の指定要件に加え、次の要件を満たすこと。ただし、特定機能病院を都道府県拠点病院として指定する場合には、Ⅲの特定機能病院を地域拠点病院として指定する場合の指定要件に加え、次の要件（３の（１）、（２）を除く。）を満たすこと。

- 1 都道府県における診療機能強化に向けた要件
  - (1) 当該都道府県においてがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師・薬剤師・看護師等を対象とした研修を実施すること。
  - (2) 当該都道府県の地域拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん診療病院等に対し、情報提供、症例相談及び診療支援を行うこと。
  - (3) 当該都道府県の地域拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん診療病院に対し、診療機能や診療実績等の情報提供を求め、必要に応じ、実地調査を行うこと等により、当該都道府県内のがん診療等の状況に関する情報を収集、分析、評価し、改善を図ること。
  - (4) 都道府県協議会を設置し、当該協議会は、当該都道府県内のがん診療に係る情報の共有、評価、分析及び発信を行うとともに、診療の質向上につながる取組に関して検討し、実践するため、次に掲げる事項を行うこと。
    - ① 地域がん診療病院とがん診療連携拠点病院とのグループ指定における、地域性に応じたグループ内での役割分担を明確にした上でのグループ指定の組み合わせを決定すること。
    - ② 都道府県内のがん診療連携拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん診療病院の診療実績等を共有すること。（地域連携クリティカルパスの活用実績や地域の医療機関との紹介・逆紹介の実績、相談支援の内容別実績、がん患者の療養生活の質の向上に向けた取組状況等を含む。）
    - ③ 当該都道府県におけるがん診療及び相談支援の提供における連携協力体制について検討すること。
    - ④ 当該都道府県におけるがん診療連携拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん診療病院が作成している地域連携クリティカルパスの一覧を作成・共有すること。

- ⑤ 当該都道府県内の院内がん登録のデータの分析、評価等を行うこと。
- ⑥ 当該都道府県におけるがん診療連携拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん診療病院への診療支援を行う医師の派遣に係る調整を行うこと。
- ⑦ IIの3の(1)に基づき当該都道府県におけるがん診療連携拠点病院が実施するがん医療に携わる医師を対象とした緩和ケアに関する研修その他各種研修に関する計画を作成すること。
- ⑧ 当該都道府県内の医療機関における診療、緩和ケア外来、相談支援センター、セカンドオピニオン、患者サロン、患者支援団体、在宅医療等へのアクセスについて情報を集約し医療機関間で共有するとともに、冊子やホームページ等でわかりやすく広報すること。
- ⑨ 国協議会との体系的な連携体制を構築すること。
- ⑩ 国立がん研究センターによる研修に関する情報や国協議会での決定事項が確実に都道府県内で共有される体制を整備すること。

## 2 都道府県における相談支援機能強化に向けた要件

- (1) 相談支援業務として、都道府県内の医療機関で実施されるがんに関する臨床試験について情報提供を行うことが望ましい。
- (2) 相談支援に携わる者のうち、少なくとも1人は国立がん研究センターによる相談員指導者研修を修了していること。
- (3) 当該都道府県の地域拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん診療病院の相談支援に携わる者に対する継続的かつ系統的な研修を行うこと。

## 3 都道府県拠点病院の診療機能強化に向けた要件

- (1) 放射線治療部門を設置し、当該部門の長として、専従の放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を配置すること。
- (2) 薬物療法部門を設置し、当該部門の長として、専任の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を配置すること。なお、当該医師については、専従であることが望ましい。また、がんの薬物療法に関する専門資格を有している医師を配置すること。
- (3) 緩和ケアチーム、緩和ケア外来、緩和ケア病棟等を有機的に統合する緩和ケアセンターを整備し、当該緩和ケアセンターを組織上明確に位置づけること。緩和ケアセンターは、緩和ケアチームが主体となり以下の活動を行い、専門的緩和ケアを提供する院内拠点組織とする。
  - ① がん看護に関する専門資格を有する看護師等による定期的ながん患者カウンセリングを行うこと。
  - ② 看護カンファレンスを週1回程度開催し、患者とその家族の苦痛に関する情報を外来や病棟看護師等と共有すること。
  - ③ 緊急緩和ケア病床を確保し、かかりつけ患者や連携協力リストを作成し

た在宅療養支援診療所等からの紹介患者を対象として、緊急入院体制を整備すること。

- ④ 地域の病院や在宅療養支援診療所、ホスピス・緩和ケア病棟等の診療従事者と協働して、緩和ケアにおける連携協力に関するカンファレンスを月1回程度定期的に開催すること。
- ⑤ 連携協力している在宅療養支援診療所等を対象にした患者の診療情報に係る相談等、いつでも連絡を取れる体制を整備すること。
- ⑥ 相談支援センターとの連携を図り、がん患者とその家族に対して、緩和ケアに関する高次の相談支援を提供する体制を確保すること。
- ⑦ がん診療に携わる診療従事者に対して定期的な緩和ケアに関する院内研修会等を開催し、修了者を把握する等、研修の運営体制を構築すること。
- ⑧ 緩和ケアセンターの構成員が参加するカンファレンスを週1回以上の頻度で開催し、緩和ケアセンターの運営に関する情報共有や検討を行うこと。
- ⑨ 緩和ケアセンターには、Ⅱの1の(2)の①のオに規定する緩和ケアチームの医師に加えて、以下の専門的な知識及び技能を有する医師を配置すること。
  - ア 緩和ケアセンターの機能を統括する医師を緩和ケアセンター長として1人配置すること。なお、当該医師については、常勤であり、かつ、院内において管理的立場の医師であること。
  - イ 緊急緩和ケア病床を担当する専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を1人以上配置すること。なお、Ⅱの1の(2)の①のオに規定する緩和ケアチームの医師との兼任を可とする。当該医師については、夜間休日等も必要時には主治医や当直担当医と連絡を取ることができる体制を整備すること。
- ⑩ 緩和ケアセンターには、Ⅱの1の(2)の②のウに規定する緩和ケアチームの構成員に加えて、以下の専門的な知識及び技能を有する医師以外の診療従事者を配置すること。
  - ア 緩和ケアセンターの機能を管理・調整する、専従のジェネラルマネージャーを配置すること。ジェネラルマネージャーは、常勤であり、かつ院内において管理的立場の看護師であること。また、当該看護師はがん看護に関する専門資格を有する者であることが望ましい。
  - イ アに規定するジェネラルマネージャーとは別に、専従かつ常勤の看護師を2人以上配置すること。なお、当該看護師はがん看護に関する専門資格を有する者であること。また、当該看護師はⅡの1の(2)の②のウに規定する看護師との兼任を可とする。
  - ウ 緩和ケアセンターの業務に協力する薬剤師を配置すること。なお、当該薬剤師はがん薬物療法に関する専門資格を有する者であることが望ま

しい。

エ 緩和ケアセンターにおける相談支援業務に専任の相談支援に携わる者を1人以上配置すること。また、当該者については相談支援センターの相談支援に携わる者との兼任および、相談支援センター内にて当該業務に従事することを可とする。

オ ジェネラルマネージャーを中心に、歯科医師や医療心理に携わる者、理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士などの診療従事者が連携することが望ましい。

#### 4 院内がん登録の質的向上に向けた要件

(1) 都道府県内の院内がん登録に関する情報の収集及び院内がん登録実務者の育成等を行うことが望ましい。

#### 5 PDCAサイクルの確保

Ⅱの6の(2)に規定する、都道府県内のがん診療連携拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん診療病院におけるPDCAサイクルの確保について、当該都道府県内の取組について情報の取りまとめを行う等、中心となって情報共有と相互評価を行い、地域に対してわかりやすく広報すること。

#### 6 医療に係る安全管理

(1) 医療安全管理部門を設置し、病院一体として医療安全対策を講じること。また、当該部門の長として常勤かつ専任の医師を配置すること。

(2) 医療安全管理者として(1)に規定する医師に加え、専任で常勤の薬剤師及び専従で常勤の看護師を配置すること。なお、当該薬剤師については専従であることが望ましい。

(3) 医療安全管理者は医療安全対策に係る研修を受講すること。

(4) 医療に係る安全管理の体制及び取り組み状況について、第三者による評価や拠点病院間での実地調査等を活用することが望ましい。

(5) 当該施設で未承認新規医薬品の使用や承認薬の適応外使用を行う場合や高難度新規医療技術を用いた医療を提供する場合については、以下の体制を整備すること。

①当該医療の適応の安全性や妥当性、倫理性について検討するための組織（倫理審査委員会、薬事委員会等）を設置し、病院として事前に検討を行うこと。

②事前検討を行い、承認された医療を提供する際には、患者・家族に対し適切な説明を行い、書面での同意を得た上で提供すること。

③提供した医療について、事後評価を行うこと。

(6) 医療安全のための患者窓口を設置し、患者からの苦情や相談に応じられ

る体制を確保すること。

## V 国立がん研究センターの中央病院及び東病院の指定要件について

国立がん研究センター中央病院及び東病院は、Ⅲの特定機能病院を地域がん診療連携拠点病院として指定する場合の指定要件を満たすこと。

## VI 特定領域がん診療連携拠点病院の指定要件について

- 1 特定のがんについて、集学的治療等を提供する体制を有するとともに、標準的治療等がん患者の状態に応じた適切な治療を提供すること。また、当該がんについて当該都道府県内で最も多くの患者を診療していること。
- 2 Ⅱに規定する地域がん診療連携拠点病院の指定要件を満たすこと。ただし、がんの種類に応じて必要な治療法が異なる可能性があるため、指定にあたってはⅡの要件のうち満たしていない項目がある場合には、個別に指定の可否を検討する。
- 3 緊急対応が必要な患者や合併症を持ち高度な管理が必要な患者に対してがん診療連携拠点病院等と連携し適切ながん医療の提供を行うこと。
- 4 特定領域における高い診療技術や知識を共有する観点から、がん診療連携拠点病院等との人材交流、合同のカンファレンス、診療業務や相談支援業務における情報共有等を行うことが望ましい。

## VII 地域がん診療病院の指定要件について

### 1 診療体制

#### (1) 診療機能

##### ① 集学的治療等の提供体制及び標準的治療等の提供

ア 我が国に多いがんを中心として、集学的治療等を提供する体制を有するとともに、標準的治療等がん患者の状態に応じた適切な治療を提供すること。ただし、集学的治療や標準的治療を提供できないがんについては、グループ指定を受けるがん診療連携拠点病院との連携と役割分担により対応できる体制を整備すること。

イ 確実な連携体制を確保するため、グループ指定を受けるがん診療連携拠点病院と定期的な合同のカンファレンスを開催すること。

ウ 集学的治療及び標準的治療等の質の評価のため、必要な情報を、国に届け出ること。

エ 集学的治療及び標準的治療等を提供するに当たり、がん患者の身体的苦痛や精神心理的苦痛、社会的な問題等のスクリーニングを診断時から外来及び病棟にて行うこと。また、院内で一貫したスクリーニング手法を活用すること。また、必要に応じてがん患者カウンセリングを活用する等、安心して医療を受けられる体制を整備すること。

- i (1) の⑤のアに規定する緩和ケアチームと連携し、スクリーニングされたがん疼痛をはじめとするがん患者の苦痛を迅速かつ適切に緩和する体制を整備すること。
- オ 医師からの診断結果や病状の説明時には、以下の体制を整備すること。
  - i 看護師や医療心理に携わる者等の同席を基本とすること。ただし、患者とその家族等の希望に応じて同席者を調整すること。
  - ii 説明時には、初期治療内容に限らず、長期的視野に立った治療プロセス全体に関する十分なインフォームドコンセントの取得に努めること。
- カ 地域がん診療病院の診療機能確保のための支援等に関するがん診療連携拠点病院との人材交流計画を提出し、その計画に基づいた人材交流を行うこと。
- キ 標準的治療等の均てん化のため、グループ指定を受けるがん診療連携拠点病院と連携することにより、対応可能ながんについてクリティカルパスを整備し活用状況を把握すること。
- ク がん患者の病態に応じたより適切ながん医療を提供できるよう、がんセンターボードを設置し、定期的を開催すること。なお、構成員については、必要に応じてグループ指定を受けるがん診療連携拠点病院との連携により確保すること。なお、がんセンターボードを開催するに当たっては以下の点に留意すること。
  - i がんセンターボードには治療法となり得る診療科（手術療法、薬物療法、放射線療法等）の複数診療科の担当医師が参加すること。また、緩和ケア担当医師や病理医についても参加することが望ましい。
  - ii エに規定するスクリーニングを行った上で、歯科医師や薬剤師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士等の専門的多職種に参加を必要に応じて求めること。
  - iii がんセンターボードで検討した内容については、記録の上、関係者間で共有すること。
- ケ 院内の緩和ケアチーム、口腔ケアチーム、栄養サポートチーム、感染防止対策チーム等の専門チームへ適切に依頼ができる体制を整備すること。
- コ AYA世代にある、がん患者については治療、就学、就労、生殖機能等に関する状況や希望について確認し、必要に応じて、対応できる医療機関やがん相談支援センターに紹介すること。
- サ 生殖機能の温存に関しては、患者の希望を確認し、院内または地域の

生殖医療に関する診療科について情報を提供するとともに、当該診療科と治療に関する情報を共有する体制を整備すること。

シ 小児がん患者で長期フォローアップ中の患者については、小児がん拠点病院や連携する医療機関と情報を共有する体制を整備すること。

ス 保険適応外の免疫療法を提供する場合は、原則として治験、先進医療も含めた臨床研究の枠組みで行うこと。

## ② 手術療法の提供体制

ア 我が国に多いがんに対する手術のうち、提供が困難であるものについてはグループ指定を受けるがん診療連携拠点病院との連携により提供できる体制を整備すること。

イ グループ指定を受けるがん診療連携拠点病院と連携することにより術中迅速病理診断を提供できる体制を整備すること。なお、当該体制は遠隔病理診断でも可とする。

## ③ 放射線治療の提供体制

設備や人材配置の点から放射線治療の提供が困難である場合には、グループ指定を受けるがん診療連携拠点病院と連携することにより放射線治療を提供できる体制を整備すること。

## ④ 薬物療法の提供体制

ア (3)の①のイに規定する外来化学療法室において薬物療法を提供する当該がん患者が急変時等の緊急時に入院できる体制を確保すること。

イ グループ指定を受けるがん診療連携拠点病院との連携により、薬物療法のレジメンを審査するとともに、標準的な薬物療法を提供できる体制を整備すること。

## ⑤ 緩和ケアの提供体制

Ⅱの1の(1)の⑤に定める要件を満たすこと。

## ⑥ 地域連携の協力体制

グループ指定を受けるがん診療連携拠点病院との連携により、Ⅱの1の(1)の⑥に定める要件を満たすこと。

## ⑦ セカンドオピニオンの提示体制

ア 我が国に多いがんその他対応可能ながんについて、手術療法、放射線治療、薬物療法又は緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する医師によるセカンドオピニオンを提示できる体制を整備すること。またグ

ループ指定のがん診療連携拠点病院との連携による提示も可とする。

イ 患者とその家族に対して診療に関する説明を行う際には、他施設におけるセカンドオピニオンの活用についても説明を行う体制を整備すること。その際、セカンドオピニオンを求めることにより不利益を被ることがない旨を明確に説明する体制を整備すること。

## (2) 診療従事者

### ① 専門的な知識及び技能を有する医師の配置

ア 対応可能ながんについて専門的な知識及び技能を有する手術療法に携わる医師を1人以上配置すること。

イ 放射線治療を実施する場合には、専門的な知識及び技能を有する専従の放射線治療に携わる医師を1人以上配置すること。

ウ 専門的な知識及び技能を有する薬物療法に携わる専任かつ常勤の医師を1人以上配置すること。

エ (1)の⑤に規定する緩和ケアチームに、専任かつ常勤の身体症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については専従であることが望ましい。

(1)の⑤に規定する緩和ケアチームに、精神症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、専任であることが望ましい。また、常勤であることが望ましい。

オ 専任の病理診断に携わる医師を1人以上配置することが望ましい。

### ② 専門的な知識及び技能を有する医師以外の診療従事者の配置

ア 放射線治療を実施する場合には、専従かつ常勤の診療放射線技師を1人以上配置すること。なお、当該技師は放射線治療に関する専門資格を有する者であることが望ましい。また、放射線治療を実施する場合には、専任かつ常勤の看護師を1人以上配置することが望ましい。なお、当該看護師は放射線治療に関する専門資格を有する者であることが望ましい。

イ 外来化学療法室に専任の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置すること。なお、当該看護師は専従であることが望ましい。また、当該看護師はがん看護又はがん薬物療法に関する専門資格を有する者であることが望ましい。

専任の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の薬剤師を1人以上配置することが望ましい。

ウ (1)の⑤に規定する緩和ケアチームに、専従の緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置すること。な

お、当該看護師はがん看護又は緩和ケアに関する専門資格を有する者であることが望ましい。

(1)の⑤に規定する緩和ケアチームに協力する薬剤師及び医療心理に携わる者をそれぞれ1人以上配置することが望ましい。

エ 細胞診断に係る業務に携わる者を1人以上配置すること。なお、当該診療従事者は細胞診断に関する専門資格を有する者であることが望ましい。

### (3) 医療施設

#### ① 専門的ながん医療を提供するための治療機器及び治療室等の設置

ア 自施設で放射線治療を提供する場合には、放射線治療機器を設置すること。ただし、当該機器は、リニアックなど、体外照射を行うための機器であること。

イ 外来化学療法室を設置すること。

ウ 集中治療室を設置することが望ましい。

エ 白血病を専門とする分野に掲げる場合は、無菌病室を設置すること。

オ 術中迅速病理診断を含めた病理診断が実施可能である病理診断室を設置すること。

カ 病棟、外来、イに規定する外来化学療法室などに、集学的治療等の内容や治療前後の生活における注意点などに関して、冊子や視聴覚教材などを用いてがん患者及びその家族が自主的に確認できる環境を整備すること。

キ がん患者及びその家族が心の悩みや体験等を語り合うための場を設けることが望ましい。

#### ② 敷地内禁煙等

敷地内禁煙の実施等のたばこ対策に積極的に取り組むこと。

## 2 診療実績

当該医療圏のがん患者を一定程度診療していること。

## 3 研修の実施体制

「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針」（平成29年12月1日付け健発1201第2号厚生労働省健康局長通知の別添）に準拠し、当該医療圏においてがん医療に携わる医師を対象とした緩和ケアに関する研修を都道府県と協議の上、開催すること。また、自施設に所属する臨床研修医及び1年以上所属するがん診療に携わる医師・歯科医師が当該研修を修了する体制を整備し、受講率を報告すること。なお、研修修了者について、患者とその家族に対してわ

かりやすく情報提供すること。

#### 4 相談支援・情報提供・院内がん登録

##### (1) がん相談支援センター

- ① 国立がん研究センターによる研修を修了した専従及び専任の相談支援に携わる者を1人ずつ配置すること。当該者のうち、1名は相談員基礎研修(1)、(2)を、もう1名は基礎研修(1)～(3)を修了していること。
- ② グループ指定のがん診療連携拠点病院との連携と役割分担によりⅡの4の(1)に規定する相談支援業務を行うこと。

##### (2) 院内がん登録

- ① がん登録等の推進に関する法律(平成25年法律第111号)第44条第1項の規定に基づき定められた、院内がん登録の実施に係る指針(平成27年厚生労働省告示第470号)に即して院内がん登録を実施すること。
- ② 院内がん登録に係る実務に関する責任部署を明確にすること。当該病院の管理者又はこれに準ずる者を長とし、医師、看護師及び診療情報管理士等から構成され、当該病院における院内がん登録の運用上の課題の評価及び活用に係る規定の策定等を行う機関を設置すること。
- ③ 国立がん研究センターが実施する研修で認定を受けている、専従の院内がん登録の実務を担う者を1人以上配置すること。認定については、中級認定者とされている認定を受けることが望ましい。また、配置された者は国立がん研究センターが示すがん登録に係るマニュアルに習熟すること。
- ④ 院内がん登録の登録様式については、国立がん研究センターが提示する院内がん登録に係る標準様式に準拠すること。
- ⑤ 適宜、登録対象者の生存の状況を確認すること。
- ⑥ 院内がん情報等を全国規模で収集し、当該情報を基にしたがん統計等の算出等を行うため、毎年、国立がん研究センターに情報提供すること。
- ⑦ 院内がん情報を取り扱うに当たっては、情報セキュリティに関する基本的な方針を定めることが望ましい。
- ⑧ 院内がん登録を活用することにより、都道府県の実施するがん対策等に必要な情報を提供すること。

##### (3) 情報提供・普及啓発

- ① 提供可能ながん医療についてわかりやすく患者に広報すること。
- ② グループ指定を受けるがん診療連携拠点病院名やその連携内容、連携実

績等についてホームページ、パンフレット等でわかりやすく公表すること。

- ③ 地域を対象として、緩和ケアやがん教育をはじめとするがんに関する普及啓発に努めること。
- ④ がん教育について、当該医療圏における学校や職域より依頼があった際には、外部講師として医療従事者を派遣し、がんに関する正しい知識の普及啓発に努めることが望ましい。なお、学校でのがん教育を実施するに当たっては、児童・生徒へ十分な配慮を行うこと。

## 5 PDCAサイクルの確保

- (1) 自施設の診療機能や診療実績、地域連携に関する実績や活動状況の他、がん患者の療養生活の質について把握・評価し、課題認識を院内の関係者で共有した上で、組織的な改善策を講じること。なお、その際にはQIの利用や、第三者による評価、拠点病院間の実地調査等を用いる等、工夫をすること。
- (2) これらの実施状況につき都道府県拠点病院を中心に都道府県内のがん診療連携拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん診療病院において、情報共有と相互評価を行うとともに、地域に対してわかりやすく広報すること。

## 6 医療に係る安全管理

- (1) 医療安全管理部門を設置し、病院一体として医療安全対策を講じること。また、当該部門の長として常勤の医師を配置すること。
- (2) 医療安全管理者として(1)に規定する医師に加え、常勤の薬剤師及び専従かつ常勤の看護師を配置すること。なお、当該薬剤師は専任であることが望ましい。
- (3) 医療安全管理者は医療安全対策に係る研修を受講すること。
- (4) 医療に係る安全管理の体制及び取り組み状況について、第三者による評価や拠点病院間での実地調査等を活用することが望ましい。
- (5) 当該施設で未承認新規医薬品の使用や承認薬の適応外使用を行う場合や高難度新規医療技術を用いた医療を提供する場合については、以下の体制を整備すること。
  - ① 当該医療の適応の安全性や妥当性、倫理性について検討するための組織（倫理審査委員会、薬事委員会等）を設置し、病院として事前に検討を行うこと。
  - ② 事前検討を行い、承認された医療を提供する際には、患者・家族に対し適切な説明を行い、書面での同意を得た上で提供すること。
  - ③ 提供した医療について、事後評価を行うこと。
- (6) 医療安全のための患者窓口を設置し、患者からの苦情や相談に応じられ

る体制を確保すること。

## Ⅷ 既指定病院の取扱い、指定・指定の更新の推薦手続等、指針の見直し及び施行期日について

### 1 既のがん診療連携拠点病院の指定を受けている医療機関の取扱いについて

(1) 本指針の施行日の時点で、旧通知の別添「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」（以下「旧指針」という。）に基づき、がん診療連携拠点病院の指定を受けている医療機関（以下「既指定病院」という。）にあっては、平成31年3月末日までの間に限り、この指針で定めるがん診療連携拠点病院として指定を受けているものとみなす。また、旧指針に基づき平成30年8月まで、または平成31年4月以降も指定を受けている既指定病院にあっても、指定の有効期間は平成31年3月末日までとする。

(2) 都道府県は、既指定病院を平成31年4月1日以降も引き続きがん診療連携拠点病院として推薦する場合には、推薦意見書を添付の上、平成30年10月末日までに、別途定める「指定更新推薦書」を厚生労働大臣に提出すること。都道府県拠点病院がⅠの1に規定する意見書を提出する場合には、都道府県は「指定更新推薦書」と同時に厚生労働大臣に提出すること。

ただし、既指定病院のうち、平成30年の推薦時点で、Ⅱの1の(2)の①のイ、エ及びオに規定する医師、Ⅱの1の(2)の②のイに規定する看護師、Ⅱの2の(1)のオに規定する緩和ケアチームの診療実績、Ⅱの7の(3)、Ⅳの6の(3)及びⅦの6の(3)に規定する医療安全対策に係る研修の受講のいずれかの要件を満たしていないがん診療連携拠点病院については、平成31年4月からの1年間に限り指定の更新を行うものとする。また、Ⅱの1の(2)の①のウに規定する医師の要件を満たしていない地域拠点病院については平成31年4月からの2年間に限り指定の更新を行うものとする。ただし、これらの際にも以下の要件を満たしていることを求める。

#### ① 専門的な知識及び技能を有する医師の配置

ア 専任の放射線診断に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、原則として常勤であること。

イ 専従の放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、原則として常勤であること。

ウ 専従の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、原則として常勤

であること。

エ IIの1の(1)の⑤のアに規定する緩和ケアチームに、専従の身体症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、原則として常勤であること。

オ IIの1の(1)の⑤のアに規定する緩和ケアチームに、精神症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。また、当該医師については、原則として常勤であること。なお、当該医師については、専任であることが望ましい。

② 専門的な知識及び技能を有する医師以外の診療従事者の配置

IIの(3)の①のイに規定する外来化学療法室に、専任の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置すること。なお、当該看護師については、原則として専従であること。

③ 院内がん登録実務者

国立がん研究センターが実施する研修で認定を受けている、専従の院内がん登録の実務を担う者を1人以上配置すること。認定については、中級認定者とされている認定を受けることが望ましい。また、配置された者は国立がん研究センターが示すがん登録に係るマニュアルに習熟すること。

④ 医療安全対策に係る研修の受講

IIの7、IVの6及びVIIの6に規定する医療安全管理者のうち、少なくとも1名は医療安全対策に係る研修を受講していること。

なお、当該既指定病院は平成31年10月末日までに提出する別途定める「現況報告書」にて当該要件が満たされていることが確認できなければ、平成32年4月1日以降指定の更新は認められない場合があるため留意すること。

(3) IからVIIの規定は、既指定病院の指定の更新について準用する。

2 指定の推薦手続等について

(1) 都道府県は、Iの1及び4に基づく指定の推薦に当たっては、指定要件を満たしていることを確認の上、推薦意見書を添付し、毎年10月末日までに、別途定める「新規指定推薦書」を厚生労働大臣に提出すること。都道府県拠点病院がIの1に規定する意見書を提出する場合には、都道府県は「新規指定推薦書」と併せて厚生労働大臣に提出すること。

また、地域拠点病院を都道府県拠点病院として指定の推薦をし直す場

合、都道府県拠点病院を地域拠点病院として指定の推薦をし直す場合、特定領域拠点病院と地域がん診療病院をがん診療連携拠点病院として指定の推薦をし直す場合、がん診療連携拠点病院を特定領域拠点病院又は地域がん診療病院として指定の推薦をし直す場合も、同様とすること。

(2) がん診療連携拠点病院（国立がん研究センターの中央病院及び東病院を除く。）、特定領域拠点病院、地域がん診療病院は、都道府県を經由し、毎年10月末日までに、別途定める「現況報告書」を厚生労働大臣に提出すること。

(3) 国立がん研究センターの中央病院及び東病院は、毎年10月末日までに別途定める「現況報告書」を厚生労働大臣に提出すること。

### 3 指定の更新の推薦手続等について

(1) Iの1、3及び4の指定は、4年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

(2) (1)の更新の推薦があった場合において、(1)の期間（以下「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその推薦に対する指定の更新がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその指定の更新がされるまでの間は、なおその効力を有する（指定の検討会の意見を踏まえ、指定の更新がされないときを除く。）。

(3) (2)の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(4) 都道府県は、(1)の更新の推薦に当たっては、指定要件を満たしていることを確認の上、推薦意見書を添付し、指定の有効期間の満了する日の前年の10月末日までに、別途定める「指定更新推薦書」を厚生労働大臣に提出すること。

(5) Iの1から4及びIIからVIIまでの規定は、(1)の指定の更新について準用する。なお、地域拠点病院（特例型）としての指定を受けている医療機関にあっては、更新時において地域拠点病院の指定要件を充足していない場合は、指定の更新は行わない。

### 4 指定の有効期間内における手続きについて

(1) 指定の有効期間において指定要件を満たすことのできない状況（地域拠点病院（高度型）の指定要件を満たすことのできない状況を含む）が発生したがん診療連携拠点病院（国立がん研究センターの中央病院および東病院を除く）、特定領域拠点病院、地域がん診療病院は、文書にて迅速に都道府県を通じてその旨について厚生労働大臣に届け出ること。地域がん診療病院においてグループ指定の組み合わせが変更される場合においても同様に厚生労働大臣に届け出ること。

- (2) 指定の有効期間において指定要件を満たすことのできない状況が発生した国立がん研究センターの中央病院及び東病院は、文書にて迅速にその旨について厚生労働大臣に届け出ること。
- (3) 指定の有効期間内において、がん診療連携拠点病院、特定領域拠点、地域がん診療病院（以下「拠点病院等」という。）が、指定要件を満たしていないことが確認された場合、厚生労働大臣は、指定の検討会の意見を踏まえ、当該拠点病院等に対し、以下の対応を行うことができる。その際、当該拠点病院等は、都道府県を通じて意見書を提出することができる。
  - ① 勧告
  - ② 指定の取り消し
  - ③ 地域拠点病院における指定類型の見直し
- (4) 地域拠点病院における、地域拠点病院（高度型）及び地域拠点病院（特例型）等の指定の類型の定めは、指定の有効期間中において、指定要件の充足条件が改善された場合等に、指定の検討会の意見を踏まえ、地域拠点病院としての指定期間中に見直すことができるものとする。
- (5) 拠点病院等が移転する場合や、診療機能を分離する場合、他施設と統合する場合、名称が変更される場合は、文書にて迅速にその旨について厚生労働大臣に届け出ること。

## 5 指針の見直しについて

健康局長は、がん対策基本法第10条第8項において準用する同条第3項の規定により基本計画が変更された場合その他の必要があると認める場合には、この指針を見直すことができるものとする。

## 6 施行期日

この指針は、平成30年7月31日から施行する。

## がん診療連携拠点病院の整備に関する指針 (定義の抜粋)

### 1 我が国に多いがん

肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん及び乳がんをいう。

### 2 クリティカルパス

検査及び治療等を含めた詳細な診療計画表をいう。(クリニカルパスと同じ。)

### 3 キャンサーボード

手術、放射線診断、放射線治療、薬物療法、病理診断及び緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の専門を異にする医師等によるがん患者の症状、状態及び治療方針等を意見交換・共有・検討・確認等するためのカンファレンスをいう。

### 4 レジメン

治療内容をいう。

### 5 リンクナース

医療施設において、各種専門チームや委員会と病棟看護師等をつなぐ役割を持つ看護師をいう。

### 6 地域連携クリティカルパス

がん診療連携拠点病院等と地域の医療機関等が作成する診療役割分担表、共同診療計画表及び患者用診療計画表から構成されるがん患者に対する診療の全体像を体系化した表をいう。(地域連携クリニカルパスと同じ。)

### 7 セカンドオピニオン

診断及び治療法について、主治医以外の第三者の医師が提示する医療上の意見をいう。

### 8 専任

当該診療の実施を専ら担当していることをいう。この場合において、「専ら担当している」とは、担当者となっていればよいものとし、その他診療を兼任していても差し支えないものとする。ただし、その就業時間の少なくとも5割以上、当該診療に従事している必要があるものとする。

## 9 専従

当該診療の実施日において、当該診療に専ら従事していることをいう。この場合において、「専ら従事している」とは、その就業時間の少なくとも8割以上、当該診療に従事していることをいう。

## 10 放射線治療部門

組織上明確に位置付けられた複数種類のがんに対し放射線治療を行う機能を有する部門をいう。

## 11 薬物療法部門

組織上明確に位置付けられた複数種類のがんに対し薬物療法を行う機能を有する部門をいう。

整備指針該当箇所	内容
----------	----

II	1	(1)	①	キ	i	がん患者に対する緩和ケア担当医師や病理医も参加している。
II	1	(1)	②	イ		術後管理体制の一環として、手術部位感染に関するサーベイランスを実施している。
II	1	(1)	③	ウ	ii	放射線の品質管理にあたり、基準量の±5%の範囲を維持している。
II	1	(1)	⑤	ウ	ii	(2)の①のオに規定する精神症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師が、がん診療に関するカンファレンス及び病棟回診に参加している。
II	1	(1)	⑤	カ	iii	がん治療を行う病棟や外来部門に、緩和ケアの提供について診療従事者の指導にあたるとともに緩和ケアの提供体制について緩和ケアチームへ情報を集約するため、緩和ケアチームと各部署をつなぐリンクナースを配置している。
II	1	(1)	⑥	エ		がん患者に対して、周術期の口腔健康管理や、治療中の副作用・合併症対策、口腔リハビリテーションなど、必要に応じて院内又は地域の歯科医師と連携している。
II	1	(1)	⑥	ク		当該医療圏において、地域の医療機関や在宅診療所等の医療・介護従事者とがんに関する医療提供体制や社会的支援のあり方について情報を共有し、役割分担や支援等について議論する場を年1回以上設けること。なお、その際には既存の会議体を利用する等の工夫を行うことが望ましい。
II	1	(2)	①	オ		(1)の⑤のオに規定する緩和ケアチームに、専任常勤の身体症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師が配置されている。
II	1	(2)	①	オ		(1)の⑤のオに規定する緩和ケアチームに、専任常勤の身体症状の緩和に携わる、緩和ケアに関する専門資格を有する医師が配置されている。
II	1	(2)	①	オ		(1)の⑤のオに規定する緩和ケアチームに、専任常勤の精神症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師が配置されている。
II	1	(2)	②	ア		専任常勤の放射線治療に携わる診療放射線技師が2名以上配置されている。
II	1	(2)	②	ア		専任常勤の放射線治療に携わる放射線技師は放射線治療に関する専門資格を有する者である。
II	1	(2)	②	ア		専任常勤の放射線治療に携わる放射線技師は医学物理学に関する専門資格を有する者である。
II	1	(2)	②	ア		放射線治療室に配置されている専任常勤の看護師が放射線治療に関する専門資格を有する者である。
II	1	(2)	②	イ		専任常勤の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する薬剤師ががん薬物療法に関する専門資格を有する者である。
II	1	(2)	②	イ		(3)の①のイに規定する外来化学療法室に専任常勤の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する看護師が配置されており、当該看護師ががん看護又はがん薬物療法に関する専門資格を有する。
II	1	(2)	②	ウ		(1)の⑤のウに規定する緩和ケアチームに協力する薬剤師が配置されている。
II	1	(2)	②	ウ		(1)の⑤のウに規定する緩和ケアチームに協力する薬剤師が緩和薬物療法に関する専門資格を有する者である。
II	1	(2)	②	ウ		(1)の⑤のウに規定する緩和ケアチームに協力する医療心理に携わる者が配置されている。
II	1	(2)	②	ウ		(1)の⑤のウに規定する緩和ケアチームに協力する医療心理に携わる者が公認心理師又はそれに準ずる専門資格を有する者である。
II	1	(2)	②	ウ		(1)の⑤のウに規定する緩和ケアチームに協力する相談支援に携わる者が配置されている。
II	1	(2)	②	ウ		(1)の⑤のウに規定する緩和ケアチームに協力する相談支援に携わる者が社会福祉士等である(当該相談支援に携わる者が社会福祉士である)
II	1	(2)	②	ウ		(1)の⑤のウに規定する緩和ケアチームに協力する相談支援に携わる者が社会福祉士等である(当該相談支援に携わる者が精神保健福祉士である)
II	1	(2)	②	エ		専任の細胞診断に係る業務に携わる者が細胞診断に関する専門資格を有する者である。
II	1	(2)	③	ア		がん患者の状態に応じたより適切ながん医療を提供できるよう、各診療科の医師における情報交換・連携を恒常的に推進する観点から、各診療科が参加する話し合いの場等を設置している。
II	3	(1)				緩和ケアに関する研修について、医師・歯科医師と協働し、緩和ケアに従事するその他の診療従事者についても受講を促している。
II	3	(6)				医療連携による口腔健康管理を推進するために、歯科医師等を対象として、がん患者の口腔健康管理等の研修の実施に協力している。
II	4	(1)	④	イ		(がん相談支援センターの体制)地域の医療機関からの相談支援があった場合に受け入れ可能な体制を整備すること
II	4	(1)	⑤			相談支援センターの業務内容について、相談者からフィードバックを得る体制を整備している。
II	4	(1)	⑤	カ		就労に関する相談において、産業保健総合支援センターや職業安定所等との効果的な連携により提供している。
II	4	(2)	⑦			院内がん情報を取り扱うに当たっては、情報セキュリティに関する基本的な方針を定めている。
II	4	(3)	⑤			がん教育について、当該医療圏における学校や職場より依頼があった際には、外部講師として医療従事者を派遣し、がんに関する正しい知識の普及啓発に努めている。
II	5	(2)	③			治療に参加している場合にあっては、参加中の治療について、その対象であるがんの種類及び薬剤名等を広報している。
II	5	(2)	④			臨床研究コーディネーター(CRC)を配置している。
II	7	(4)				医療に係る安全管理の体制及び取り組み状況について、第三者による評価や拠点病院間での実地調査等を活用している。
III	2					薬物療法部門長が専任かつ常勤の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する医師である
III	3					当該都道府県におけるがん診療連携拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん診療病院等の医師等に対し、高度ながん医療に関する研修を実施している。
III	4	(1)				相談支援業務として、都道府県内の医療機関で実施されるがんに関する臨床試験について情報提供を行っている。
III	4	(2)				薬物療法部門長が専任かつ常勤の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する医師である
III	4	(3)				緩和ケアセンターの機能を管理・調整する専任常勤であり院内において管理的立場にあるジェネラルマネージャーががん看護に関する専門資格を有している。
III	4	(3)				緩和ケアセンターの業務に協力する薬剤師ががん薬物療法に関する専門資格を有している
III	4	(3)				ジェネラルマネージャーを中心に、歯科医師や医療心理に携わる者、理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士などの診療従事者が連携している。
III	4	(1)				都道府県内の院内がん登録に関する情報の収集および院内がん登録実務者の育成等を行っている。
III	6	(2)				医療安全管理者の薬剤師が専任である
III	6	(4)				医療に係る安全管理の体制及び取り組み状況について、第三者による評価や拠点病院間での実地調査等を活用している
III	6	(4)				特定領域における高い診療技術や知識を共有する観点から、がん診療連携拠点病院等との人材交流、合同のカンファレンス、診療業務や相談支援業務における情報共有等を行っている。
III	1	(1)	①	ク	i	がん患者に対して、周術期の口腔健康管理や、治療中の副作用・合併症対策、口腔リハビリテーションなど、必要に応じて院内又は地域の歯科医師と連携している。
III	1	(1)	⑤	ウ	ii	当該医療圏において、地域の医療機関や在宅診療所等の医療・介護従事者とがんに関する医療提供体制や社会的支援のあり方について情報を共有し、役割分担や支援等について議論する場を年1回以上設けること。なお、その際には既存の会議体を利用する等の工夫を行うことが望ましい。
III	1	(1)	⑤	カ	iii	がん治療を行う病棟や外来部門に、緩和ケアの提供について診療従事者の指導にあたるとともに緩和ケアの提供体制について緩和ケアチームへ情報を集約するため、緩和ケアチームと各部署をつなぐリンクナースを配置している。
III	1	(1)	⑥	エ		がん患者に対して、周術期の口腔健康管理や、治療中の副作用・合併症対策、口腔リハビリテーションなど、必要に応じて院内又は地域の歯科医師と連携している。
III	1	(1)	⑥	ク		当該医療圏において、地域の医療機関や在宅診療所等の医療・介護従事者とがんに関する医療提供体制や社会的支援のあり方について情報を共有し、役割分担や支援等について議論する場を年1回以上設けること。なお、その際には既存の会議体を利用する等の工夫を行うことが望ましい。
III	1	(2)	①	オ		緩和ケアチームに専任常勤の身体症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師が配置されている
III	1	(2)	①	オ		緩和ケアチームに専任の精神症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師が配置されている
III	1	(2)	①	オ		緩和ケアチームに常勤の精神症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師が配置されている
III	1	(2)	①	オ		専任の病理診断に携わる医師が配置されている
III	1	(2)	②	ア		放射線治療を実施する場合に、専任常勤かつ放射線治療に関する専門資格を有する診療放射線技師が配置されている
III	1	(2)	②	ア		放射線治療を実施する場合に、専任常勤の看護師が配置されている
III	1	(2)	②	ア		放射線治療を実施する場合に、専任常勤かつ放射線治療に関する専門資格を有する看護師が配置されている
III	1	(2)	②	イ		外来化学療法室に専任常勤の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する看護師が配置されている
III	1	(2)	②	イ		外来化学療法室に専任常勤の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有し、がん看護又はがん薬物療法に関する専門資格を有する看護師が配置されている
III	1	(2)	②	イ		外来化学療法室に専任の薬物療法に携わる専門的な知識および技能を有する常勤の薬剤師が配置されている
III	1	(2)	②	ウ		緩和ケアチームに、専任常勤の緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有し、がん看護又は緩和ケアに関する専門資格を有する看護師が配置されている。
III	1	(2)	②	ウ		緩和ケアチームに協力する薬剤師が配置されている。
III	1	(2)	②	ウ		緩和ケアチームに協力する医療心理に携わる者が配置されている。
III	1	(2)	②	エ		細胞診断に係る業務に携わる診療従事者が細胞診断に関する専門資格を有する者である
III	1	(3)	①	ウ		集中治療室を設置している。
III	1	(3)	①	キ		がん患者およびその家族が心の悩みや体験等を語り合うための場を設けている。
III	4	(1)	②			(がん相談支援センターの体制)地域の医療機関からの相談支援があった場合に受け入れ可能な体制を整備すること
III	4	(1)	②			相談支援センターの業務内容について、相談者からフィードバックを得る体制を整備している。
III	4	(1)	②			就労に関する相談において、産業保健総合支援センターや職業安定所等との効果的な連携により提供している
III	4	(2)	③			専任の中級者認定を受けた院内がん登録の実務を担う者が配置されている
III	4	(2)	⑦			院内がん情報を取り扱うに当たっては、情報セキュリティに関する基本的な方針を定めている
III	4	(3)	④			がん教育について、当該医療圏における学校や職場より依頼があった際には、外部講師として医療従事者を派遣し、がんに関する正しい知識の普及啓発に努めている。
III	6	(2)				医療安全管理者として、専任常勤の薬剤師が配置されている
III	6	(4)				医療に係る安全管理の体制及び取り組み状況について、第三者による評価や拠点病院間での実地調査等を活用している。

令和元年度現況報告書 令和2年3月30日付け(第16回検討会)

X1	Y1	Z1
対象施設数(全447施設中)	満たす施設数	充足率=Y1/X1
	51施設	11.4%
	47施設	10.5%
	301施設	67.3%
	1施設	0.2%
	2施設	0.4%
	45施設	10.1%

402	369	50	47	269	1	2	91.8%
402	376	46	45	282	1	2	93.5%
402	402	51	47	301	1	2	100.0%
402	341	46	45	247	1	2	84.8%
402	367	43	45	276	1	2	91.3%
402	400	50	47	300	1	2	99.5%
402	369	46	44	276	1	2	91.8%
402	265	43	42	177	1	2	65.9%
402	234	41	32	158	1	2	58.2%
402	313	39	43	228	1	2	77.9%
402	332	49	46	234	1	2	82.6%
402	375	51	47	274	1	2	93.3%
402	279	44	42	190	1	2	69.4%
402	186	32	31	121	1	1	46.3%
402	365	47	44	271	1	2	90.8%
402	362	48	42	269	1	2	90.0%
402	402	51	47	301	1	2	100.0%
402	241	32	35	172	1	1	60.0%
402	314	35	44	233	0	2	78.1%
402	243	23	40	179	0	1	60.4%
402	385	50	47	285	1	2	95.8%
402	354	45	46	260	1	2	88.1%
402	160	19	29	110	0	2	39.8%
402	393	51	47	292	1	2	97.8%
402	383	49	47	284	1	2	95.3%
402	393	50	47	293	1	2	97.8%
402	336	49	41	243	1	2	83.6%
402	398	51	47	297	1	2	99.0%
402	312	40	40	230	0	2	77.6%
402	334	50	43	238	1	2	83.1%
402	372	47	45	278	1	1	92.5%
402	370	48	46	273	1	2	92.0%
402	252	41	41	167	1	2	62.7%
402	323	50	46	224	1	2	80.3%
402	392	51	47	291	1	2	97.5%
82	66	23	14	27	0	2	80.5%
82	76	29	17	28	0	2	82.7%
51	42	42	0	0	0	0	82.4%
20	18	18	0	0	0	0	90.0%
98	62	34	28	0	0	0	63.3%
98	76	37	39	0	0	0	77.6%
98	96	50	46	0	0	0	98.0%
51	49	49	0	0	0	0	96.1%
51	36	36	0	0	0	0	70.6%
51	50	50	0	0	0	0	98.0%
1	1	0	0	0	1	0	100.0%
45	33					33	73.3%
45	28					28	62.2%
45	40					40	88.9%
45	43					43	95.6%
45	40					40	88.9%
45	15					15	33.3%
45	28					28	62.2%
45	21					21	46.7%
45	32					32	71.1%
45	17					17	37.8%
45	14					14	31.1%
45	2					2	4.4%
45	35					35	77.8%
45	30					30	66.7%
45	40					40	88.9%
45	38					38	84.4%
45	44					44	97.8%
45	24					24	53.3%
45	39					39	86.7%
45	41					41	91.1%
45	31					31	68.9%
45	26					26	57.8%
45	39					39	86.7%
45	44					44	97.8%
45	42					42	93.3%
45	14					14	31.1%
45	26					26	57.8%
45	18					18	40.0%
45	25					25	55.6%
45	17					17	37.8%
45	13					13	28.9%
45	0					0	0.0%
45	33					33	73.3%
45	32					32	71.1%
45	40					40	88.9%
45	39					39	86.7%
45	44					44	97.8%
45	22					22	48.9%
45	38					38	84.4%
45	22					22	48.9%
45	43					43	95.6%
45	44					44	97.8%
45	34					34	75.6%
45	28					28	62.2%
45	24					24	53.3%
45	42					42	93.3%
45	38					38	84.4%
45	24					24	53.3%
45	41					41	91.1%

令和3年度現況報告書 令和4年3月24日付け(第20・21回検討会)

X3	Y3	Z3
対象施設数(全453施設中)	満たす施設数	充足率=Y3/X3
	51施設	11.3%
	55施設	12.1%
	299施設	66.0%
	1施設	0.2%
	2施設	0.4%
	45施設	10.0%

408	381	50	55	273	1	2	93.4%
408	383	48	53	279	1	2	93.9%
408	406	51	55	297	1	2	99.5%
408	353	44	53	253	1	2	86.5%
408	376	47	53	273	1	2	92.2%
408	405	51	55	296	1	2	99.3%
408	384	50	55	276	1	2	94.1%
408	267	42	47	175	1	2	65.4%
408	268	42	43	180	1	2	65.7%
4							

第8回がん診療連携拠点病院等の 指定要件に関するワーキンググループ	参考 資料 4
令和4年5月30日	

# 診療従事者の人員要件と配置状況

厚生労働省健康局  
がん・疾病対策課

# 参考：診療従事者の人員要件一覧（現行）

	人的配置			
	医師			
	当該施設で対応可能ながんについて専門的な知識および技能を有する手術療法に携わる医師	放射線診断に携わる専門的な知識および技能を有する医師	放射線治療に携わる専門的な知識および技能を有する医師	薬物療法に携わる専門的な知識および技能を有する医師
拠点病院	常勤	常勤かつ専任	常勤かつ専従	常勤かつ専従
拠点病院 (300人以下の医療圏)	常勤	—	専任 (原則常勤)	常勤かつ専従
地域診療	配置	—	放射線治療を実施する場合、専従	常勤かつ専任

※「—」は要件として記載が無いもの。

※「配置」は、常勤・専任・専従との条件無く配置すればよいもの。

# 参考：診療従事者の人員要件一覧（現行）

	人的配置		
	医師		
	緩和ケアチームに配置される、身体症状の緩和に携わる専門的な知識および技能を有する医師	緩和ケアチームの、精神症状の緩和に携わる専門的な知識および技能を有する医師	病理解剖等の病理診断に係る周辺業務を含む、病理診断に携わる医師
拠点病院	常勤かつ専任 (専従、緩和ケアの専門資格を有することが望ましい)	常勤 (専任が望ましい)	常勤かつ専従
拠点病院 (300人以下の医療圏)	常勤かつ専任 (専従、緩和ケアの専門資格を有することが望ましい)	常勤 (専任が望ましい)	専従
地域診療	常勤かつ専任 (専従が望ましい)	配置 (常勤、専任が望ましい)	(専任で配置することが望ましい)

※「－」は要件として記載が無いもの。

※「配置」は、常勤・専任・専従との条件無く配置すればよいもの。

# 参考：診療従事者の人員要件一覧（現行）

	人的配置			
	医師以外			
	放射線治療に携わる 診療放射線技師	放射線治療における 機器の精度管理、照射 計画の検証、照射 計画補助作業等に携 わる技術者等	放射線治療室の看護 師	薬物療法に携わる専 門的な知識および技 能を有する薬剤師
<b>拠点病院</b>	常勤かつ専従 (2人以上の配置、 専門資格を有するこ とが望ましい)	常勤かつ専任 (専門資格を有する ことが望ましい)	常勤かつ専任 (専門資格を有する ことが望ましい)	常勤かつ専任 (専門資格を有する ことが望ましい)
<b>拠点病院 (300人以下の 医療圏)</b>	常勤かつ専従 (2人以上の配置、 専門資格を有するこ とが望ましい)	常勤かつ専任 (専門資格を有する ことが望ましい)	常勤かつ専任 (専門資格を有する ことが望ましい)	常勤かつ専任 (専門資格を有する ことが望ましい)
<b>地域診療</b>	常勤かつ専従 (専門資格を有する ことが望ましい)	—	常勤かつ専任 (専門資格を有する ことが望ましい)	(常勤かつ専任の者 を配置することが望 ましい)

※「—」は要件として記載が無いもの。

※「配置」は、常勤・専任・専従との条件無く配置すればよいもの。

# 参考：診療従事者の人員要件一覧（現行）

	人的配置			
	医師以外			
	外来化学療法室に配置する、薬物療法に携わる専門的な知識および技能を有する看護師	緩和ケアチームに配置する、緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する看護師	緩和ケアチームに協力する薬剤師	緩和ケアチームに協力する医療心理に携わる者
<b>拠点病院</b>	常勤かつ専従 (専門資格を有することが望ましい)	常勤かつ専従 (専門資格を有することが望ましい)	(配置、専門資格を有することが望ましい)	(配置、公認心理士又はそれに準ずる専門資格を有することが望ましい)
<b>拠点病院 (300人以下の医療圏)</b>	常勤かつ専従 (専門資格を有することが望ましい)	常勤かつ専従 (専門資格を有することが望ましい)	(配置、専門資格を有することが望ましい)	(配置、公認心理士又はそれに準ずる専門資格を有することが望ましい)
<b>地域診療</b>	常勤かつ専任 (専従、専門資格を有することが望ましい)	常勤かつ専従 (専門資格を有することが望ましい)	(配置することが望ましい)	(配置することが望ましい)

※「－」は要件として記載が無いもの。

※「配置」は、常勤・専任・専従との条件無く配置すればよいもの。

## 参考：診療従事者の人員要件一覧（現行）

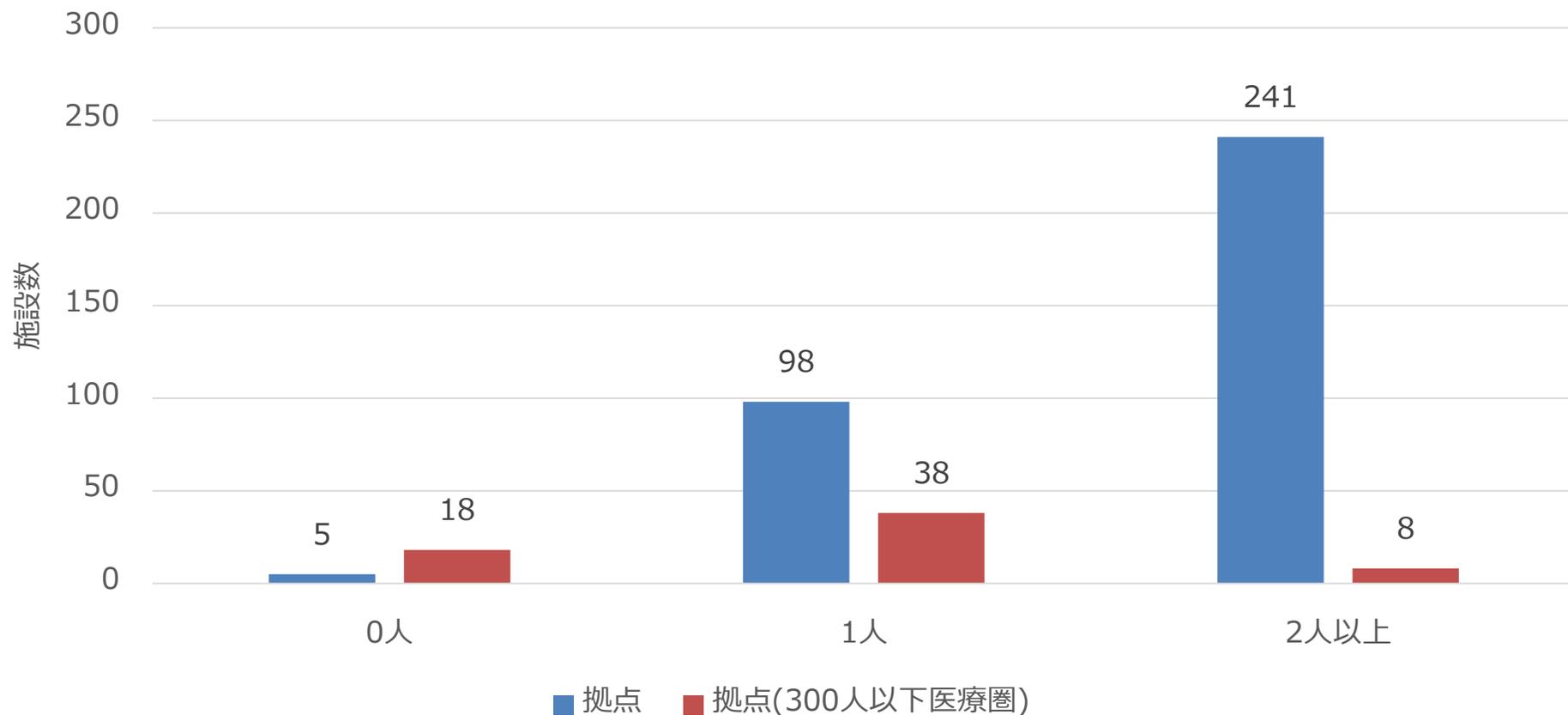
	人的配置	
	医師以外	
	緩和ケアチームに協力する相談支援に携わる者	細胞診断に係る業務に携わる者
拠点病院	（配置、社会福祉士等であることが望ましい）	配置 （専門資格を有することが望ましい）
拠点病院 （300人以下の医療圏）	（配置、社会福祉士等であることが望ましい）	配置 （専門資格を有することが望ましい）
地域診療	—	配置 （専門資格を有することが望ましい）

※「—」は要件として記載が無いもの。

※「配置」は、常勤・専任・専従との条件無く配置すればよいもの。

## 参考：診療従事者の配置状況（一部抜粋）

専従の放射線治療に携わる専門的な知識  
および技能を有する常勤の医師の人数

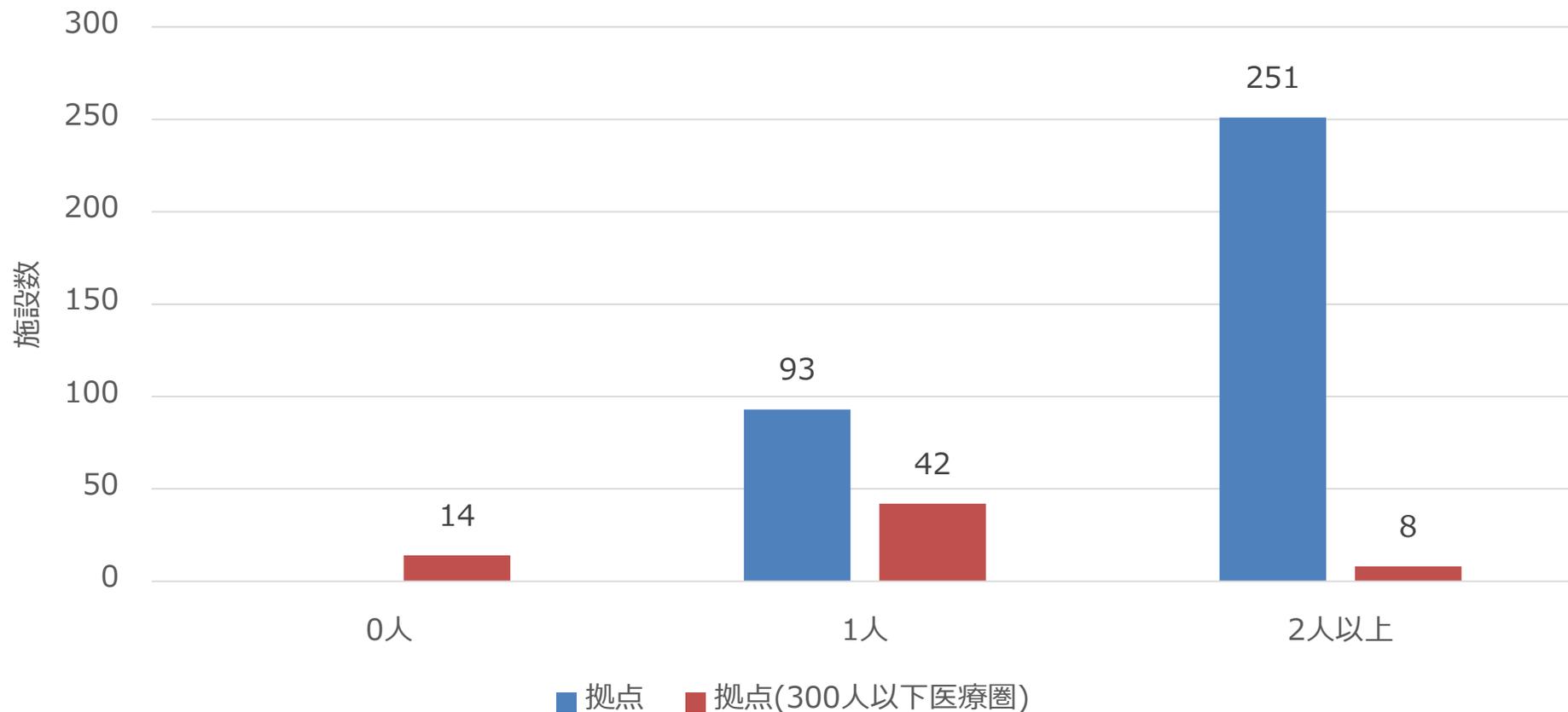


※令和3年9月1日時点の現況報告書から、がん診療連携拠点病院408施設にて集計を行ったもの。

## 参考：診療従事者の配置状況（一部抜粋）

病理解剖等の病理診断に係る周辺業務を含む、

専従の病理診断に携わる常勤の医師の人数

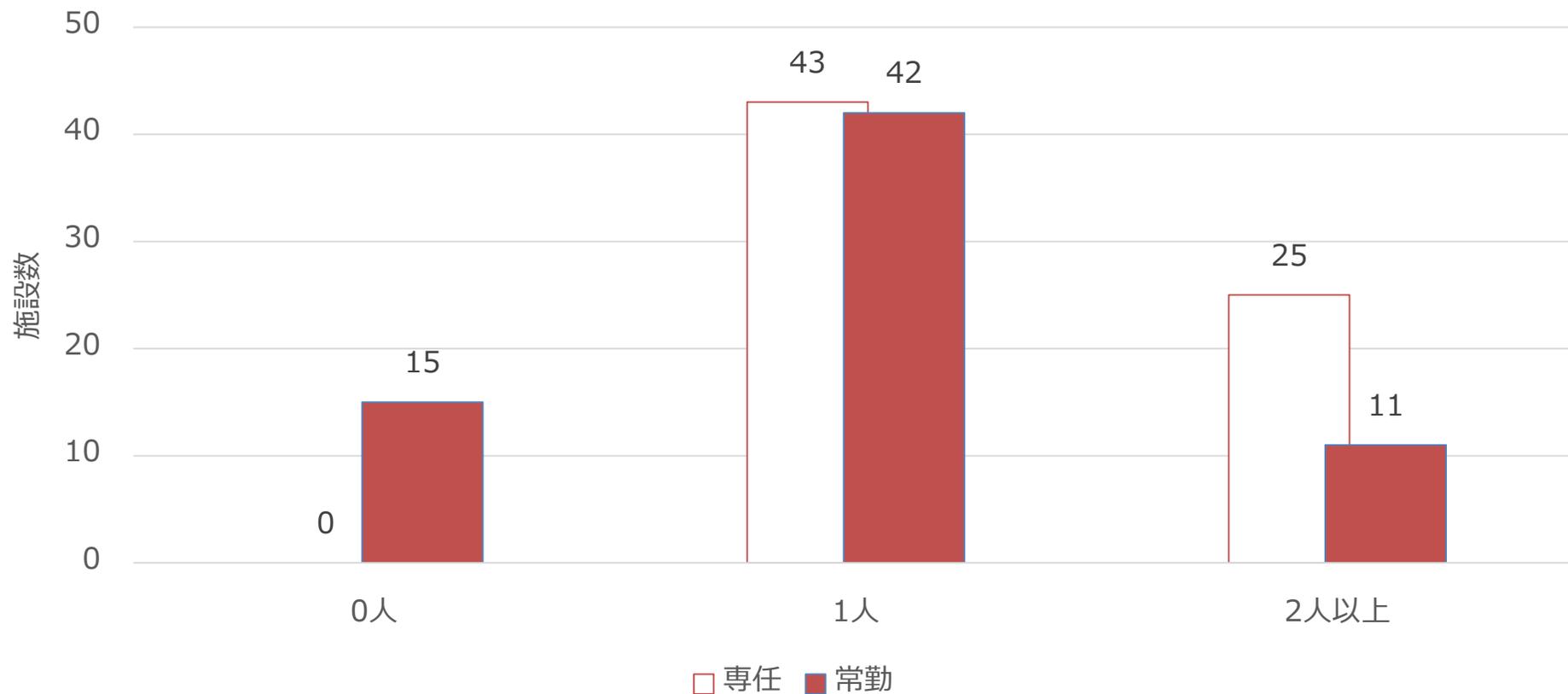


※令和3年9月1日時点の現況報告書から、がん診療連携拠点病院408施設にて集計を行ったもの。

## 参考：診療従事者の配置状況（一部抜粋）

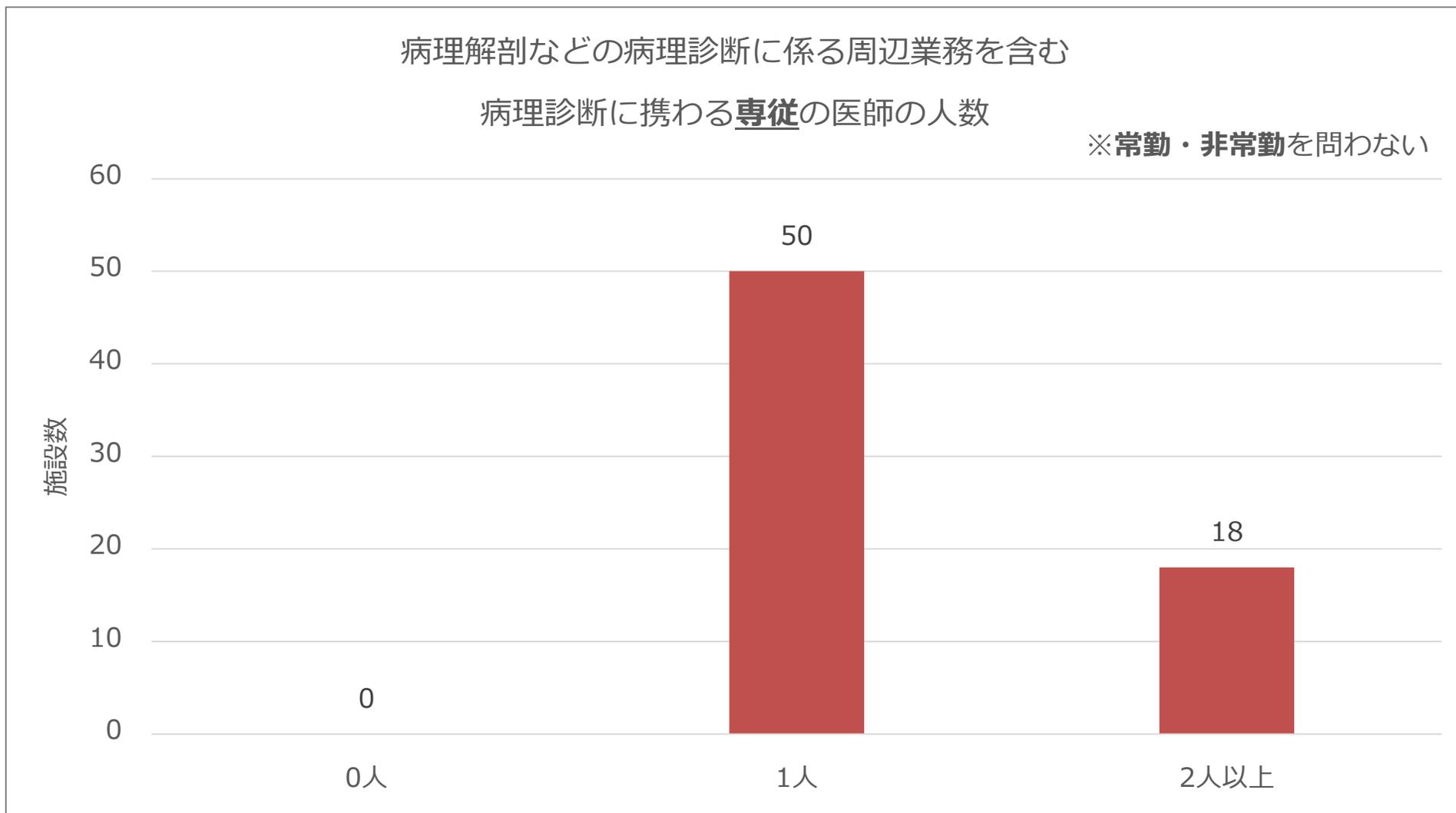
放射線治療に携わる医師のうち専任の人数

およびそのうち常勤の人数



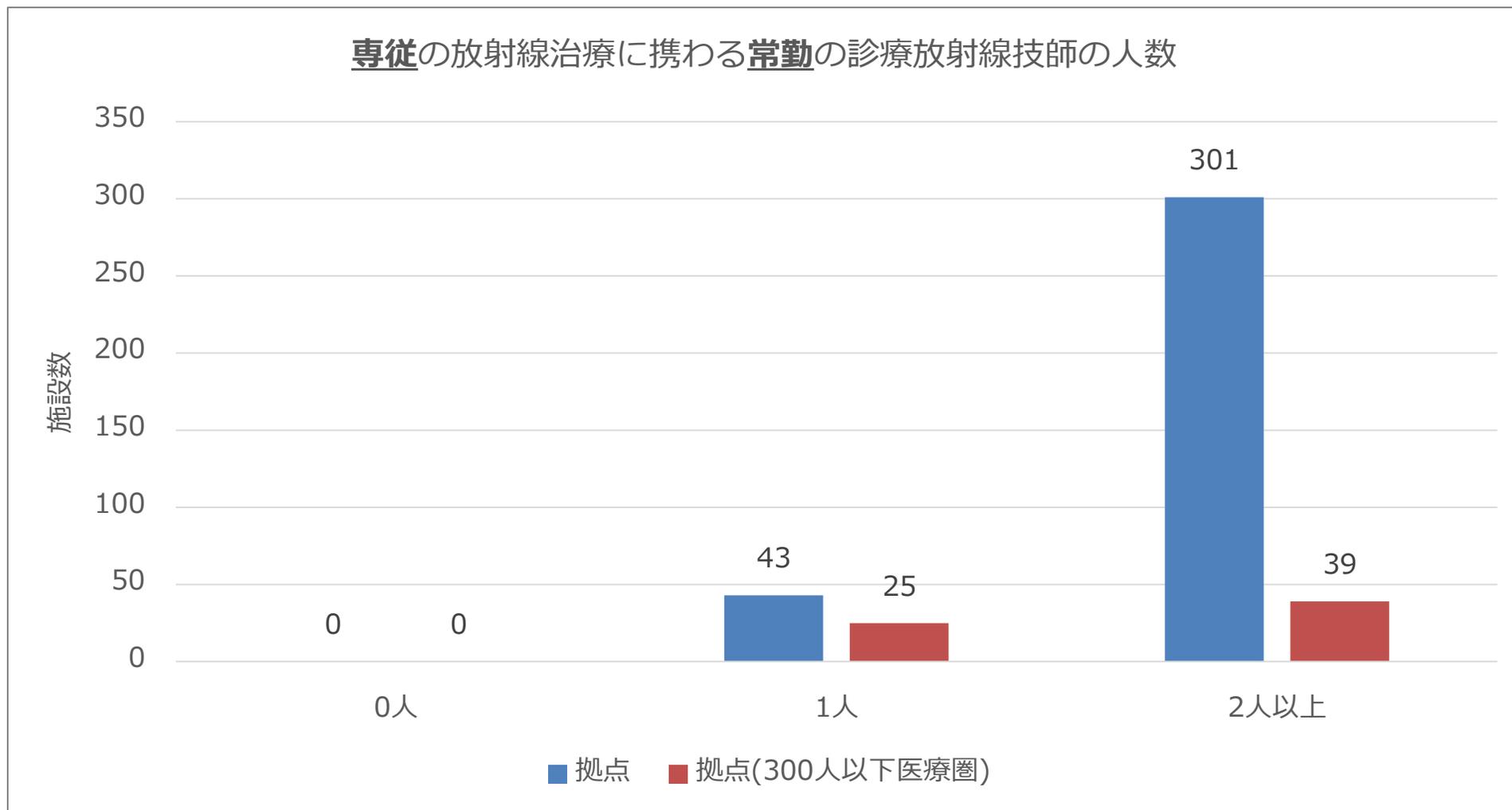
※令和3年9月1日時点の現況報告書から、300人以下医療圏であると回答した64施設、300人以下医療圏ではないとの回答だが都道府県の報告書上は300人以下医療圏である7施設のうち報告のある4施設、合計68施設の拠点病院にて集計を行ったもの。

## 参考：診療従事者の配置状況（一部抜粋）



※令和3年9月1日時点の現況報告書から、300人以下医療圏であると回答した64施設、300人以下医療圏ではないとの回答だが都道府県の報告書上は300人以下医療圏である7施設のうち報告のある4施設、合計68施設の拠点病院にて集計を行ったもの。

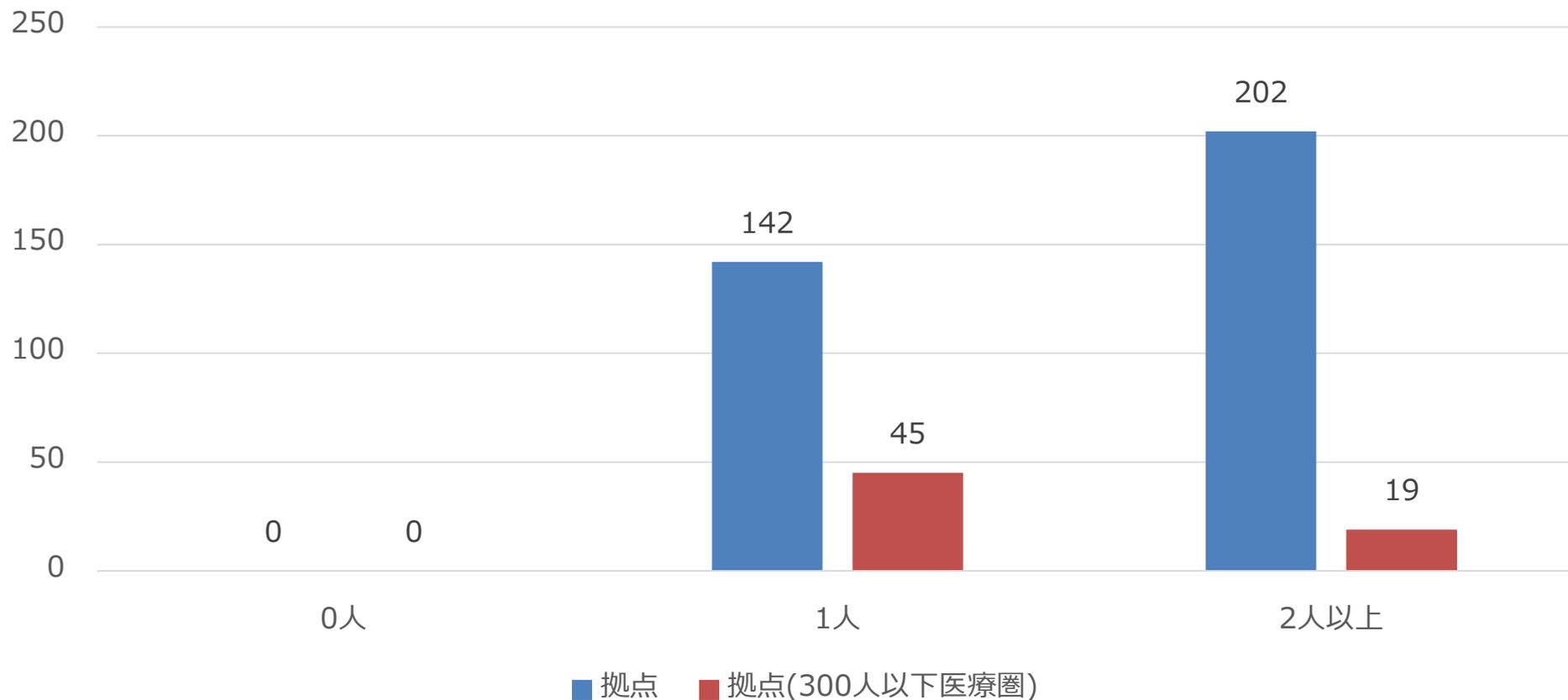
## 参考：診療従事者の配置状況（一部抜粋）



※令和3年9月1日時点の現況報告書から、がん診療連携拠点病院408施設にて集計を行ったもの。

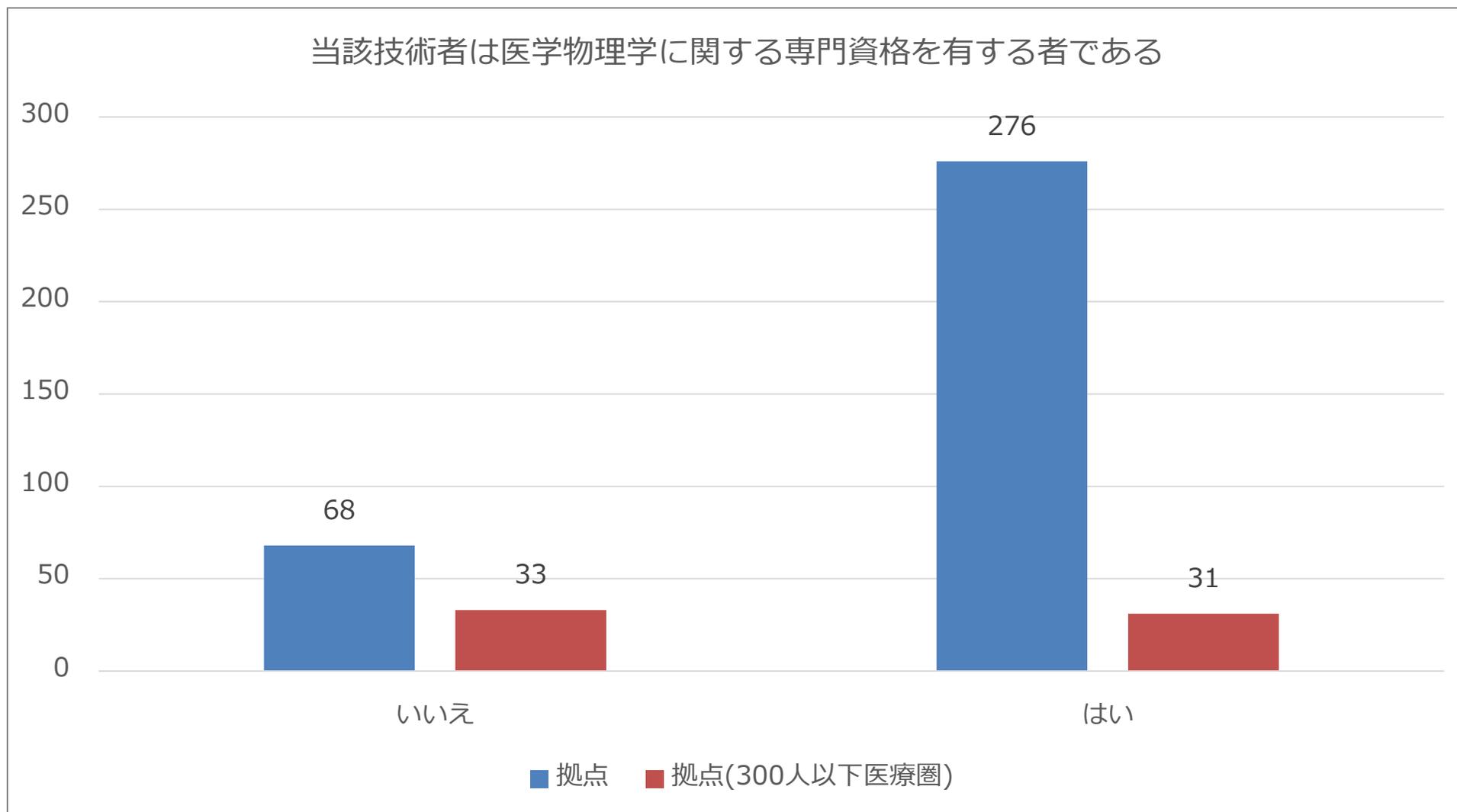
## 参考：診療従事者の配置状況（一部抜粋）

専任の放射線治療における機器の精度管理、照射計画の検証、  
照射計画補助作業等に携わる常勤の技術者等の人数



※令和3年9月1日時点の現況報告書から、がん診療連携拠点病院408施設にて集計を行ったもの。

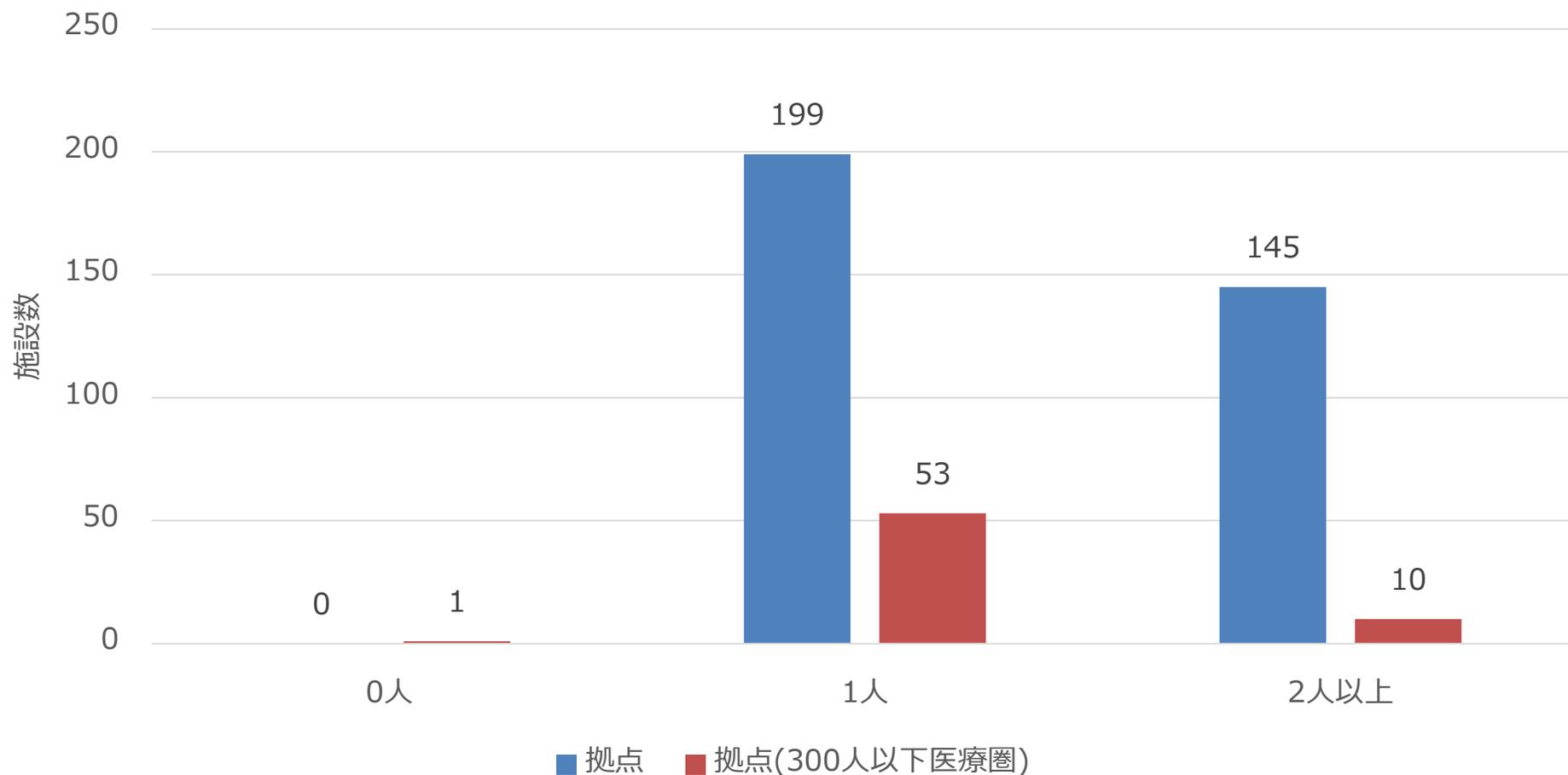
## 参考：診療従事者の配置状況（一部抜粋）



※令和3年9月1日時点の現況報告書から、がん診療連携拠点病院408施設にて集計を行ったもの。

## 参考：診療従事者の配置状況（一部抜粋）

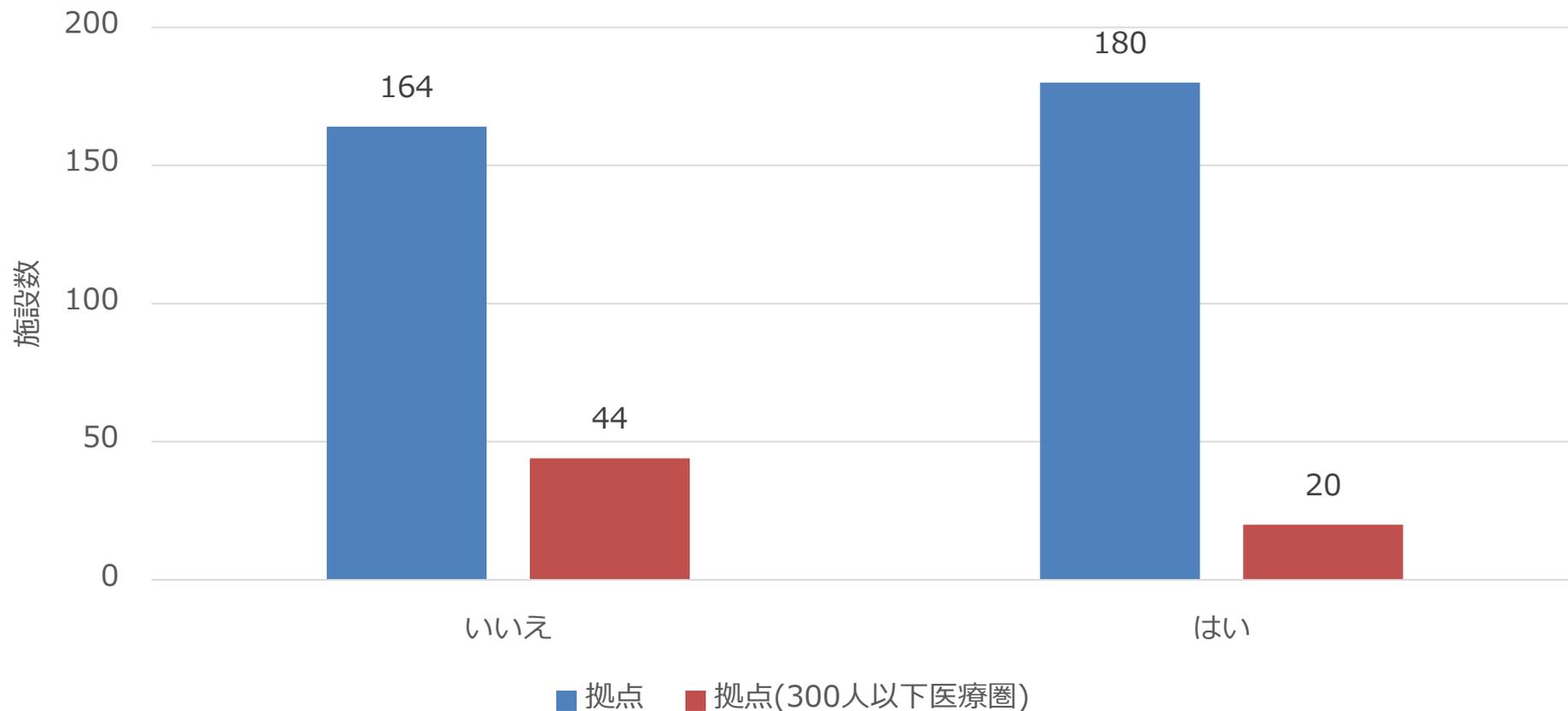
放射線治療室に専任の常勤看護師の人数



※令和3年9月1日時点の現況報告書から、がん診療連携拠点病院408施設にて集計を行ったもの。

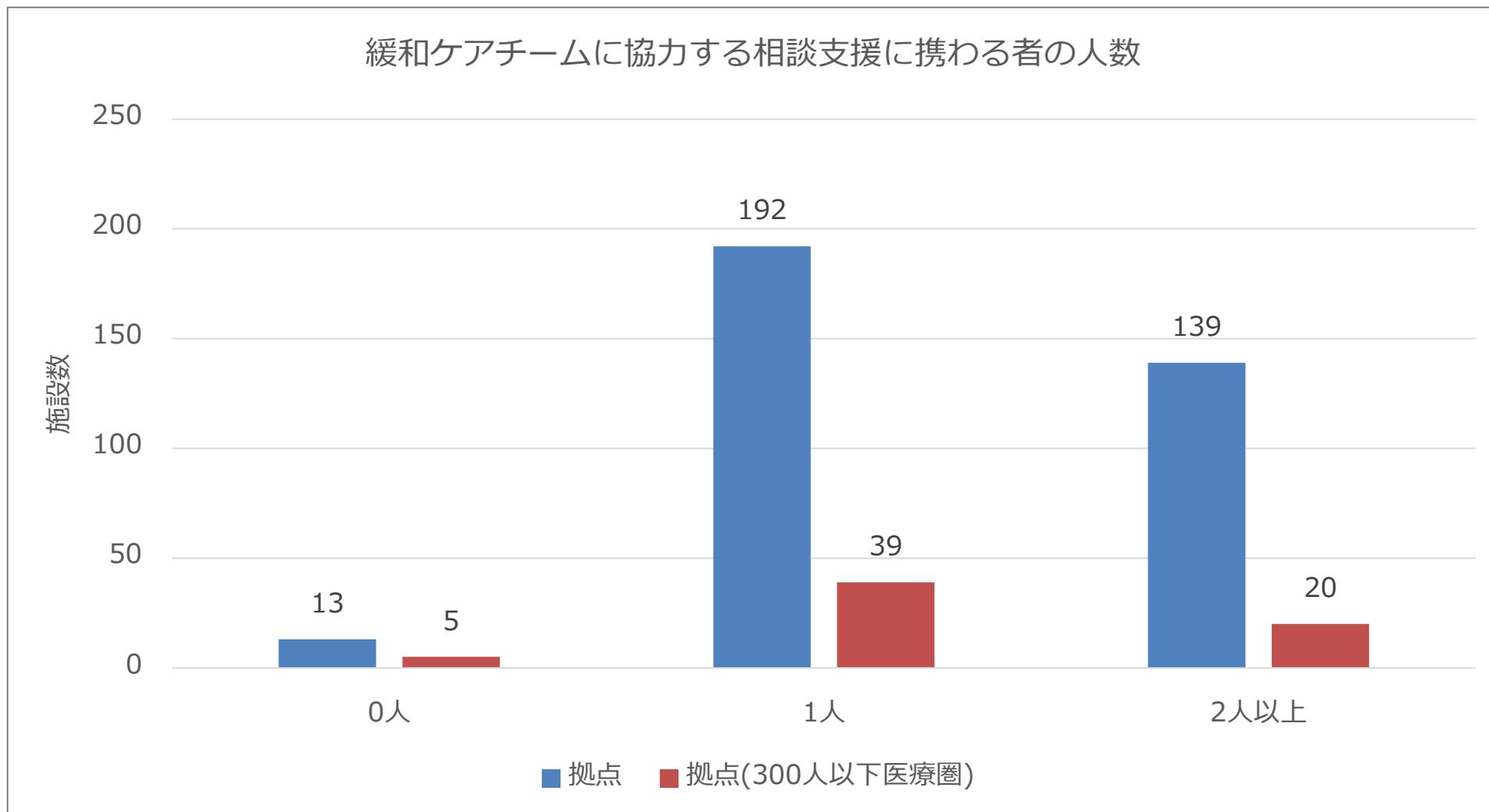
## 参考：診療従事者の配置状況（一部抜粋）

当該看護師は放射線治療に関する  
専門資格を有する者である



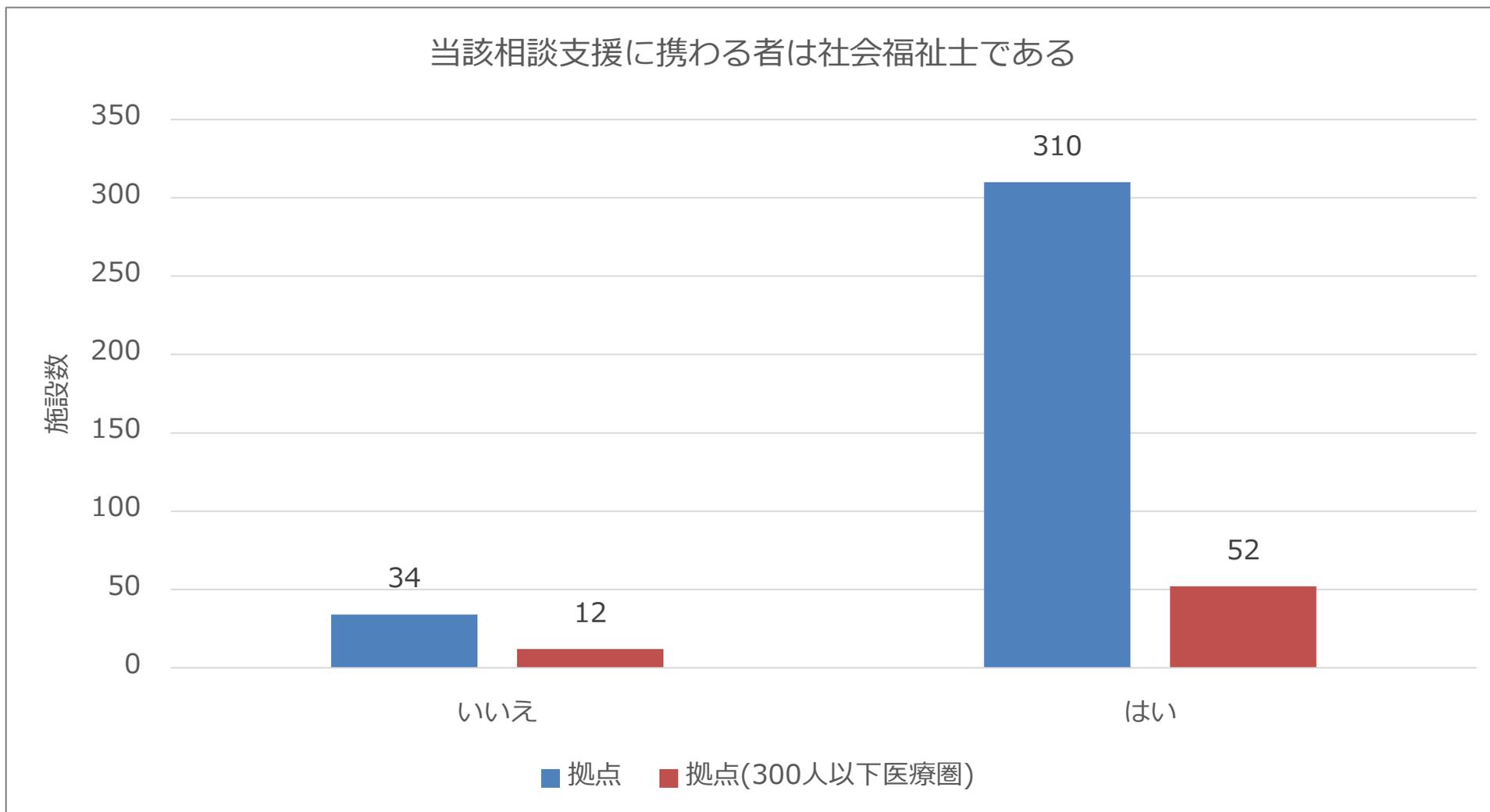
※令和3年9月1日時点の現況報告書から、がん診療連携拠点病院408施設にて集計を行ったもの。

## 参考：診療従事者の配置状況（一部抜粋）



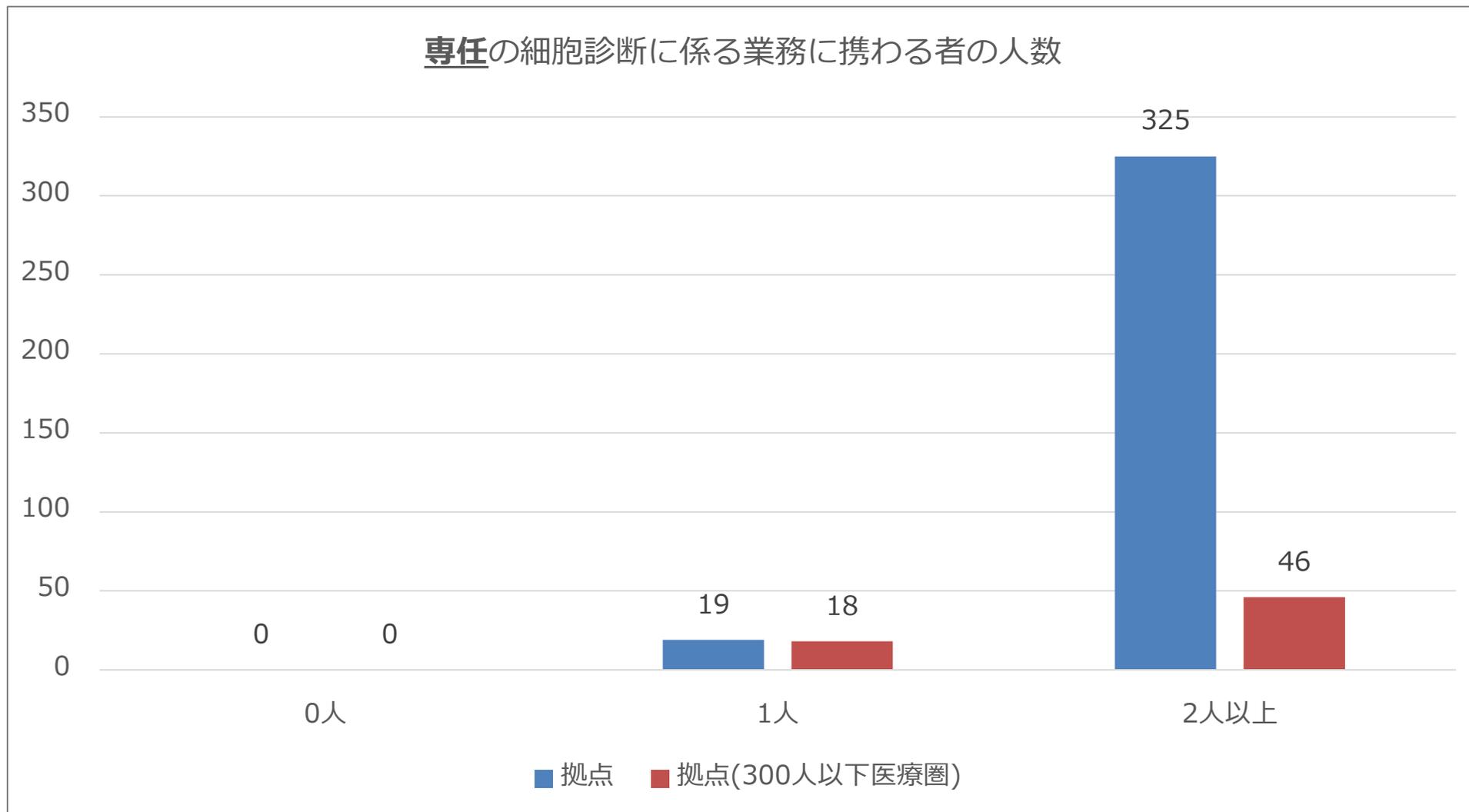
※令和3年9月1日時点の現況報告書から、がん診療連携拠点病院408施設にて集計を行ったもの。

## 参考：診療従事者の配置状況（一部抜粋）



※令和3年9月1日時点の現況報告書から、がん診療連携拠点病院408施設にて集計を行ったもの。

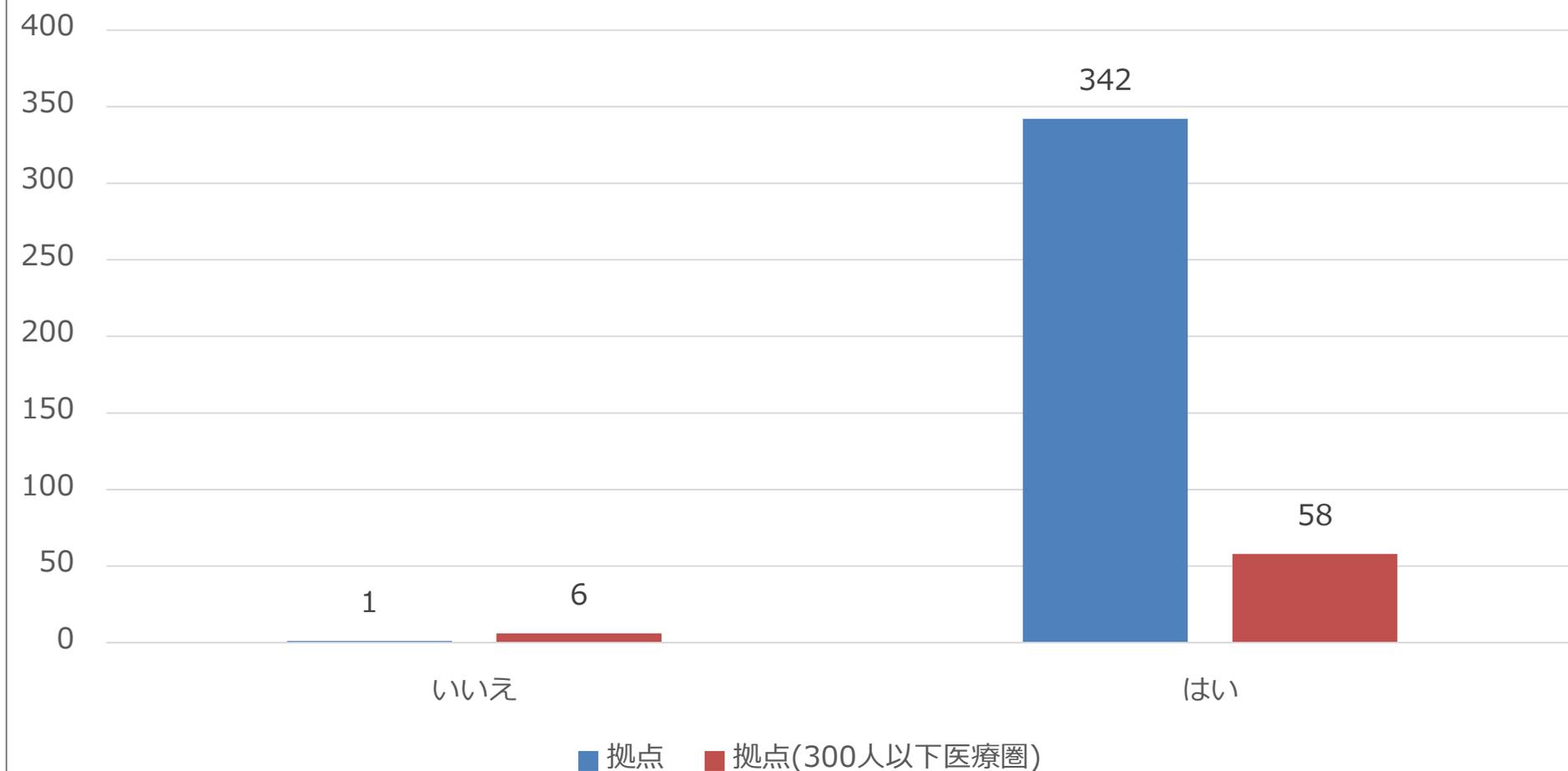
## 参考：診療従事者の配置状況（一部抜粋）



※令和3年9月1日時点の現況報告書から、がん診療連携拠点病院408施設にて集計を行ったもの。

## 参考：診療従事者の配置状況（一部抜粋）

当該診療従事者は細胞診断に関する専門資格を有する者である

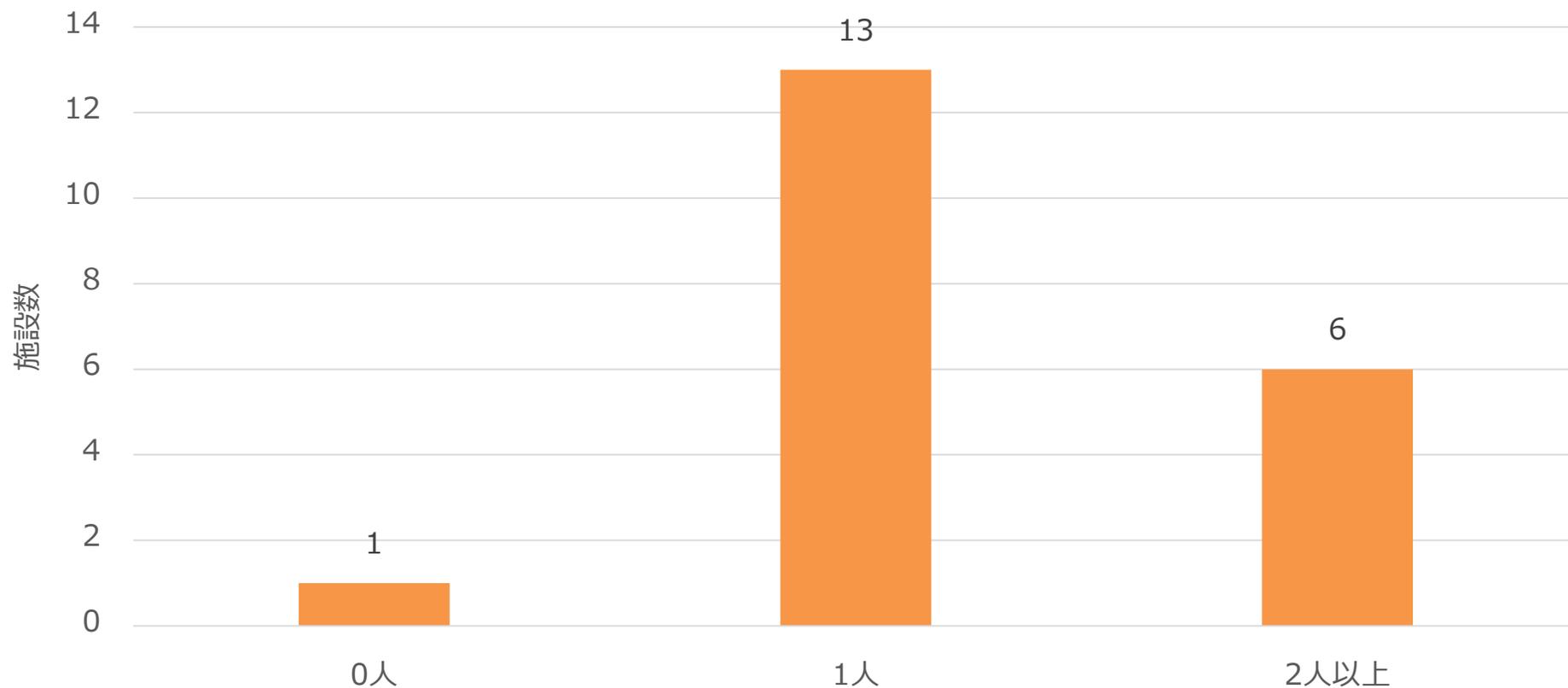


※令和3年9月1日時点の現況報告書から、がん診療連携拠点病院408施設にて集計を行ったもの。  
(1 医療機関が回答漏れ)

## 参考：診療従事者の配置状況（一部抜粋）

放射線治療を実施する場合、専門的な知識および技能を有する

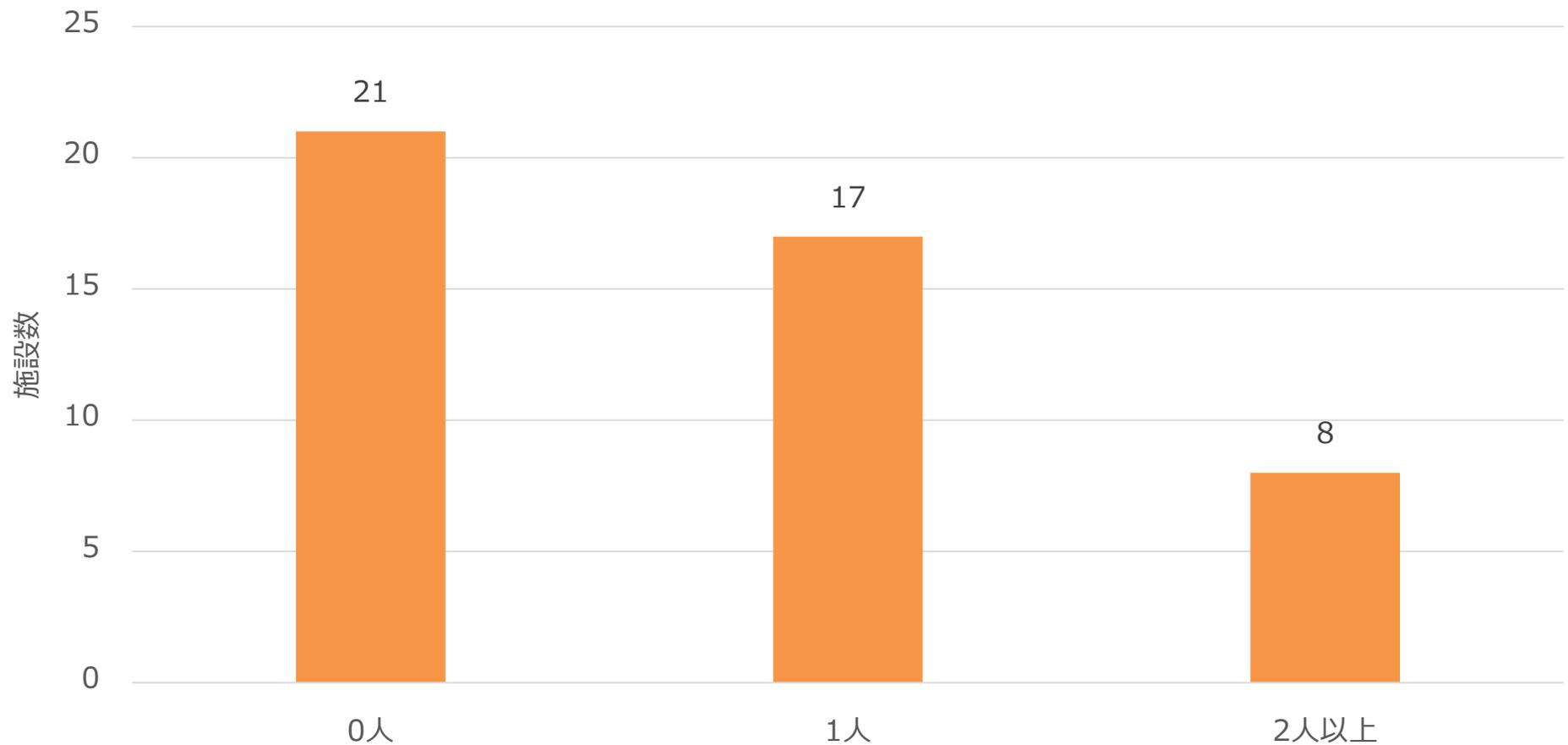
放射線治療に携わる専従の医師の人数



※令和3年9月1日時点の現況報告書から、地域がん診療病院46施設のうち放射線治療を実施する20施設にて集計を行ったもの。

## 参考：診療従事者の配置状況（一部抜粋）

専任の病理診断に携わる医師の人数

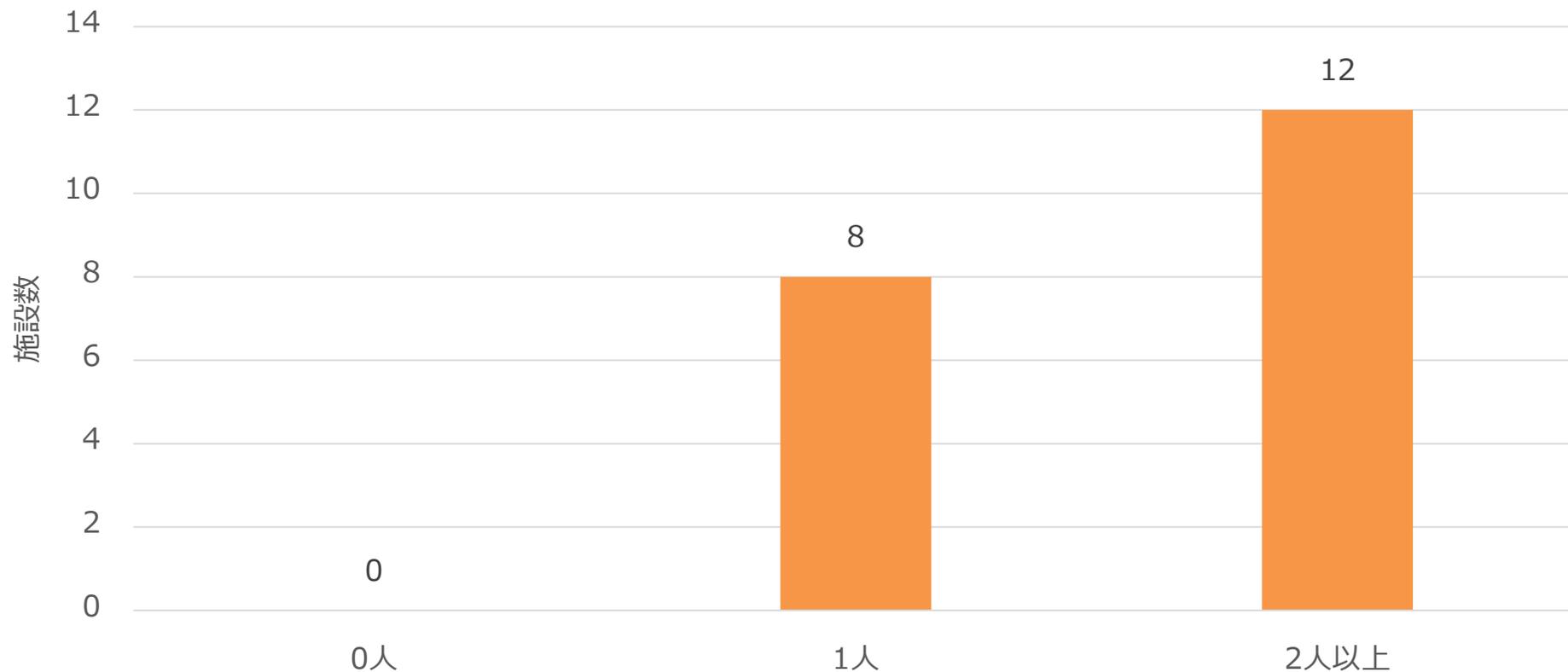


※令和3年9月1日時点の現況報告書から、地域がん診療病院46施設にて集計を行ったもの。

## 参考：診療従事者の配置状況（一部抜粋）

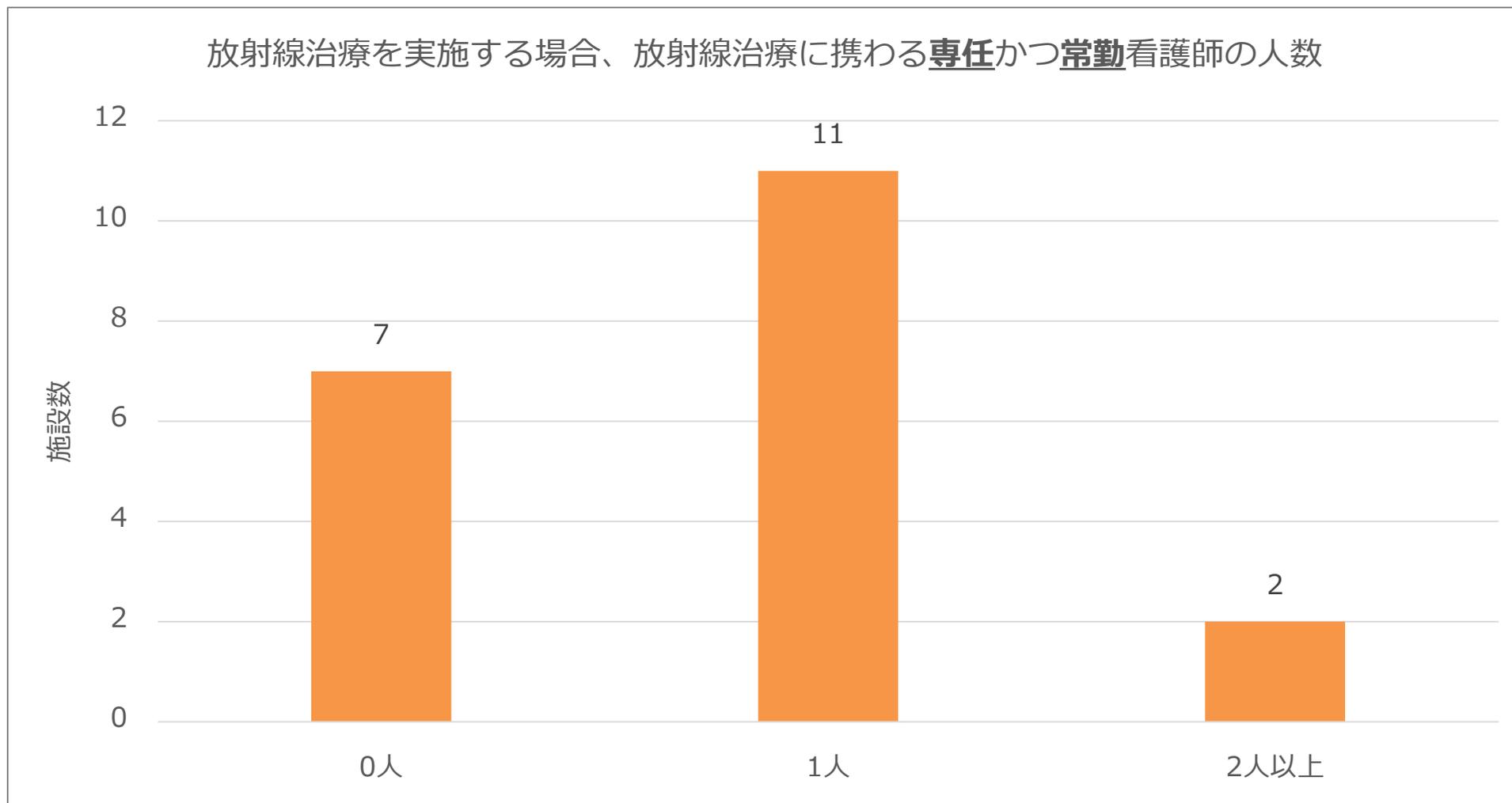
放射線治療を実施する場合、

専従の放射線治療に携わる常勤の診療放射線技師の人数



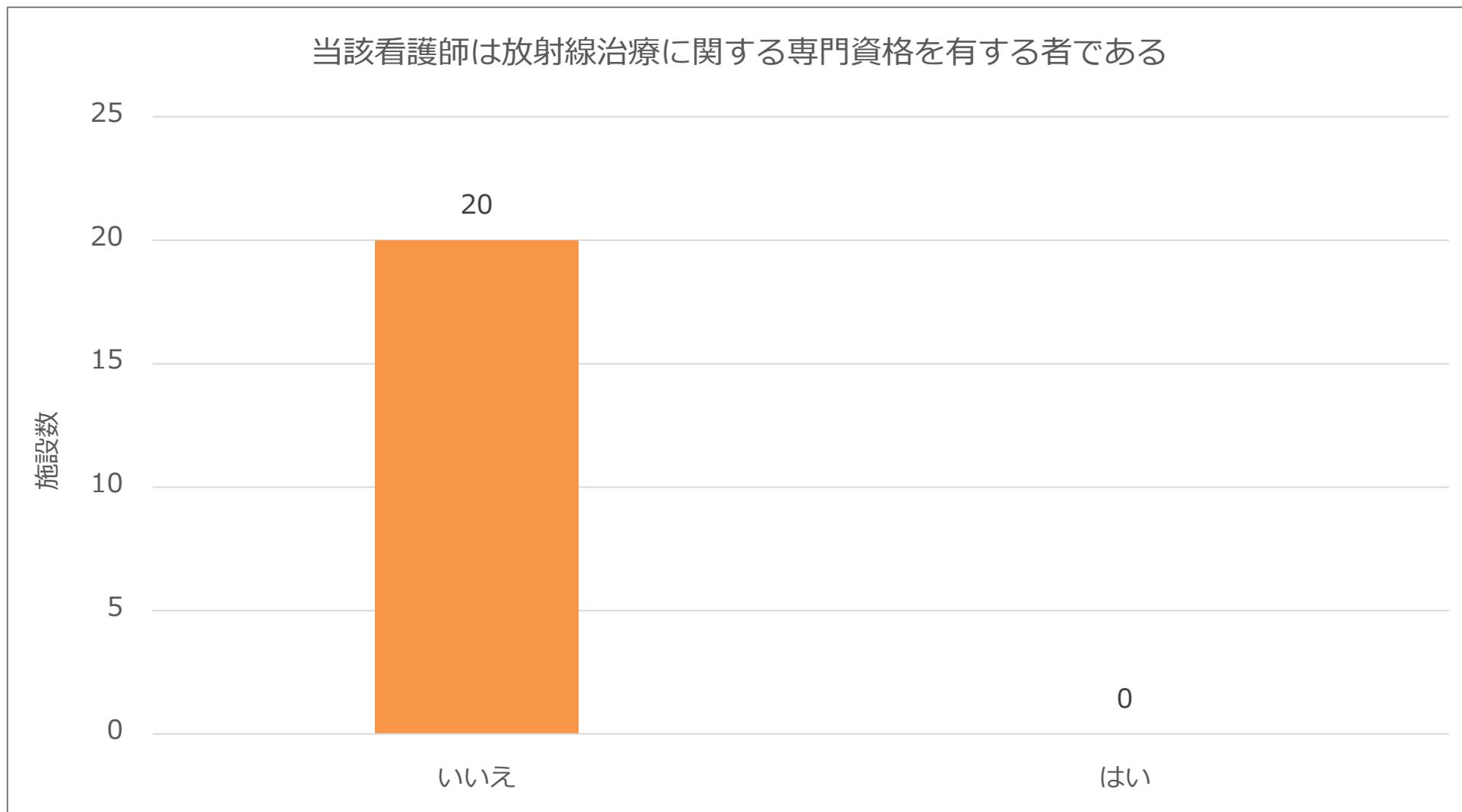
※令和3年9月1日時点の現況報告書から、地域がん診療病院46施設のうち放射線治療を実施する20施設にて集計を行ったもの。

## 参考：診療従事者の配置状況（一部抜粋）



※令和3年9月1日時点の現況報告書から、地域がん診療病院46施設のうち放射線治療を実施する20施設にて集計を行ったもの。

## 参考：診療従事者の配置状況（一部抜粋）



※令和3年9月1日時点の現況報告書から、地域がん診療病院46施設のうち放射線治療を実施する20施設にて集計を行ったもの。

令和4年4月1日

医療に関する広告が可能となった医師等の専門性に関する資格名（厚生労働大臣に届出がなされた団体の認定するもの）等について

平成14年4月1日付けの医療機関の広告規制の緩和に伴い、医師又は歯科医師の専門性に関し、告示で定める基準を満たすものとして厚生労働大臣に届出がなされた団体の認定する資格名が広告できることとなりました。

また、平成19年4月1日より薬剤師、看護師その他の専門性についても、同様に告示で定める基準を満たすものとして厚生労働大臣に届出がなされた団体の認定する資格名が広告できることとなりました。

令和3年10月1日より、医師又は歯科専門医については、一般社団法人日本専門医機構又は一般社団法人日本歯科専門医機構が行う専門性に関する認定を受けた旨が広告することができる事項に追加されたとともに、厚生労働大臣に届出がなされた団体の認定資格名が広告することができる事項から除かれました。ただし、令和3年10月1日以前に厚生労働大臣に届出がなされた団体の認定資格名については、一定の場合を除き、当分の間、なお従前の間広告することができる旨の経過措置が設定されています。

現在、医師等の専門性については、以下の団体が認定する資格名について広告が可能となっております。日本専門医機構及び日本歯科専門医機構が認定する資格名については、医療広告ガイドラインに記載しています。

- |        |          |            |
|--------|----------|------------|
| ・ 医 師  | 資格名の数 56 | (団体の数 58)  |
| ・ 歯科医師 | 資格名の数 5  | (団体の数 5)   |
| ・ 薬剤師  | 資格名の数 1  | (団体の数 1)   |
| ・ 看護師  | 資格名の数 27 | (団体の数 1)   |
| (合 計   | 資格名の数 89 | (団体の数 65)) |

### 【医師の専門性資格】

( 団 体 名 )	( 資 格 名 )
○公益社団法人 日本整形外科学会	整形外科専門医
○公益社団法人 日本皮膚科学会	皮膚科専門医
○公益社団法人 日本麻酔科学会	麻酔科専門医
○公益社団法人 日本医学放射線学会	放射線科専門医
○公益財団法人 日本眼科学会	眼科専門医
○公益社団法人 日本産科婦人科学会	産婦人科専門医
○一般社団法人 日本耳鼻咽喉科学会	耳鼻咽喉科専門医
○一般社団法人 日本泌尿器科学会	泌尿器科専門医
○一般社団法人 日本形成外科学会	形成外科専門医
○一般社団法人 日本病理学会	病理専門医
○一般社団法人 日本内科学会	総合内科専門医
○一般社団法人 日本外科学会	外科専門医
○一般社団法人 日本糖尿病学会	糖尿病専門医
○一般社団法人 日本肝臓学会	肝臓専門医
○一般社団法人 日本感染症学会	感染症専門医

○一般社団法人	日本救急医学会	救急科専門医
○一般社団法人	日本血液学会	血液専門医
○一般社団法人	日本循環器学会	循環器専門医
○一般社団法人	日本呼吸器学会	呼吸器専門医
○一般財団法人	日本消化器病学会	消化器病専門医
○一般社団法人	日本腎臓学会	腎臓専門医
○公益社団法人	日本小児科学会	小児科専門医
○一般社団法人	日本内分泌学会	内分泌代謝科専門医
○一般社団法人	日本消化器外科学会	消化器外科専門医
○公益社団法人	日本超音波医学会	超音波専門医
○公益社団法人	日本臨床細胞学会	細胞診専門医
○一般社団法人	日本透析医学会	透析専門医
○一般社団法人	日本脳神経外科学会	脳神経外科専門医
○公益社団法人	日本リハビリテーション医学会	リハビリテーション科専門医
○一般社団法人	日本老年医学会	老年病専門医
○一般社団法人	日本胸部外科学会	心臓血管外科専門医
○特定非営利活動法人	日本血管外科学会	心臓血管外科専門医
○特定非営利活動法人	日本心臓血管外科学会	心臓血管外科専門医
○特定非営利活動法人	日本胸部外科学会	呼吸器外科専門医
○特定非営利活動法人	日本呼吸器外科学会	呼吸器外科専門医
○一般社団法人	日本消化器内視鏡学会	消化器内視鏡専門医
○特定非営利活動法人	日本小児外科学会	小児外科専門医
○一般社団法人	日本神経学会	神経内科専門医
○一般社団法人	日本リウマチ学会	リウマチ専門医
○一般社団法人	日本乳癌学会	乳腺専門医
○一般社団法人	日本人類遺伝学会	臨床遺伝専門医
○一般社団法人	日本東洋医学会	漢方専門医
○特定非営利活動法人	日本レーザー医学会	レーザー専門医
○特定非営利活動法人	日本呼吸器内視鏡学会	気管支鏡専門医
○一般社団法人	日本アレルギー学会	アレルギー専門医
○一般社団法人	日本核医学会	核医学専門医
○特定非営利活動法人	日本気管食道科学会	気管食道科専門医
○一般社団法人	日本大腸肛門病学会	大腸肛門病専門医
○公益社団法人	日本婦人科腫瘍学会	婦人科腫瘍専門医
○一般社団法人	日本ペインクリニック学会	ペインクリニック専門医
○一般社団法人	日本熱傷学会	熱傷専門医
○特定非営利活動法人	日本脳神経血管内治療学会	脳血管内治療専門医
○公益社団法人	日本臨床腫瘍学会	がん薬物療法専門医
○一般社団法人	日本周産期・新生児医学会	周産期（新生児）専門医
○一般社団法人	日本生殖医学会	生殖医療専門医
○一般社団法人	日本小児神経学会	小児神経専門医
○特定非営利活動法人	日本心療内科学会	心療内科専門医
○一般社団法人	日本総合病院精神医学会	一般病院連携精神医学専門医
○公益社団法人	日本精神神経学会	精神科専門医

【歯科医師の専門性資格】

